

令和5年度

# 沖縄県水防計画



沖縄県



# 目次

第1章	総則	1
1	目的	1
2	用語の定義	1
3	水防の責任	3
4	津波における留意事項	6
5	安全配慮	6
6	水防知識の普及	7
第2章	水防組織	8
1	県の水防組織	8
2	水防管理団体の水防組織	9
第3章	重要水防区域及び災害危険区域	10
第4章	注意報、警報及び特別警報の発表及び諸観測の通報	11
1	注意報、警報及び特別警報の発表と水防関係者の措置	11
2	水位等の観測、通報及び公表	18
第5章	出動、監視、警戒及び水防作業	20
1	出動	20
2	監視及び警戒	20
3	非常事態時の水防作業	20
第6章	通信連絡及び輸送	22
1	通信連絡	22
2	報道機関の活用	22
3	輸送	22
	[沖縄県総合行政情報通信ネットワーク ネットワーク構成局]	23
第7章	ダム・水門等の操作	24
1	ダム・水門等	24
2	操作の連絡	24
3	連絡系統	25
第8章	避難のための立退き	26
第9章	費用負担と公用負担	26
1	水防管理団体の水防に要する費用	26
2	公用負担	26
3	損失補償	27

第10章	水防解除	27
第11章	水防報告と水防記録	28
1	水防報告	28
2	水防記録	28
	〔水防活動実施状況報告書〕	29
	〔水防活動報告書〕	30
	〔水防活動実施報告書〕	31
第12章	水防管理団体の水防計画	32
第13章	水防施設及び水防器具	32
第14章	水防標識、信号及び身分証票	32
1	水防標識	32
2	水防職員の標識	33
3	水防信号	33
4	身分証票	34
第15章	水防訓練	35
第16章	知事が水位到達情報(氾濫危険水位・護岸天端高水位)の通知及び周知を行う河川	36
1	県知事が水位到達情報(氾濫危険水位)の通知及び周知を行う河川	36
2	水位観測所の位置と水位	36
3	通知者及び通知先	37
4	情報の種類と発表基準	38
5	情報伝達手段	38
	〔氾濫危険情報FAX伝達様式(氾濫危険水位)〕	39
	〔氾濫危険情報FAX伝達様式(護岸天端高水位)〕	40
	〔水位周知河川 欠測情報 伝達様式〕	41
第17章	協力及び応援	
1	河川管理者の協力	42
第18章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
1	洪水、内水、高潮対応	43
2	津波対応	45
別表		
別表1	重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)	47
別表2	重要水防区域内で危険と予想される区域(海岸)	50
別表3	重要水防区域外で危険と予想される区域(河川)	51
別表4	重要水防区域外で危険と予想される区域(海岸)	52

別表5	土石流危険溪流	53
別表6	地すべりによる危険が予想される箇所	68
別表7	急傾斜地崩壊危険箇所	74
別表8-1	道路(県管理道路)危険区域	118
別表8-2	道路(国管理道路)危険区域	120
別表9	水門・樋門・陸閘等設置箇所一覧表	121

## 資料編

1	河川現状	
	2級河川指定一覧表	122
	準用河川指定一覧表	128
2	海岸保全区域指定一覧表	
	国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域一覧表	129
	国土交通省港湾局所管海岸保全区域一覧表	132
	農林水産省農村振興局所管海岸保全区域一覧表	135
	水産庁所管海岸保全区域一覧表	138
3	砂防指定一覧表	141
4	地すべり防止区域指定一覧表	147
5	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	149
6	関係法令等	
	沖縄県水防協議会条例	152
	水防法、同施行令、同施行規則	153
	水防法の施行について	180
	気象業務法[抄]	182
	気象業務法施行令[抄]	184
	水防法関係フローチャート	186
	水防法関係法令の推移	187
	沖縄気象台管内 警報・注意報基準	188
	沖縄気象台管内 警報基準、注意報基準一覧表の解説	190
	特別警報・警報・注意報の種類と概要	191
	津波警報等の種類と発表基準	194
7	令和4年度沖縄県水防協議会委員名簿	199
8	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号	200

# 第1章 総則

## 1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 2 用語の定義

この水防計画において、主な水防用語の定義は次のとおりである。

### (1) 水防管理団体（法第2条第2項）・水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体とは、水防の責任を有する市町村をいい、水防管理者とは市町村長をいう。

### (2) 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。

### (3) 消防機関・消防機関の長（法第2条第4項、第5項）

消防機関とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいい、消防機関の長とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

### (4) 水防団（法第6条）

水防団とは、水防団長及び水防団員をもって組織する団体をいう。

### (5) 量水標管理者（法第12条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。

### (6) 水防協力団体（法第36条第1項）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

### (7) 洪水予報河川（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるものとして国土交通大臣又は知事が指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

### (8) 水防警報（法第2条第8項、法第16条）

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通

大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(9) 水位周知河川（法第13条）

洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして国土交通大臣又は知事が指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事は水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(10) 水位周知下水道（法第13条の2）

知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

(11) 水位周知海岸（法第13条の3）

知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(16) 氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 内水氾濫危険水位（法第13条の2第1項及び第2項）

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(18) 洪水特別警戒水位（法第13条第1項及び第2項）

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(19) 雨水出水特別警戒水位（法第13条の2第1項及び第2項）

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 高潮特別警戒水位（法第13条の3）

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(22) 洪水浸水想定区域（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。

(23) 内水浸水想定区域（法第14条の2）

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(24) 高潮浸水想定区域（法第14条の3）

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう。

(25) 浸水被害軽減地区（法第15条の6）

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。

### 3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）具体的には、主に次のような事務を行う。

①指定水防管理団体の指定（法第4条）

②水防計画の作成及び公表を行う。（法第7条第1項、第7項）

- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤県の水位周知河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、これに達したときは氾濫警戒情報を水防管理者等へ通知する。（法第13条第2項）
- ⑥洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧県の水位周知河川において、洪水浸水想定区域を指定する。（法第14条）
- ⑨水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑩水防に関する報告を水防管理団体から受け、国に対し報告を行う。（法第47条）
- ⑪沖縄気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、水防管理者等へ通知する。
- ⑫洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑬沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会の運営（法第15条の10）
- ⑭水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑮水防信号の指定（法第20条）
- ⑯避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑰緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑱水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑳水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

## （2）水防管理団体（市町村）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険な箇所を管理者へ連絡し必要な措置を求める。（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- ⑦水位周知河川において浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法や円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止等の事項について定め、印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の方法により、住民、滞在者その他の者に周知する。（法第15条）
- ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保

- 計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
  - ⑪予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
  - ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
  - ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
  - ⑭警戒区域の設定（法第21条）
  - ⑮警察官の援助の要求（法第22条）
  - ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
  - ⑰堤防等が決壊した場合、関係者へ通報し被害の拡大防止に努める。（法第25条、第26条）
  - ⑱水防に関する報告を県又は国に行う。（法第47条）
  - ⑲氾濫警戒情報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合、住民に周知する。
  - ⑳避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
  - ㉑公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
  - ㉒避難のための立退きの指示（法第29条）
  - ㉓水防訓練の実施（法第32条の2）
  - ㉔（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
  - ㉕（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
  - ㉖水防協力団体の指定・公示（法第36条）
  - ㉗水防協力団体に対する監督等（法第39条）
  - ㉘水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
  - ㉙水防従事者に対する災害補償（法第45条）
  - ㉚消防事務との調整（法第50条）

### （3）国土交通省の責任

- ①洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ③大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ④水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑤重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑥洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要するときは特定緊急水防活動を行うことができる。（法第32条）
- ⑦水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑧都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

### （4）河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

#### (5) 沖縄気象台等の責任

- ①気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通省及び県に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。(法第10条第1項、気象業務法第14条の2)
- ②県と共同で土砂災害警戒情報を発表し、関係機関へ通知し報道機関等を通じて一般へ周知する。

#### (6) 通信・報道機関の責任

- ①通信機関は、水防上緊急を要する通信が、最も迅速に行われるように協力する。(法第27条)
- ②報道機関は、沖縄気象台等が発表する注意報、警報及び特別警報、県が発表する氾濫警戒情報、県と沖縄気象台等(南大東島地方気象台除く)が共同発表する土砂災害警戒情報を一般に周知するよう努める。

#### (7) 居住者等の義務

- ①水防のためやむを得ない必要があるときに、水防管理者や消防機関の長から要請を受けたその区域内に居住する者、又はその現場にいる者は、水防に従事する。(法第24条)
- ②水防通信への協力(法第27条)

#### (8) 水防協力団体の義務

- ①決壊の通報(法第25条)
- ②決壊後の処置(法第26条)
- ③水防訓練の実施(法第32条の2)
- ④津波避難訓練への参加(法第32条の3)
- ⑤業務の実施等(法第36条、第37条、第38条)

### 4 津波における留意事項(法第7条2項)

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 5 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

## 6 水防知識の普及

水防知識の普及は、県・水防管理団体において次の方法により行うほか適宜、関係機関の協力を得て行うものとする。

### (1) 水防月間

毎年5月の水防月間を通して、各機関の協力を得て県民一般に水防の重要性と水防思想の普及を図り、水防に対する県民の理解と協力を深めるものとする。

### (2) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネットその他一般広報紙等による普及

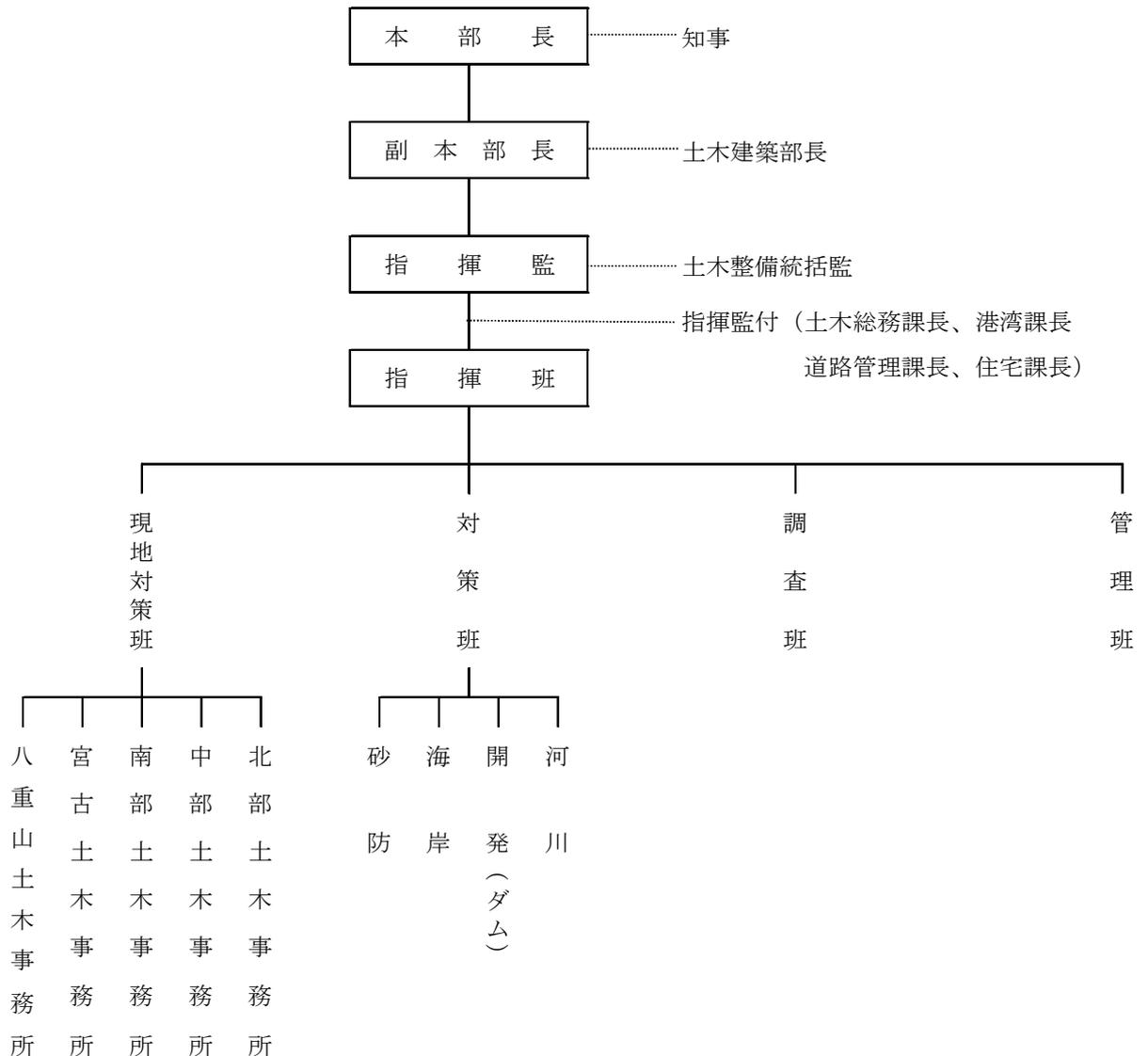
- ①ラジオ、テレビ等の放送による普及
- ②インターネットによる普及
- ③新聞による普及
- ④広報紙その他の刊行物による普及
- ⑤その他の方法による普及

## 第2章 水防組織

### 1 県の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなったと認められるときまで、県は海岸防災課に沖縄県水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、次の組織で水防事務を処理する。但し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく沖縄県災害対策本部が設置された場合は、同本部の一環として水防業務の遂行に努めるものとする。

(1) 組織系統図



(2) 水防本部の事務分担

班名	班長	副班長又は班員	事務
指揮班	海岸防災課長	河川課長	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策
管理班	海岸防災課及び河川課 管理班長	海岸防災課及び 河川課管理班員	水防業務全般にわたる企画、水防資材の整備 、 各班の連絡調整
調査班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 企画開発班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 企画開発班員	公共土木施設の災害状況の記録、報告 災害応急復旧の調整 気象情報の整備
対策班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 河川班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 河川班員	河川、海岸、砂防、ダムの水防対策、指導
現地 対策班	各土木事務所長	職員	所管区域の水防指導及び対策、現地の災害調査

(3) 各土木事務所の所管区域

各土木事務所の所管区域は、沖縄県行政組織規則第232条に規定する所管区域のとおりとする。

名称	所管区域
沖縄県北部土木事務所	名護市、国頭郡、島尻郡伊平屋村及び伊是名村
沖縄県中部土木事務所	うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、中頭郡
沖縄県南部土木事務所	那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く）
沖縄県宮古土木事務所	宮古島市、宮古郡
沖縄県八重山土木事務所	石垣市、八重山郡

## 2 水防管理団体の水防組織

(1) 水防管理団体（市町村）は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを、警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団、その他、必要な機関を組織しておくものとする。

(2) 都道府県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして取組を推進するものとする。

## 第3章 重要水防区域及び災害危険区域

### 1 重要水防区域

管内の河川、海岸で特に重要な水防区域と認められる区域内で危険と予想される区域は、別表1、別表2のとおりである。

### 2 重要水防区域外で危険と予想される区域

管内の河川、海岸の重要水防区域外で危険と予想される区域は、別表3、別表4のとおりである。

### 3 土石流危険渓流、地すべりによる危険が予想される箇所、および急傾斜地崩壊危険箇所等は、別表5、別表6、別表7のとおりである。

### 4 道路（国道、県道）危険区域は、別表8のとおりである。

## 第4章 注意報、警報及び特別警報の発表及び諸観測の通報

### 1 注意報、警報及び特別警報の発表と水防関係者の措置

#### (1) 沖縄気象台等が行う予報及び警報

①沖縄気象台、南大東島地方気象台、宮古島地方気象台及び石垣島地方気象台（以下「沖縄気象台等」という。）各台長は、気象等の状況により洪水、高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関に協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。また、沖縄気象台長は、津波のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、沖縄気象台等各台長は、必要に応じ報道機関に協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。（法第10条第1項）

②沖縄気象台等が気象業務法に基づき行う予報及び警報のうち、洪水、津波又は高潮に関する注意報、警報及び特別警報は、次のとおりである。

- ・気象注意報、気象警報、気象特別警報
- ・高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報
- ・洪水注意報、洪水警報
- ・津波注意報、津波警報、大津波警報（津波特別警報）

③水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

#### (2) 県水防本部の措置

##### ①注意報の発表に対する措置

- ・沖縄気象台等と連絡を緊密にし、沖縄気象台等の通報に基づいて関係機関へ通報するものとする。
- ・注意報が発表されて必要と認められた場合は、水防本部において別に編成した1個班は待機し、水防活動を行うものとする。

##### ②警報及び特別警報の発表に対する措置

- ・沖縄気象台等と連絡を緊密にし、沖縄気象台等の通報に基づいて関係機関に警報及び特別警報について急報し、水防について万全を期するように指示するものとする。
- ・警報及び特別警報が発表された場合は、指揮班長以下全班員が待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、気象状況等により、待機職員を減ずることができる。

#### (3) 現地対策班の措置

##### ①注意報の発表に対する措置

県水防本部から注意報発表の連絡及び指示を受けたときは、直ちに管内の水防管理者、その他関係機関に必要な連絡及び指示をするとともに、土木事務所等において別に編成した1個班は待機し、水防活動を行うものとする。ただし、地域の状況等により、待機職員を減ずることができる。

##### ②警報及び特別警報の発表に対する措置

県水防本部から警報及び特別警報発表の通報を受けたときは、その状況を水防管理者その他の関係者に急報し、本部の編成に準じて別に各班で編成した該当職員は待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、気象の状況等により、待機職員を減ずることができる。

(4) 水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部又は所轄土木事務所等から注意報、警報及び特別警報の通報を受けたとき又は自ら必要と認めるときは、直ちに管内の水防団、消防機関を水防活動態勢に入らせるとともに、管内の諸般の状況を県水防本部又は所轄土木事務所長等に報告するものとする。

(5) 各関係機関の措置

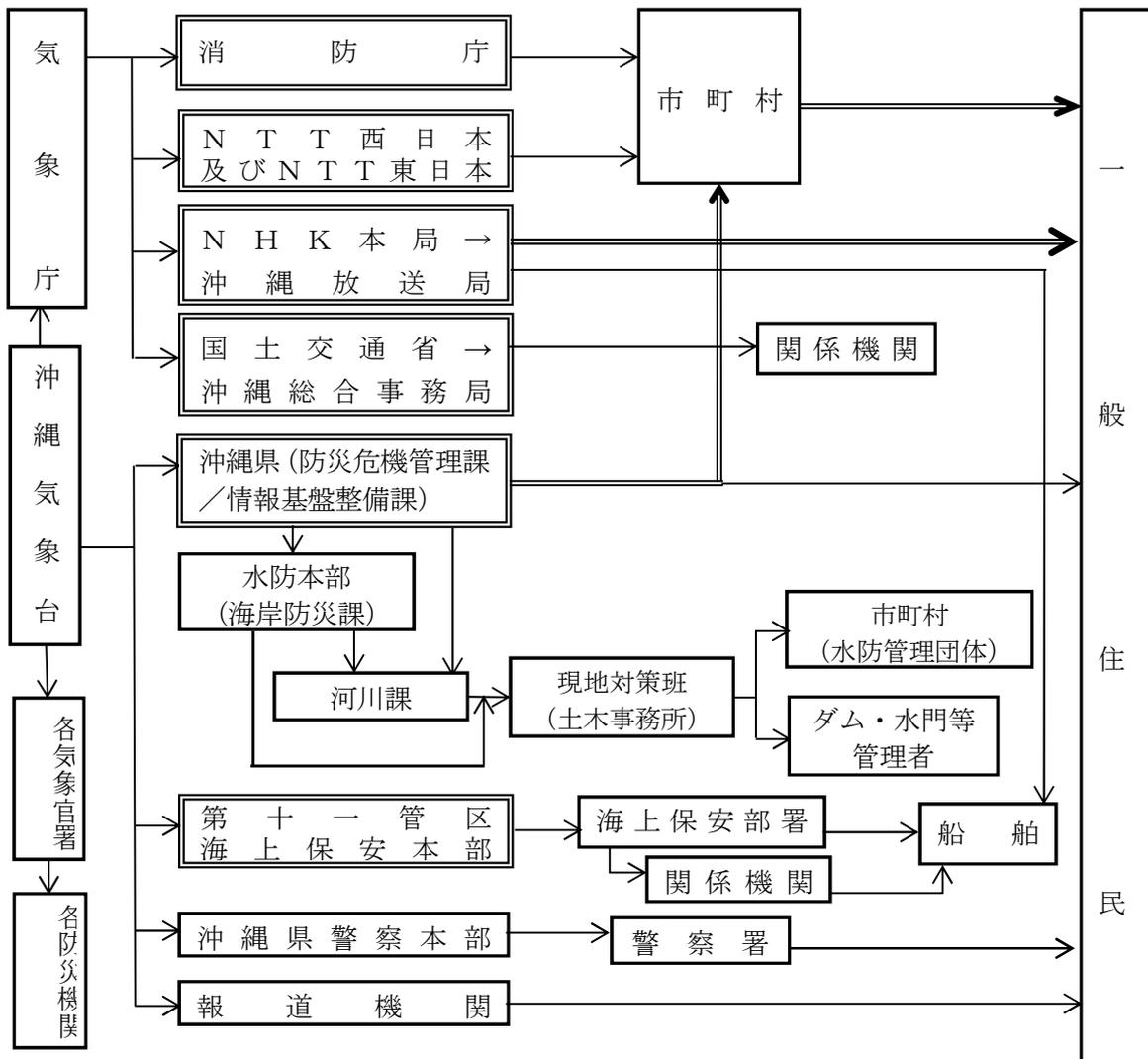
沖縄気象台等から注意報、警報及び特別警報の通報を受けた各関係機関が実施する事項は、次のとおりとする。(気象業務法第15条)

- ①消防庁、NTT西日本：関係市町村に直ちに通知する。
- ②第十一管区海上保安本部：航海中及び入港中の船舶に直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- ③NHK沖縄放送局：放送により直ちに周知する。

(6) 気象警報等の伝達系統図及び水防業務連絡系統図

①気象警報等の伝達系統図

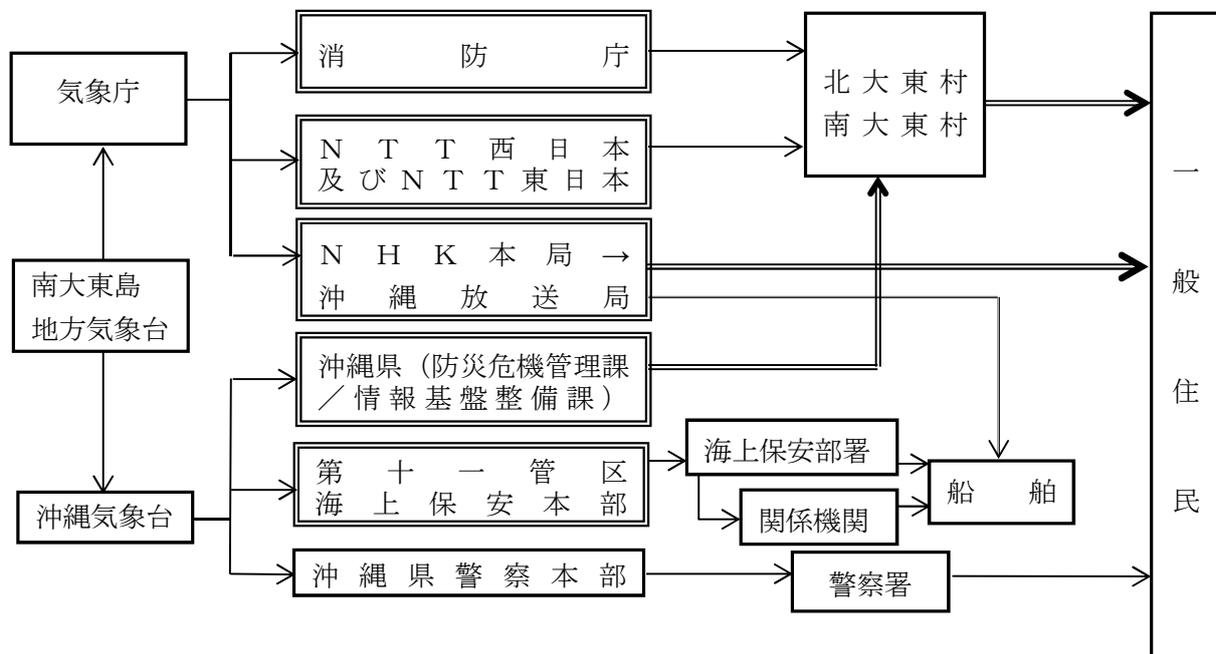
(沖縄本島地方)



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

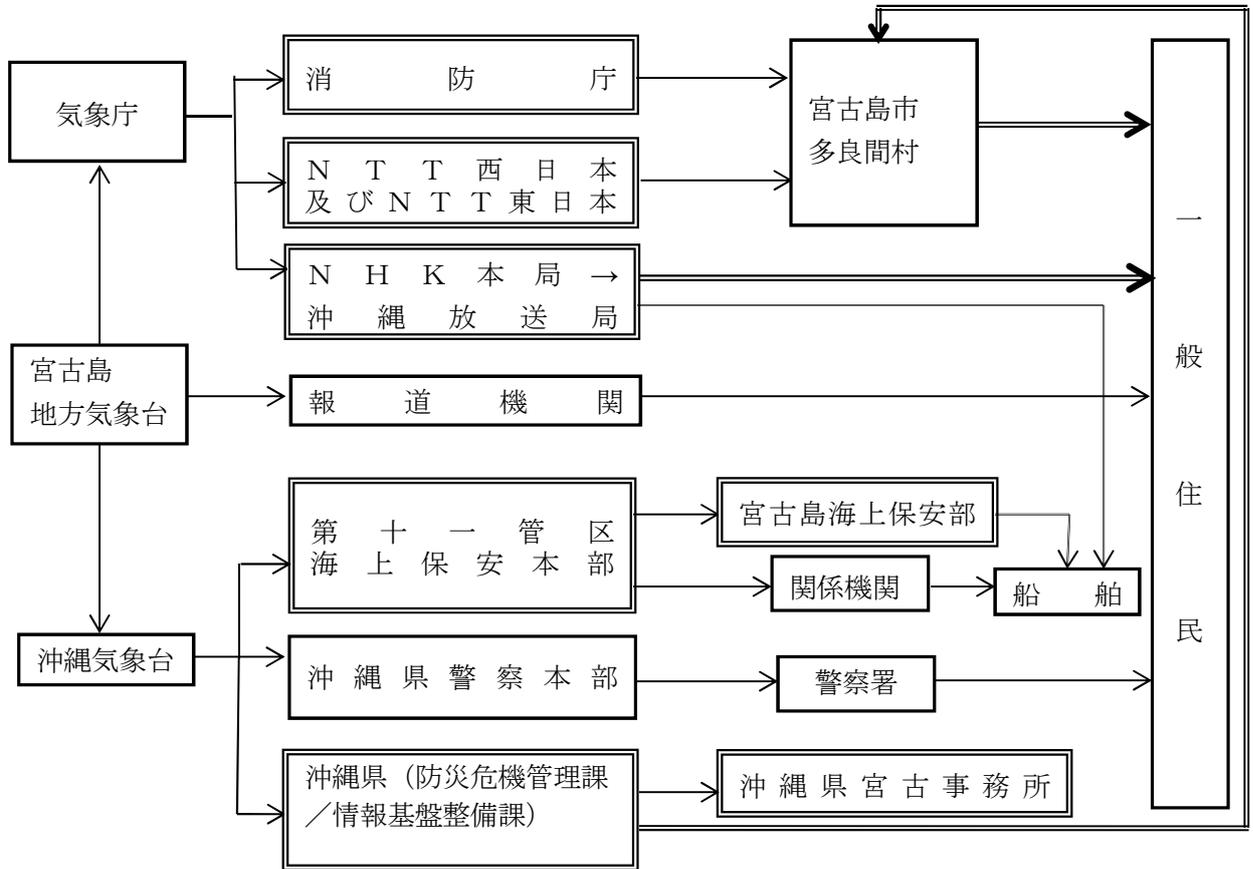
(大東島地方)



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

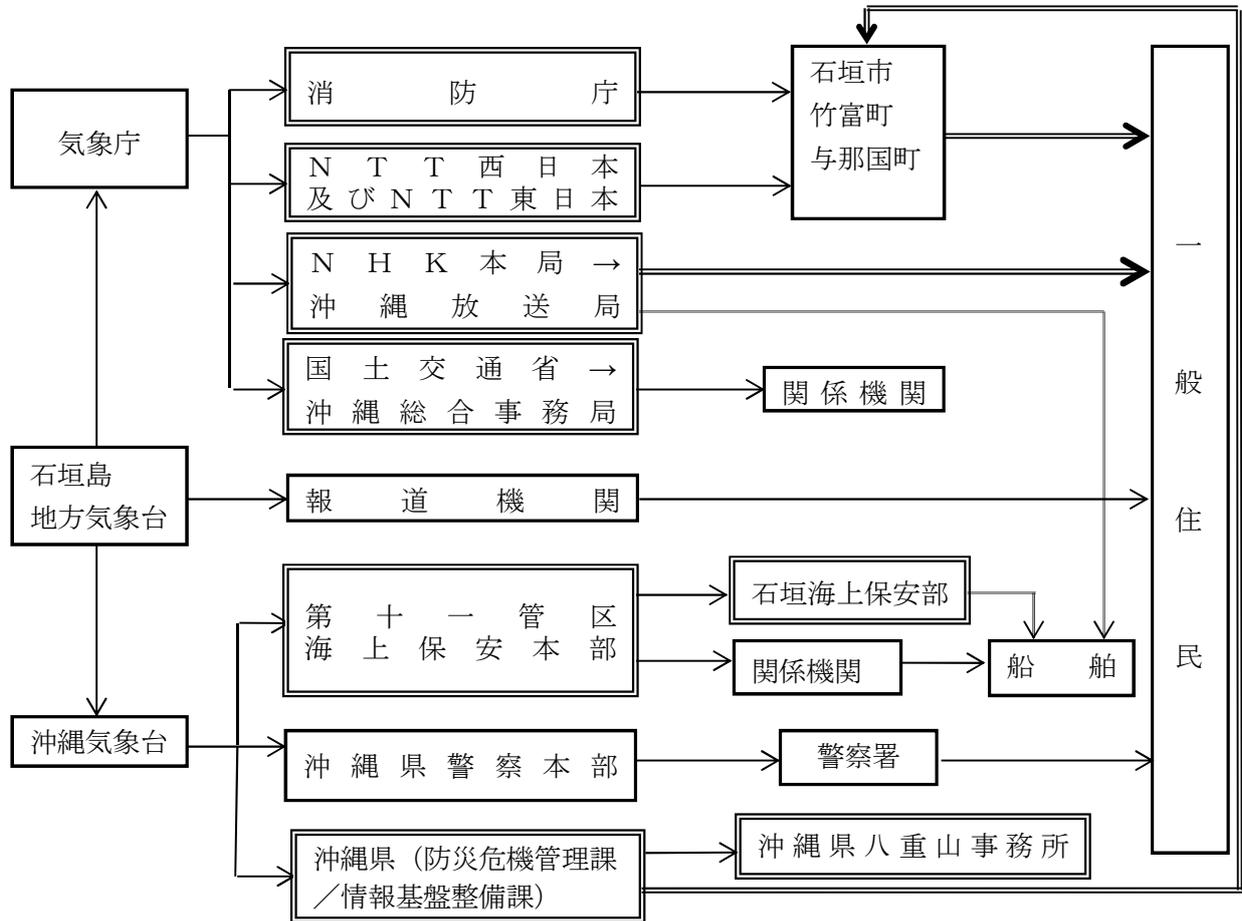
(宮古島地方)



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

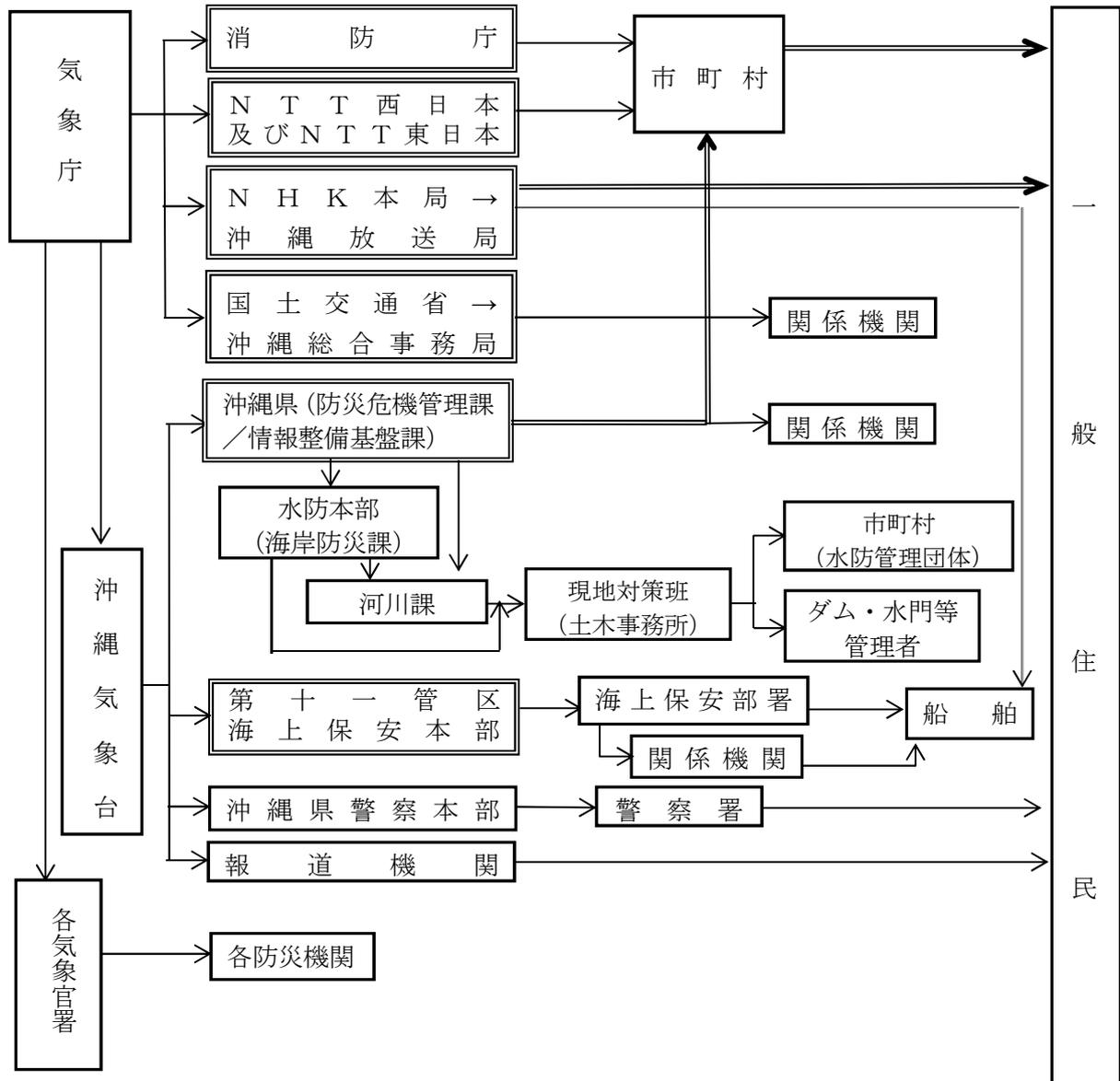
(八重山地方)



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

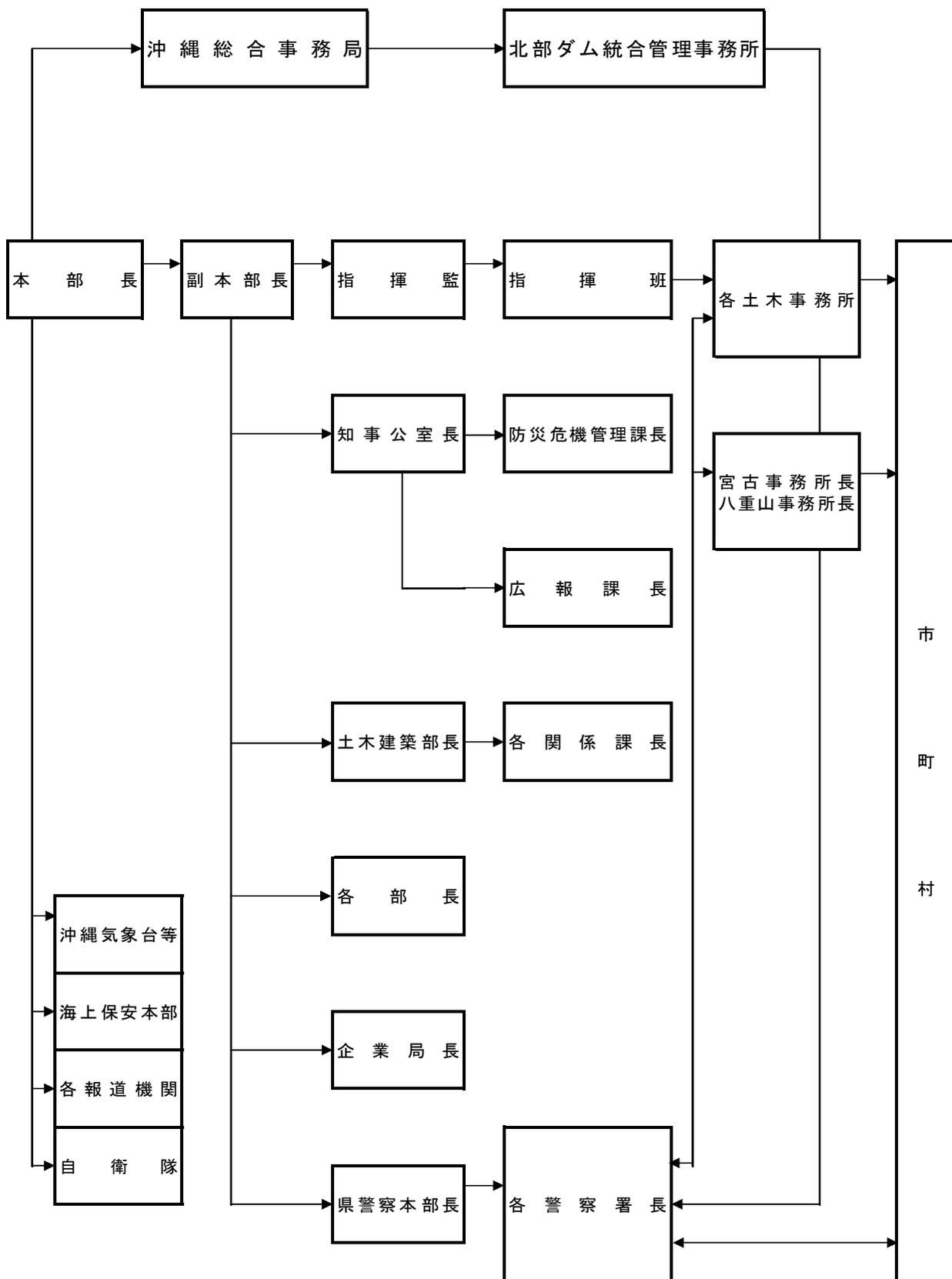
②津波警報等の伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

③水防業務連絡系統図



## 2 水位等の観測、通報及び公表

### (1) 雨量

県水防本部は、気象状況により相当の降雨が予想される時は、各土木事務所等と緊密な連絡をとり必要に応じ管内の雨量を報告させる。

### (2) 水位

- ①水防管理者は、気象関係報道又は自らの判断で出水のおそれがあることを知った場合、所轄土木事務所長等に通報しなければならない。
- ②土木事務所長等は、①の通報を受けた場合は、直ちに県水防本部に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。
- ③県河川課は、水位の公表については、沖縄県防災情報ポータル「ハイサイ！防災で～びる」により、インターネットを通じて水位情報を提供する。
- ④県河川課は、水位周知河川において観測機器の故障等により欠測が発生する場合は、その状況を関係機関等に速やかに周知する。
- ⑤県河川課は、欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

### (3) 潮位

- ①水防管理者は、自らの判断により高潮又は津波のおそれが予想される場合、所轄土木事務所長等に通報しなければならない。
- ②土木事務所長等は、①の通報を受けたときは直ちに県水防本部に通報しなければならない。

### (4) 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

#### ①沖縄県防災情報（ハイサイ！防災で～びる）

<https://bousai-okinawa.my.salesforce-sites.com/>

#### ②気象情報

##### 気象庁

- ・あなたの町の防災情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

- ・気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

### ③雨量・河川水位情報

- ・ 沖縄県河川情報システム（沖縄県防災情報「ハイサイ！防災で〜びる」）

<http://www.bousai.okinawa.jp/river/kasen/>

#### 国土交通省

- ・ 川の防災情報

【PC版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

- ・ NHK沖縄放送局 地上デジタルテレビ データ放送

### ④潮位・波高

#### 国土交通省

- ・ 海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】 <http://mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】 <http://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・ 潮位情報リンク [http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui\\_map.html](http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html)

#### 気象庁

- ・ 潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

- ・ 海洋の健康診断表

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>

- ・ 波浪に関するデータ

[https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index\\_wave.html](https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html)

## 第5章 出動、監視、警戒及び水防作業

気象注意報・警報の発表があった場合における水防関係職員、その他の関係者の水防のための出動、監視、警戒及び水防作業は、気象の状況、水位の状況等によって次のとおり実施するものとする。

### 1 出動

#### (1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下の水防団又は消防機関等に対し出動準備をさせる。

- ① 河川等の水位が上昇し、危険が予想され、かつ、出動の必要が予想される時。
- ② 気象状況等から高潮又は津波の危険が予知される時。

#### (2) 出動

水防管理者は、次の場合あらかじめ定められた計画に従い直ちに管下の水防団又は消防機関等を出動させて警戒配置につかせ、その旨土木事務所長等に報告するものとする。

- ① 河川の水位が上昇し、非常事態が予想される時。
- ② 堤防等に異常を発見した時。
- ③ 気象状況等により高潮又は津波の危険が予知され非常事態が予想される時。

### 2 監視及び警戒

#### (1) 常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、常時監視員を設けて随時区域内の河川、海岸堤防等を監視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

#### (2) 非常警戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防等を監視し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに所轄土木事務所長等に報告し、土木事務所長等は県水防本部に報告するものとする。

#### (3) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

### 3 非常事態時の水防作業

#### (1) 非常事態の発生

堤防等が決壊し、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した場合は、その区域の水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を所轄土木事務所長等、氾濫のおそれのある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報するとともに、被害の拡大を防止しなければならない。

#### (2) 応援

水防のため、緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。

らない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 警察官の出動

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

(4) 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、沖縄県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

(5) 水防作業

水防作業を実施するにあたっては、流速、法面、護岸等の状態を考慮して使用材料がその付近で得やすい工法を施行し、極力水害の防止に努めなければならない。

## 第6章 通信連絡及び輸送

### 1 通信連絡

- (1) 水防時において通信連絡を確保することは水防活動の根源であり、電話、無線電話等の通信施設の強化に努めることにより通信連絡の迅速、確実を期するものとする。
- (2) 水防時に有線及び無線の通信を要する連絡系統は第4章1-(5)に定めたものとする。
- (3) 県の通信施設として、沖縄県総合行政情報通信ネットワークを水防活動に必要な情報収集連絡に使用する。

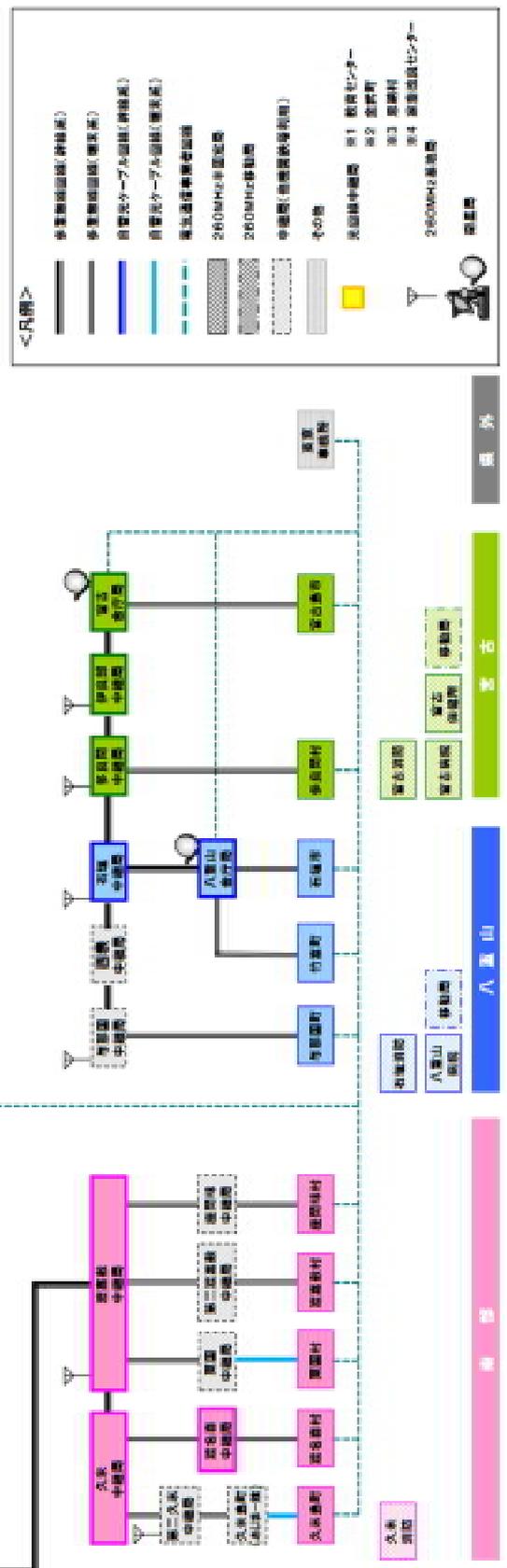
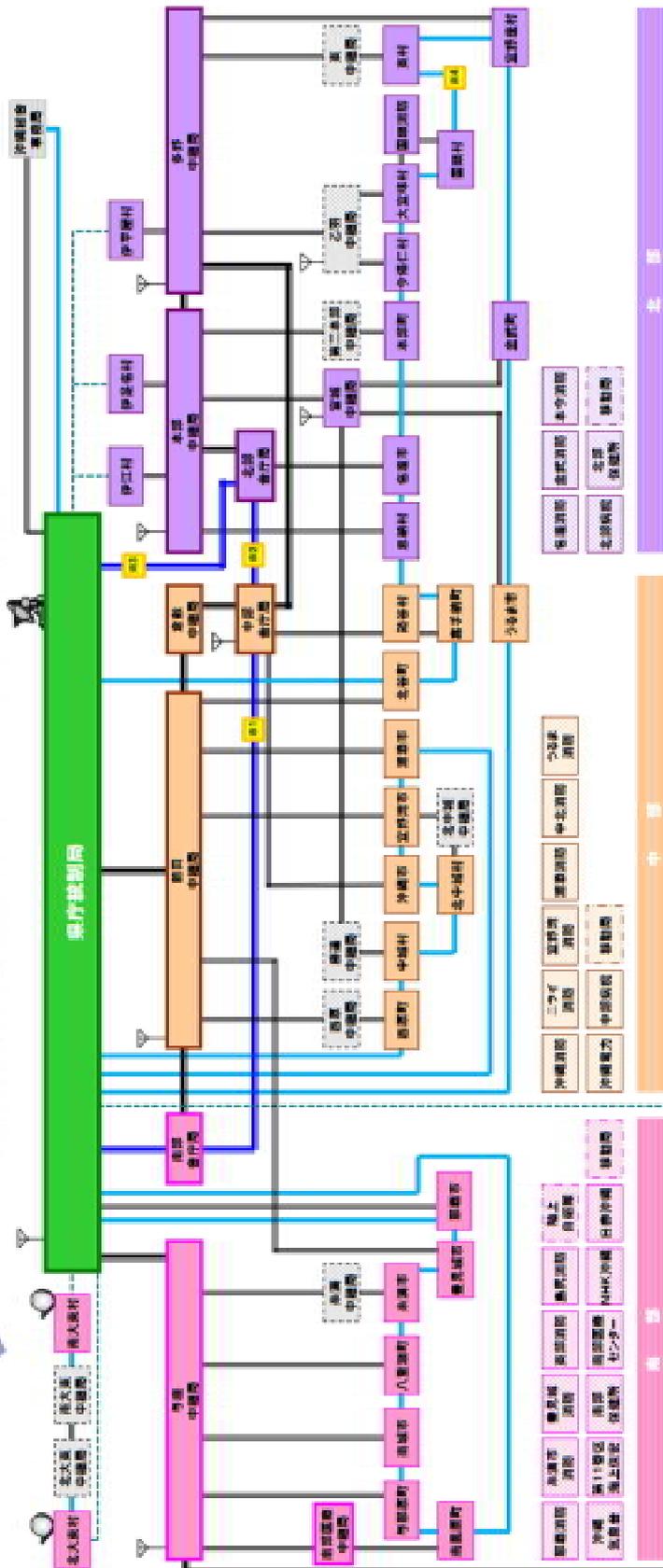
### 2 報道機関の活用

県水防本部は、各種災害対策事項の伝達については、放送局等の全面的な協力により、これを報道するものとする。

### 3 輸送

- (1) 県水防本部と各土木事務所等間の輸送経路については、県水防本部において管内の通報に基づく状態に従って決定し、輸送の正確を図るものとする。
- (2) 土木事務所長等と水防管理団体の輸送経路については、土木事務所長等が決め、状況に応じて輸送経路を指示するものとする。

# 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク ネットワーク構成局



## 第7章 ダム・水門等の操作

### 1 ダム・水門等

#### (1) 河川区間のダム・水門等（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は、以下のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当者	連絡先
真栄里ダム	宮良川	石垣市	治水、 かんがい 用水	沖縄県	八重山 土木事務所長	0980-83-0233 (真栄里ダム管理所)
座間味ダム	内川	座間味 村	治水、 水道用水	沖縄県	南部 土木事務所長	098-987-2837 (座間味ダム管理所)
金城ダム	安里川	那覇市	治水	沖縄県	南部 土木事務所長	098-885-5210 (金城ダム管理所)
倉敷ダム	与那原 川	沖縄市 うるま 市	治水、 水道用水	沖縄県	中部 土木事務所長	098-938-9325 (倉敷ダム管理所)
我喜屋ダム	シチフ 川	伊平屋 村	治水、 水道用水	沖縄県	北部 土木事務所長	0980-46-2673 (我喜屋ダム管理所)
儀間ダム	儀間川	久米島 町	治水、 水道用水	沖縄県	南部 土木事務所長	098-896-8900 (儀間ダム管理所)
天願川可動堰	天願川	うるま 市	利水	沖縄県	うるま市	098-923-7600 うるま市都市建設部 維持管理課管理係
国場川3号樋 門	国場川	那覇市	治水	沖縄県	那覇市	098-941-7808 那覇市上下水道局 下水道課

#### (2) 海岸部の陸閘等（津波・高潮）

海岸部の陸閘等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

海岸部の陸閘等の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直

接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、沖縄県で管理する海岸部の陸閘等の設置箇所については、別表9のとおりである。

## 2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに県河川課、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。

「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定している。

## 3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

## 第8章 避難のための立退き

- 1 洪水、高潮、津波等により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき県水防本部長、その命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退き又はその準備を指示する。

水防管理者は、所轄警察署長とあらかじめ避難先、避難経路等について協議し、住民に周知しておく等必要な措置を講じておかななければならない。

また、水防管理者が立退きを指示したときは、速やかにその状況を所轄土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告しなければならない。

- 2 避難は、原則として避難者各自で行うものとし、必要に応じ関係機関の車両、舟艇等を利用する。

## 第9章 費用負担と公用負担

### 1 水防管理団体の水防に要する費用

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、その水防管理団体等に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定める。

### 2 公用負担

#### (1) 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- ③車両、その他の運搬具又は器具の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物、その他の障害物の処分

#### (2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定によって公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、これらの委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

第 号

公用負担権限委任証明書

年齢 氏名

上記の者に〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

令和 年 月 日

水防管理者（水防団長、消防機関の長）

氏名 印

### (3) 公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

第 号 公 用 負 担 証 票				
物 件	数 量	負担内容 (使用収用処分等)	期 間	摘 要
令和 年 月 日				
水防管理者氏名 印				
(水防団長、消防機関の長)				
事務取扱者氏名 印				
殿				

### 3 損失補償

上記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償しなければならない。

## 第10章 水防解除

1 水防管理者は、水位が減じ、警戒の必要がなくなったとき又は高潮若しくは津波のおそれなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに、所轄土木事務所等にその旨報告するものとする。

また、水防団及び消防団の水防活動体制の解除は、水位が減じて警戒の必要がなくなり、水防管理者が解除の指令をしたときとし、解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

2 土木事務所長等は、水防管理者からの報告により、所轄区域の水防管理団体がすべて水防活動体制を解除したときは、土木事務所等の水防体制を解除し、水防本部長に報告する。

3 水防本部長は、土木事務所長等からの報告により、県下の各土木事務所等がすべて水防体制を解除し、洪水又は高潮及び津波のおそれなくなったときは、水防本部の水防活動体制を解除し、その旨一般に周知させる。

# 第 1 1 章 水防報告と水防記録

## 1 水防報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは速やかに次の事項をとりまとめて別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式により、所轄土木事務所長等に報告するものとし、土木事務所長等は別記第 3 号様式により水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該報告について国（沖縄総合事務局）に報告するものとする。

- (1) 天候の状況
- (2) 出水の状況
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用資材の種類及び員数、並びに、消耗量及び回収量
- (7) 水防法第28条の規定による公用負担の種類及び数量
- (8) 応援の状況
- (9) 一般住民の出動状況
- (10) 警察の援助状況
- (11) 現地指導員の職氏名
- (12) 避難のための立退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

## 2 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の水防記録を作成し保管するものとする。

- (1) 出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻
- (2) 出動水防作業員の数
- (3) 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
- (4) 使用資材及び数量
- (5) 破損した器具、資材名及び数量
- (6) 警戒中の水位
- (7) 水防法第24条の規定により従事させた者の住所、氏名及びその理由
- (8) 収用又は購入の器具、資材名、その数量及びその事由並びにその理由
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
- (10) 水防作業中、負傷し疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- (11) 避難のための立退きを指示した理由
- (12) 支出費帳簿
- (13) その他記録

# 水防活動実施状況報告書

第1号様式

(管理団体名)

印

水防実施の 台風名又は 豪雨等名	川		警戒水位	報告 年月日	居住者出動状況
	右岸	左岸	雨量		
出水の 概況	川		地先		
水防実施 場所	右岸	左岸	先		現地指導員の職氏名
日	自	至	時		水防関係者の死傷
時	月	月	時		立退きの状況及びそれを 指示した理由
分	月	日	時		水防功労者の年齢及び 所属並びに功績概要
出動人員	水防団員	消防団員	その他		堤防その他の施設等の 状況異常を生じたときは その場所及び状況
水防作業の 概況及び 工法延長	人	人	人		水防活動に関する所見
	計	計	計		備考
水防の 結果	堤防	耕地面積	家屋	使用資材	備考
	効果	ha	戸		
被害	被害	ha	戸	金額	
	被害額	円	円	数量	
他の団体 よりの 応援状況	円	円	円	金額	
	合計	合計	合計	金額	
	合計	合計	合計	金額	

記載要領  
 1 各水防管理団体及び土木事務所等で水防を行った箇所ごとに作成すること。  
 2 各水防管理団体は、所轄土木事務所長等に箇所ごとの報告書を2部提出すること。

令和\_\_年台風第\_\_号における水防活動  
(沖縄県\_\_消防団・令和\_\_年\_\_月\_\_日～\_\_日)

○概要

(被害状況、出勤状況や活動内容などを記載)

【記入例】〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出勤延人数	主な活動内容
__月__日～__月__日 約__時間	名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み( 袋)</li> <li>・避難誘導( 世帯)</li> <li>・排水作業( 件)</li> </ul>

水防活動又は  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視

水防活動又は  
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輪工

水防活動又は  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工

水防活動又は  
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所  
地図

# 水防活動実施報告書

第3号様式

令和 年 月 日 事務所長等名

水防実施の 台風名又は 豪雨等名	出水の概況	水防実施箇所	水防実施の 日時及び 終了日時	出動人員数	水防作業の 概況	水防の 効果	被害	所用経費概要	
								堤防	m
				水防要員 人		耕地面積	ha.	管理 団体分	円
				消防団員 人		家屋	戸	計	円
						道路	m	戸 物件費	円
				県水防要員 人		使用資材(数量)			
				その他 人		管理団体名		県支出分	
				合計 人		品名	数量	金額	数量
						その他			

記載要領

- 1 土木事務所長等は各水防管理団体より提出された第1号様式の報告書を集計して第2号様式報告書を作成すること。
- 2 第2号様式の報告書に第1号様式の報告書1部を付して本部長(海岸防災課取扱い)あて提出すること。
- 3 記載要領
  - (1) 出水の概況.....出水当時の模様を具体的に記入すること。
  - (2) 水防実施箇所.....箇所数を記入すること。
  - (3) 水防実施の日時及び終了日時.....管内管理団体内中出動の最も早かったものと最終解決のものについて記入すること。
  - (4) 作業の概況.....工法の種類並びに工法ごとの箇所数及び延長を記入すること。
  - (5) 枠内に記入できない項目については別紙記載としてよい。

## 第 1 2 章 水防管理団体の水防計画

- 1 水防管理団体は、水防計画を定めておくものとする。
- 2 水防管理者は、当該団体の水防計画を関係土木事務所長等あて通知するものとする。

## 第 1 3 章 水防施設及び水防器具

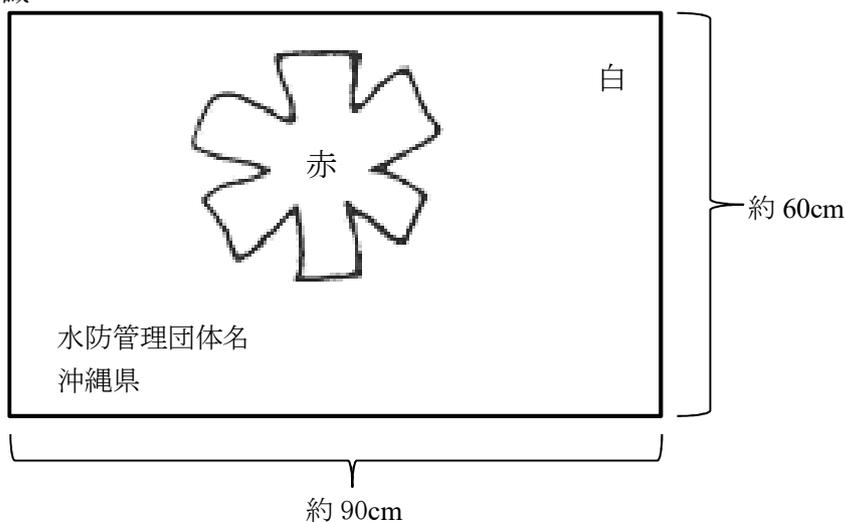
- 1 水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を有し、水防活動が円滑に運用されるよう、必要に応じて水防倉庫又は水防資材の備付場等を設置し、必要な水防機材等を準備しておくものとする。
- 2 土木事務所等は、水防管理団体の備蓄水防資器材の不足が生じた場合、緊急事態に対し応援するための資材器具を準備し、水防上緊急な場合又は水防管理者からの要請があった場合、土木事務所長等の判断で使用するものとする。

## 第 1 4 章 水防標識、信号及び身分証票

### 1 水防標識

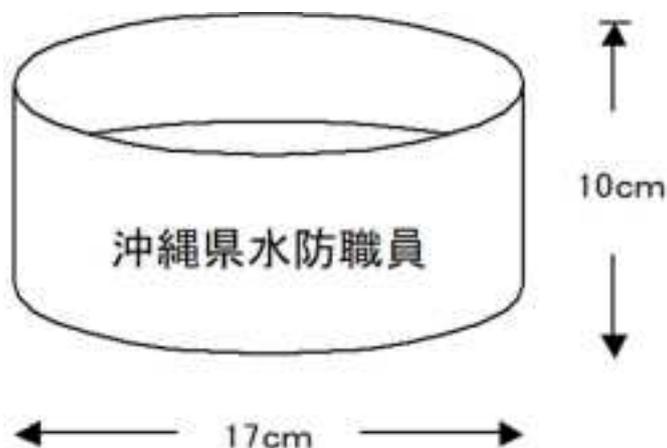
水防法第18条及び第19条の規定による優先通行者の標識は、次のとおりとする。

標識



## 2 水防職員の標識

水防に従事する県職員は、図示の腕章をつけるものとする。



注) 白布、文字は赤とする。

## 3 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は次のとおりとする。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

区分方法	警 鐘 信 号	サイレン信号				
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○ー	約15秒 休止	約5秒 ○ー	約15秒 休止	約5秒 ○ー
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒 ○ー	約6秒 休止	約5秒 ○ー	約6秒 休止	約5秒 ○ー
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 ○ー	約5秒 休止	約10秒 ○ー	約5秒 休止	
第4信号	乱 打	約1分 ○ー	約5秒 休止	約1分 ○ー	約5秒 休止	

1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

#### 4 身分証票

水防法第49条第2項の規定に基づく沖縄県水防職員の身分証票は、次のとおりである。

(表  
面)

水 防 職 員 の 証		第 号
所属機関 職名、氏名		
( 年 月 日生)		
上記の者は、水防法第49条の規定に基づく水防職員である。		
令和 年 月 日 沖縄県知事 氏 名		印

6cm

9cm

(裏  
面)

水 防 法		( 抜 粋 )
第49条	都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる	
2	都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防関係に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
第54条	次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。	
(3)	第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	

6cm

9cm

## 第15章 水防訓練

### 1 実施要領

- (1) 水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について平素から十分な訓練を実施するものとする。
  - ①観測（水位、潮位、雨量、風速）
  - ②通信（電話、無線電話、電報、ファックス、伝達）
  - ③動員（水防団、消防団の動員、居住者の応援）
  - ④輸送（資材、器材、人員）
  - ⑤工法（各水防工法）
  - ⑥避難、誘導、救援
- (2) 県は、各関係機関の団体等の協力を得て総合訓練を実施するものとし、特に水防工法、通信連絡等を中心とした訓練を地区別に実施するものとする。
- (3) 水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に水防訓練を行うものとする。
- (4) 水防管理団体が実施する水防訓練について、あらかじめ所轄土木事務所長等に通知するものとし、結果を報告するものとする。

## 第16章 知事が水位到達情報（氾濫危険水位・護岸天端高水位）の通知及び周知を行う河川

水防法第13条第2項の規定に基づき、県知事が水位到達情報（氾濫危険水位・護岸天端高水位）を通知及び周知させる事項及び通知先並びに手段は以下のとおりである。

### 1 県知事が水位到達情報（氾濫危険水位・護岸天端高水位）の通知及び周知を行う河川

水系名	河川名	区域
安里川水系	安里川	(左岸) 南風原町字新川593番地先から泊高橋に至る (右岸) 那覇市首里鳥堀町5-39-2地先から泊高橋に至る
安里川水系	久茂地川	(左岸) 那覇市牧志町1丁目地先の安里川分派点から国場川合流点に至る (右岸) 那覇市前島1丁目地先の安里川分派点から国場川合流点に至る
安里川水系	真嘉比川	(左岸) 那覇市字古島406番地の1地先から安里川合流点に至る (右岸) 那覇市字古島407番地先から安里川合流点に至る
安謝川水系	安謝川	(左岸) 那覇市首里石嶺町3丁目80番地先から海に至る (右岸) 那覇市首里石嶺町3丁目4番地先から海に至る
国場川水系	国場川	(左岸) 南風原町字宮城当川原380番2地先から漫湖を含み明治橋に至る (右岸) 南風原町字大名宮城原181番3地先から漫湖を含み明治橋に至る
小波津川水系	小波津川	(左岸) 西原町字池田東佐明350番1地先から海に至る (右岸) 西原町字池田東佐明353番2から海に至る
天願川水系	天願川	(左岸) うるま市石川山城地先から海に至る (右岸) うるま市石川山城地先から海に至る
比謝川水系	比謝川	(左岸) 沖縄市字胡屋5丁目355番3から海に至る (右岸) 沖縄市字胡屋5丁目355番3から海に至る

区域図HPアドレス：<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kasen/kikaku/sinsou.html>

### 2 水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	位置	氾濫危険水位	護岸天端高水位(参考)※
安里川水系	安里川	那覇市牧志	2.10m	3.00m
安里川水系	久茂地川	那覇市前島	4.55m	4.75m
安里川水系	真嘉比川	那覇市字松川	3.10m	3.80m
安謝川水系	安謝川	那覇市首里石嶺町	2.60m	3.00m
〃	〃	那覇市古島	3.45m	4.35m
国場川水系	国場川	南風原町字兼城	4.40m	4.90m
小波津川水系	小波津川	西原町字小波津	2.45m	3.25m
天願川水系	天願川	うるま市字天願	6.65m	6.90m
比謝川水系	比謝川	沖縄市松本	3.90m	4.70m

※護岸天端  
河川護岸の上面、  
最上部にあたる部分。

### 3 通知者及び通知先

#### (1) 通知者

県土木建築部河川課

Tel : 098-866-2404

Fax : 098-868-9396

#### (2) 通知先

水系	河川名	第一 次 通 知 先				第二 次 通 知 先
		管轄土木事務所	水防管理団体	管轄消防機関	防災関係機関	その他関係機関
安里川	安里川	●県南部土木事務所 Tel:098-867-2941 Fax:098-861-7405	●那覇市 総務部 防災危機管理課 Tel:098-861-1102 Fax:098-862-0614			
	久茂地川					
	真嘉比川					
安謝川	安謝川	●県南部土木事務所 Tel:098-867-2941 Fax:098-861-7405  ●県中部土木事務所 Tel:098-894-6512 Fax:098-937-2510	●那覇市 総務部 防災危機管理課 Tel:098-861-1102 Fax:098-862-0614	●那覇市 消防局 指令情報課 Tel:098-868-9911 Fax:098-868-9912		●沖縄气象台 Tel:098-833-4285 Fax:098-833-4293  ●沖縄県警察本部 警備部 警備第二課 Tel:098-862-0110 Fax:098-863-3051  ●NHK沖縄放送局 Tel:098-865-3641 Fax:098-865-3615  ●琉球放送(報道) Tel:098-867-2151 Fax:098-862-5047  ●沖縄テレビ(報道) Tel:098-869-4422 Fax:098-860-2646  ●沖縄琉球朝日放送(報 道)
国場川	国場川	●県南部土木事務所 Tel:098-867-2941 Fax:098-861-7405	●南風原町 総務部 総務課 Tel:098-889-4415 Fax:098-889-7657		●県 防災危機管理課 Tel:098-866-2143 Fax:098-866-3204	●沖縄総合事務局 河川課 Tel:098-866-1911 Fax:098-861-5274
小波津川	小波津川		●西原町 生活環境安全 課 Tel:098-945-5018 Fax:098-946-6086	●東部消防本部 TEL:098-944-9990 FAX:098-944-1457		
天願川	天願川	●県中部土木事務所 Tel:098-894-6512 Fax:098-937-2510	●うるま市企画部 防災基地渉外課 Tel:098-979-6760 Fax:098-979-7340	●うるま市消防本部 TEL:098-973-4838 Fax:098-973-7505		
比謝川	比謝川		●沖縄市 総務部 防災課 Tel:098-939-7773 Fax:098-934-0665	●沖縄市 消防本部 Tel:098-929-1190 Fax:098-983-4632		

#### 4 情報の種類と発表基準

種類	発表基準
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき・護岸天端高水位に到達したとき

#### 5 情報伝達手段

水位情報の伝達は下記によりおこなう。

##### (1) F A Xによる情報伝達

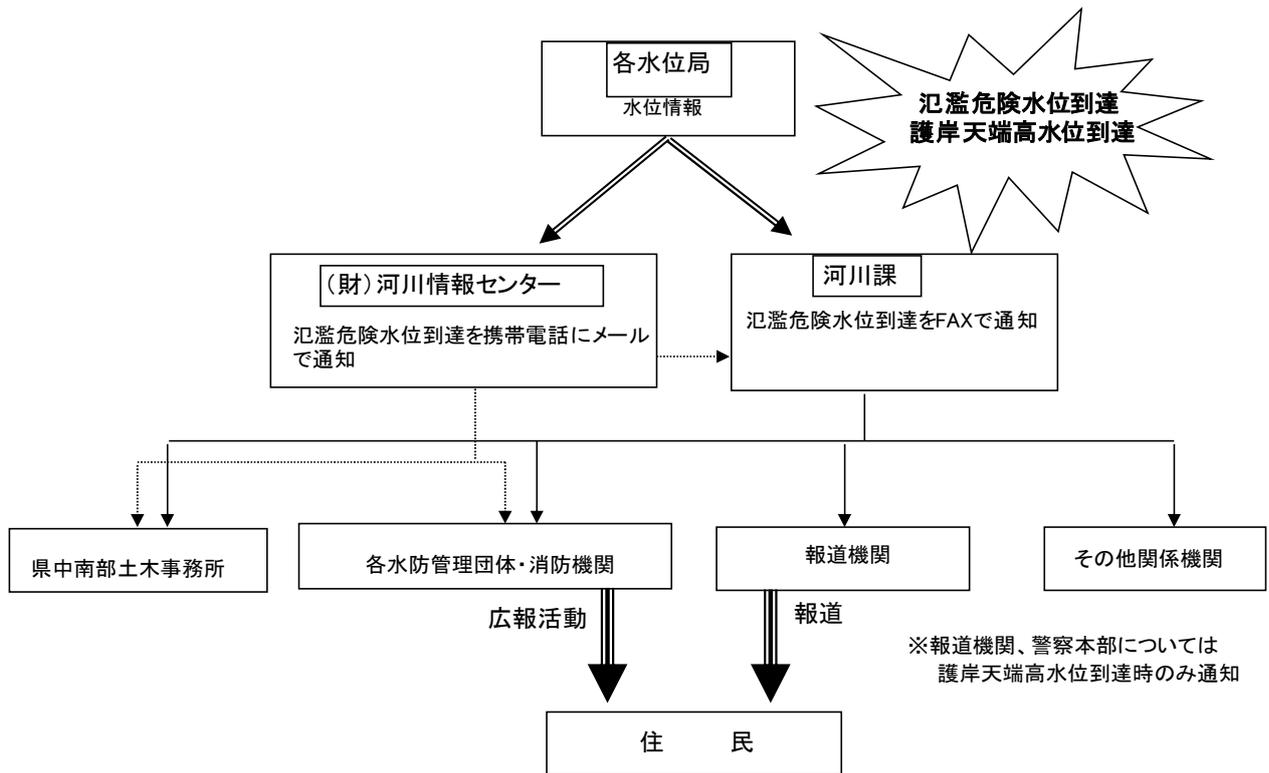
県土木建築部河川課から県中南部土木事務所、各水防管理団体、消防機関、報道機関、その他関係機関

##### (2) メールによる情報伝達

財団法人 河川情報センターから各水防管理団体、消防機関

##### (2)メールによる情報伝達

財団法人 河川情報センターから各水防管理団体、消防機関



# 〇〇川 氾濫危険情報

(氾濫危険水位)

※システム改修予定

年 月 日 時 分発表

沖縄県 土木建築部 河川課

TEL : 098-866-2404

FAX : 098-868-9396

【主 文】

〇〇川は、\_\_\_\_\_時\_\_\_\_\_分に、\_\_\_\_\_市\_\_\_\_\_の観測所で、氾濫危険水位\_\_\_\_\_mに達しました。

今後とも豪雨が継続するようであれば、危険な水位となります。

\_\_\_\_\_観測所の水位が、あと\_\_\_\_\_m上昇すると、\_\_\_\_\_観測所の受けもつ区間（\_\_\_\_\_市町\_\_\_\_\_地区～\_\_\_\_\_市町\_\_\_\_\_地区）のうち特に護岸が低い箇所  
で氾濫のおそれがあります。

関係機関においては、市町村長が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認・避難広報準備等をお願いします。

【参 考】

名 称	水 位	備 考
氾濫危険水位	〇〇m	氾濫が起こる可能性がある水位 市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位
避難判断水位	〇〇m	市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	〇〇m	水防団等が出動する目安になる水位
護岸天端高水位(参考)	〇〇m	氾濫発生が予想される水位



# 〇〇川 氾濫危険情報

(護岸天端高水位)

※システム改修予定

年 月 日 時 分発表

沖縄県 土木建築部 河川課

TEL : 098-866-2404

FAX : 098-868-9396

【主 文】

〇〇川は、\_\_\_\_時\_\_\_\_分に、\_\_\_\_市\_\_\_\_の観測所で、護岸天端高水位\_\_\_\_mに達しました。

\_\_\_\_観測所の受けもつ区間（\_\_\_\_市町\_\_\_\_地区～\_\_\_\_市町\_\_\_\_地区）のうち特に護岸が低い箇所では氾濫のおそれがあります。

関係機関においては、市町村長が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認・避難広報準備等をお願いします。

【参 考】

名 称	水 位	備 考
氾濫危険水位	〇〇m	氾濫が起こる可能性がある水位 市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位
避難判断水位	〇〇m	市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	〇〇m	水防団等が出動する目安になる水位
護岸天端高水位(参考)	〇〇m	氾濫発生が予想される水位



# 水位周知河川 ○○川 欠測情報

年 月 日 時 分

沖縄県 土木建築部 河川課

TEL : 098-866-2404

FAX : 098-868-9396

【主 文】

○○川、 \_\_\_\_\_ 市（町） \_\_\_\_\_ （ \_\_\_\_\_ 水位局）の観測所で、現在、河川水位が欠測しておりますのでお知らせします。

.....

【参考】 水位周知河川（8河川）

水位周知 河川名	水位観測所 位 置	観測所名
安里川	那覇市牧志	ひめゆり橋
久茂地川	那覇市前島	美栄橋
真嘉比川	那覇市松川	真嘉比川
安謝川	那覇市首里石嶺町	石嶺
	那覇市古島	古島
国場川	南風原町字兼城	兼城
小波津川	西原町字小波津	小波津川
天願川	うるま市字天願	天願川
比謝川	沖縄市松本	比謝川

## 第 17 章 協力及び応援

### 1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。（伝達等は、第4章の1.（6）「③水防業務連絡系統図」のとおり）

- （1）水防管理者に対して、河川に関する情報の提供
- （2）水防管理者等から河川の異常についての通報を受けた場合には関係者への通報
- （3）堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときの関係者への通報
- （4）重要水防箇所の合同点検の実施
- （5）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （6）水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （7）水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水位に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

# 第18章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

## 1 洪水、内水、高潮対応

### (1) 洪水浸水想定区域の指定状況

知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
比謝川	比謝川	H30. 12. 11	<a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kasen/kikaku/sinsou.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kasen/kikaku/sinsou.html</a>	沖縄市、うるま市、嘉手納町、読谷村
天願川	天願川	R2. 10. 6	同上	うるま市、沖縄市
小波津川	小波津川	R1. 11. 12	同上	西原町
安謝川	安謝川	R4. 2. 4	同上	那覇市、浦添市
国場川	国場川	H30. 12. 11	同上	那覇市、豊見城市、南風原町
安里川	安里川	R1. 11. 12	同上	那覇市
安里川	久茂地川	R1. 11. 12	同上	那覇市
安里川	真嘉比川	R1. 11. 12	同上	那覇市
屋部川	西屋部川	R4. 3. 31	同上	名護市
屋部川	屋部川	R4. 3. 31	同上	名護市

### (2) 内水浸水想定区域の指定（現時点で県内指定箇所なし）

知事または市町村長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県については関係市町村長に通知するものとする。

### (3) 高潮浸水想定区域の指定（現時点で県内指定箇所なし）

知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

### (4) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避

#### 難訓練の実施に関する事項

- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）
- ⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

#### (5) 洪水・内水・高潮ハザードマップ

洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記（4）①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

#### (6) 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川等のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

#### (7) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## (8) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## 2 津波対応

### (1) 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、都道府県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

### (2) 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

### (3) 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、

インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

#### (4) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

# 別 表



別表1 重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
					流路延長	区域	流路延長	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
1	北部土木事務所	国頭村	比地川	奥間川	1.0	国頭村奥間～比地川合流点	0.7	国頭村奥間	溢水	30	7.0	90	10.0
2	"	"	"	比地川	3.6	" 比地～河口	2.5	" 比地～鏡地	"	80	15.6	180	20.0
3	"	大宜味村	大保川	大保川	1.6	大宜味村田港～河口	1.6	同左	"	64	16.4	115	62.7
4	"	今帰仁村	大井川	大井川	4.7	本部町界～河川	2.2	今帰仁村仲宗根呉我山	"	350	37.9	1,060	77.2
5	"	本部町	"	"	1.5	" 伊豆味～今帰仁村界	1.0	本部町伊豆味	"	59	6.6	180	10.6
6	"	"	満名川	満名川	2.6	" 並里～渡久地	2.6	" 並里～渡久地	"	370	18.0	1,008	37.7
7	"	名護市	羽地大川	羽地大川	1.8	名護市川上～河口	1.7	名護市川上	"	372	42.7	1,430	63.7
8	"	"	源河川	源河川	1.9	" 源河～河口	1.1	" 源河	"	264	28.5	1,010	48.1
9	"	"	真謝川	真謝川	1.8	" 喜瀬～河口	0.9	" 喜瀬	"	132	25.2	500	34.6
10	"	"	蔵川	蔵川	1.0	" 数久田～河口	0.3	" 数久田	"	96	0.6	370	10.6
11	"	"	幸地川	幸地川	1.4	" 名護～河口	0.8	" 名護	"	360	2.1	1,380	24.0
12	"	"	屋部川	屋部川	5.0	" 宮里～河口	1.0	" 宮里	"	613	160.1	2,350	203.3
13	"	"	"	西屋部川	2.0	" 屋部～屋部川合流点	0.7	" 屋部	"	589	38.7	2,250	74.7
14	"	"	"	東屋部川	1.2	" 名護～屋部川合流点	1.2	" 名護	"	50	8.0	150	10.5
15	"	"	汀間川	汀間川	3.5	汀間川砂防ダム～河川	1.7	" 三原	"	74	38.6	285	56.2
16	"	"	我部祖河川	我部祖河川	3.6	名護市伊差川～河口	2.5	" 我部祖河～山田	"	348	133.9	1,330	164.4
17	"	東村	有銘川	有銘川	1.8	上流1.8km～河口	1.8	同左	"	120	28.0	—	35.0
18	"	金武町	徳首川	徳首川	5.7	金武町字喜瀬武原～河口	5.7	同左	"	—	—	—	—

別表1 重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
					流路延長	区域	流域延長	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
19	中部土木事務所	うるまし	石川川	石川川	2.4	石川ダム～河口	2.0	うるまし石川	溢水	621	97.1	2,220	124.0
20	"	沖縄市	比謝川	比謝川	15.9	沖縄市胡屋～河口	10.1	沖縄市胡屋～宇久田	"	380	17.3	1,002	103.1
21	"	"	"	与那原川	3.0	沖縄市倉敷～比謝川合流点	3.0	同左	"	—	32.0	—	32.0
22	"	沖縄市うるまし	天願川	川崎川	3.8	沖縄市池原～天願川合流点	3.8	同左	"	—	—	—	—
23	"	うるまし	"	天願川	6.5	柴野比～河口	6.5	同左	"	35	55.9	130	63.3
24	"	北谷町	白比川	白比川	1.3	河口より上流1.3km～河口	1.0	北谷町吉原	"	382	1.6	1,440	11.6
25	"	北谷町北中城村中城村宜野湾市	普天間川	普天間川	4.9	中城村新垣～河口	2.0	北谷町北中城村安谷屋中城村宜野湾市	"	659	21.7	2,470	42.2
26	"	西原町	小波津川	小波津川	3.8	西原町小波津～河口	3.8	同左	"	116	27.4	391	37.4
27	"	浦添市	小湾川	小湾川	3.3	浦添市大平～河口	0.3	浦添市大平、仲西	"	273	3.5	1,190	16.1
28	"	"	牧港川	牧港川	2.2	県道5号線～河口	1.0	" 牧港	"	305	44.8	1,340	16.1
29	"	宜野湾市浦添市	"	宇地泊川	2.8	西原町界～河口	1.3	宜野湾市宇地泊浦添市	"	369	13.1	1,620	30.2
30	南部土木事務所	浦添市	安謝川	安謝川	5.0	那覇市石嶺～河口	1.5	浦添市勢理客	"	723	1.6	3,160	37.8
31	"	那覇市	"	"	5.0	"	4.0	那覇市石嶺、安謝	"	3,900	0.7	17,770	111.1
32	"	"	安里川	安里川	7.3	那覇市赤田～河口	7.3	同左	"	1,929	4.0	8,580	55.6
33	"	"	"	真嘉比川	1.4	那覇市古島～安里川合流点	0.6	那覇市松川、古島	"	498	4.6	2,220	16.8
34	"	"	国場川	国場川	8.3	南風原町宮平～河口	2.5	" 国場、上間	"	4,656	25.2	20,710	220.0

別表1 重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される被害の程度				
					流路延長	区域	流路延長	区域	予想される危険	家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
35	南部土木事務所	那覇市	安里川	久茂地川	2.1	安里川分派点～国場川合流点	2.1	安里分派点～国場川合流点	溢水	498	5	2,218	17
36	"	渡嘉敷村	渡嘉敷川	渡嘉敷川	2.1	上流1.6km～河口	1.6	上流1.6km～河口	"	91	11	315	16
37	"	豊見城市	国場川	国場川	8.3	南風原町大名～河口	1.3	豊見城市真玉橋	"	521	2.4	2,280	63.7
38	"	南風原町	"	"	8.3	南風原町大名～河口	2.0	南風原町兼城、官平	"	580	20.8	2,270	42.6
39	"	豊見城市	"	饒波川	3.0	豊見城市饒波～国場川合流点	1.5	豊見城市高安～饒波	"	120	20.8	530	32.7
40	"	南風原町	"	官平川	1.8	南風原町官平～国場川合流点	0.7	南風原町官平	"	910	76.0	3,540	118.0
41	"	豊見城市 那覇市 南風原町 八重瀬町	"	長堂川	3.7	南風原町山川～国場川合流点	2.0	豊見城市長堂 那覇市国場 南風原町山川 八重瀬町外間	"	310	21.0	1,270	36.9
42	"	糸満市 八重瀬町	報得川	報得川	9.3	八重瀬町東風平東原～河口	2.8	八重瀬町東風平東原～世名城、 糸満市兼城	"	107	11.6	549	14.3
43	"	久米島町	謝名堂川	謝名堂川	3.3	久米島町字比嘉スキナ原～河口	2.2	久米島町比嘉～河口	"	68	63.3	243	161.0
44	八重山土木事務所	石垣市	石垣新川川	石垣新川川	3.2	石垣市中央運動公園～河口	2.3	石垣市新川	"	677	39.0	2,990	692
45	"	"	宮良川	宮良川	4.5	真栄里ダム～河口 底原橋上流0.2km	4.5	真栄里ダム～河口 底原橋上流0.2km	"	0	148	0	155
46	"	"	"	底原川	2.2	～宮良川合流点	2.2	～宮良川合流点	"	0	37	0	38
46	"	与那国町	田原川	田原川	1.3	与那国町与那国～河口	1.3	同左	"	62	26.1	179	27.3
	計	24	29	43	175.7		107.2			22,761	1,440.40	94,315	3,275.10

別表2 重要水防区域内で危険と予想される区域(海岸)

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
					延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
1	北部土木事務所	国頭村	琉球諸島沿岸	国頭海岸	350	浜地区	350	浜地区	越波	77	4.22	0.95
2	"	大宜味村	"	大宜味海岸	7,185	津波, 根路銘, 大宜味地区	2,980	津波, 根路銘, 大宜味地区	"	319	6.7	2.1
3	"	東村	"	東海岸	4,200	平良, 有銘地区	2,070	平良, 有銘地区	"	65	28.3	0.8
4	"	本部町	"	本部海岸	1,020	備瀬地区	933	備瀬地区	"	92	0.4	—
5	"	名護市	"	名護海岸	10,735	宇茂佐, 屋部, 山入端 済井出, 嘉陽, 東江 稲嶺, 源河, 喜瀬地区	9,050	宇茂佐, 屋部, 山入端 済井出, 嘉陽, 東江 稲嶺, 源河, 喜瀬地区	"	1,258	45.9	15.8
6	"	恩納村	"	恩納海岸	5,775	宇加地, 屋嘉田 瀬良垣, 名嘉真地区	2,659	宇加地, 屋嘉田 瀬良垣, 名嘉真地区	"	334	33.6	4.7
7	"	金武町	"	金武湾港	2,109	伊芸地区, 村内原地区	2,109	伊芸地区, 村内原地区	"	292	14.2	28.6
8	中部土木事務所	嘉手納町	"	嘉手納海岸	2,939	水釜地区	2,339	水釜地区	"	52	9.8	20.4
9	"	北谷町	"	北谷海岸	2,430	宮城地区	1,540	宮城地区	"	216	2.7	18.0
10	"	宜野湾市	"	宜野湾海岸	4,520	宇地泊, 伊佐地区	2,520	宇地泊, 伊佐地区	"	140	18.7	12.7
11	"	浦添市	"	浦添海岸	1,910	港川地区	1,605	港川地区	"	96	4.0	32.4
12	宮古土木事務所	宮古島市	"	下地海岸	3,075	与那覇地区	1,585	与那覇地区	"	228	41.9	35.0
13	八重山土木事務所	石垣市	"	石垣海岸	7,668	伊野田, 伊原間, 野底, 大浜地区	5,434	伊野田, 伊原間, 野底, 大浜地区	"	213	39.4	8.06
14	"	与那国町	"	与那国海岸	803	与那国地区	803	与那国地区	"	62	9.25	0.15
	計			14	54,719		35,977			3,444	259.07	179.66

※危険と予想される区域(海岸)については、上記重要水防区域の他、海岸法第3条「海岸保全区域」の指定区域を含む。

別表3 重要水防区域外で危険と予想される区域(河川)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	水系名	河川名	危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
					区	域		流路延長(km)	区	域	家屋(棟)
1	北部土木事務所	国頭村	与那川	与那川	1.3	河口上流1.3km～河口	溢水	19	15.1	70	18.5
2	"	東村	福地川	福地川	3.1	東村河口上流2.6km～河口	"	2	21.6	8	26.8
3	"	名護市	世富慶川	世富慶川	1.24	河口上流より1.24km～河口	"	26	0.5	101	2.1
4	"	宜野座村	漢那福地川	漢那福地川	0.9	漢那橋より上流0.9km～漢那橋に至る	"	2	5.0	0	10.0
5	中部土木事務所	うるま市	天願川	ヌーリ川	2.2	天願川上流合流点より2.2km～合流点	"	48	17.2	177	20.0
6	"	西原町	兼久川	兼久川	1.9	河口より上流1.9km～河口	"	106	14.2	358	21.4
7	南部土木事務所	八重瀬町南城市	雄樋川	雄樋川	2.7	河口より上流2.7km～河口	"	0	2.0	0	2.6
8	"	南風原町南城市	国場川	長堂川	1.6	国場川合流点より上流2.2km～合流点	"	9	13.1	34	14.3
9	"	座間味村	内川	内川	0.6	河口～上流	"	138	3	342	10
10	八重山土木事務所	石垣市	名藏川	名藏川	2.3	石垣市名藏～河口	"	0	102.2	0	105.6
	計	11	10	10	17.8			1,260	269.9	4,630	349.3

(令和5年4月1日現在)

別表4 重要水防区域外で危険と予想される区域(海岸)

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	延長(m)	区	域	危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
								延長(m)	区		域	延長(m)	区
1	北部土木事務所	宜野座村	琉球諸島沿岸	宜野座海岸	2,560	濁原地区		1,530	濁原地区	越波	12	3.2	8.1
2	"	名護市	"	運天港海岸	630	饒平名、屋我地区		102	屋我地区	"	17	0	4.5
3	"	"	"	久志海岸	876	久志地区		876	久志地区	"	45	0.3	2.2
4	"	伊平屋村	"	島尻海岸、野甫海岸	3,207	島尻地区、野甫地区		3,207	島尻地区、野甫地区	侵食	6	0.4	13.3
5	"	伊是名村	"	仲田港海岸	860	仲田地区、仲田II地区		860	仲田地区、仲田II地区	越波	42	0.3	2
6	中部土木事務所	うるま市	"	金武湾港	513	浜地区		513	浜地区	"	20	0.8	1.8
7	"	"	"	中城湾港海岸	2,400	豊原地区		2,400	豊原地区	"	50	0	24
8	"	北中城村	"	"	585	熱田地区		585	熱田地区	"	3	0	4.5
9	"	中城村	"	"	950	久場地区		950	久場地区	"	10	3.3	5.3
10	南部土木事務所	南城市	"	玉城海岸	560	新原地区		560	新原地区	"	25	2.3	0
11	"	"	"	中城湾港海岸	820	馬天北地区		820	馬天北地区	"	126	2.3	13.3
12	"	与那原町	"	"	3,171	与那原、板良敷地区		2,574	与那原、板良敷地区	"	123	0	10.3
13	"	渡名喜村	"	東海岸	485	東地区		200	東地区	"	28	0.03	1.0
14	"	久米島町	"	仲里海岸	1,130	島尻地区		742	島尻地区	"	45	1.1	
15	"	座間味村	"	安護の浦港海岸	275	阿佐地区		120	阿佐地区	"	33	0	1.1
16	宮古土木事務所	宮古島市	"	島尻海岸	500	島尻地区		500	島尻地区	護岸の崩壊	0	0.7	3
17	八重山土木事務所	竹富町	"	竹富海岸	850	千立、鳩間地区		730	千立、鳩間地区	越波	29	5.1	2.7
	計				20,372			17,269			614	19.83	97.1

別表5 土石流危険渓流(I)

(令和5年4月1日現在)

土石流危険渓流I：土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該区域に流入する溪流。

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流危険区域		土石流危険特別警戒区域	
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日
1	北部土木事務所	名護市	209-A13-16	西屋部川		旭川道越川	名護市		道越	2.00	1.85	3	7		H27.3.20	第206号	H31.2.12	第56号
2	"	"	209-A13-19	幸地川			"		大東	1.23	0.32	8	12		H28.5.13	第261号		
3	"	"	209-A13-22	屋部川			"		大北	0.65	0.13	14	26	県道名護宜野座線・0.10km	H28.5.13	第261号	R5.3.17	第145号
4	"	"	209-A13-35	幸地川		熱田川	"		大東	1.23	0.36	7	28		H28.5.13	第261号		
5	"	"	209-A13-36	"			"		"	1.30	0.17	12	21		H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
6	"	"	209-A14-01	我部祖河川		喜知留川	"		大北	2.45	0.76	5	8		H28.5.13	第261号		
7	"	"	209-A14-02	"			"		山田	0.53	0.10	12	13		H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
8	"	"	209-A14-03	羽地大川			"		川上	1.75	1.14	5	16		H28.5.13	第261号		
9	"	"	209-A14-04	源河大川	桃原川		"		源河	0.50	0.08	19	5		H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
10	"	"	209-A14-05	"			"		"	1.73	0.72	7	17	源河取水ポンプ場	H28.5.13	第261号		
11	"	"	209-A14-10	真喜屋大川			"		真喜屋	0.38	0.05	10	5		H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
12	"	"	209-A14-13	"			"		仲尾次	0.48	0.12	11	14		H28.5.13	第261号	R5.3.17	第145号
13	"	"	209-A14-15	我部祖河川		我部祖河川	"		伊差川	2.55	1.42	2	10		H28.5.13	第261号		
14	"	"	209-A14-18	"			"		源河	0.35	0.11	11	0	名護市衛生センター、国道58号:0.05km	H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
15	"	"	209-A14-22	源河大川			"		"	0.73	0.35	3	5		H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
16	"	"	209-A17-02	轟川			"		数久田	0.20	0.07	13	11		H28.5.13	第261号		

別表5 土石流危険渓流(Ⅰ)

土石流危険渓流Ⅰ：土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該区域に流入する溪流。(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流警戒区域等における土石流警戒区域 推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
17	北部土木事務所	名護市	209-A17-03				名護市		東江	0.55	0.21	8	36		東江209-A17-03	H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
18	"	"	209-A17-04	幸地川	幸地川	幸地川左支川	"		"	0.70	0.40	6	15	県道18号線:0.05km	東江209-A17-04	H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
19	"	"	209-A17-05	轟川	轟川		"		数久田	0.30	0.09	23	7		数久田209-A17-05-1 数久田209-A17-05-2	H28.5.13	第261号	R5.3.17	第145号
20	"	"	209-A17-06	世富慶川	世富慶川	世富慶右支川	"		世富慶	0.60	0.25	17	9	国道329号:0.13km	世富慶209-A17-06	H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
21	"	"	209-A17-07	轟川	轟川		"		数久田	0.80	0.24	14	7		数久田209-A17-07	H28.5.13	第261号	R5.3.17	第145号
22	"	"	209-A17-10				"		許田	0.23	0.06	12	2	道の駅許田、物産センター	許田209-A17-10-1 許田209-A17-10-2	H28.5.13	第261号	R5.3.17	第145号
23	"	"	209-A18-02	杉田川	杉田川		"		スギンダ	0.20	0.20	22	6	国道329号:0.02km	二見209-A18-02	H27.3.20	第206号	R2.3.27	第154号
24	"	"	209-A18-03	楚久川	楚久川	楚久川	"		楚久	0.88	0.30	14	8		二見209-A18-03	H27.3.20	第206号		
25	"	"	209-A18-04	大浦川	大浦川		"		大川	0.88	0.36	8	6	県道18号線:0.10km	大川209-A18-04-1 大川209-A18-04-2	H27.3.20	第206号	R2.3.27	第154号
26	"	"	209-A18-05	"	"		"		大浦	0.10	0.02	22	9		大浦209-A18-05	H27.3.20	第206号		
27	"	"	209-A18-06	汀間川	汀間川		"		三原	0.48	0.16	20	8		三原209-A18-06	H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号
28	"	"	209-A18-07				"		嘉陽	0.53	0.40	12	0	嘉陽小学校	嘉陽209-A18-07	H27.3.20	第206号	R2.3.27	第154号
29	"	"	209-A18-08	汀間川	汀間川		"		村原	0.83	0.20	10	8	国道331号線:0.13km	村原209-A18-08	H27.3.20	第206号	R2.3.27	第154号
30	"	"	209-A18-09	"	"		"		三原	2.83	1.96	2	6		三原209-A18-09	H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号
31	"	"	209-A18-10	"	"		"		"	0.28	0.02	31	5		三原209-A18-10	H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号
32	"	国頭村	301-A04-01	宜名真川	宜名真川	宜名真川	国頭郡	国頭村	宜名真	0.88	0.62	7	15	国道58号:0.12km	宜名真301-A04-01	H26.3.25	第170号		

別表5 土石流危険渓流（I）

土石流危険渓流Ⅰ：土石流危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する渓流。（令和5年4月1日現在）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流危険区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
33	北部土木事務所	国頭村	301-A04-02	武見川	武見川	武見川	国頭郡	国頭村	宜名真	1.95	3.42	4	10	国道58号:0.15km	宜名真 301-A04-02	H26.3.25	第170号		
34	"	"	301-A04-03	奥川	左支川	左支川	"	"	奥	1.15	0.44	8	38	奥野便所、青年館、民具資料館、奥幼稚園	奥 301-A04-03	H26.3.25	第170号		
35	"	"	301-A04-04	奥川			"	"	奥	0.28	0.04	17	9	奥小中学校	奥 301-A04-04	H26.3.25	第170号		
36	"	"	301-A05-01	宇嘉川	宇嘉川	宇嘉川	"	"	宇嘉	3.10	2.79	8	24	宇嘉公民館、国道58号:0.12km	宇嘉 301-A05-01	H26.3.25	第170号		
37	"	"	301-A05-02	辺野喜川	右支川	右支川	"	"	辺野喜	0.33	0.15	17	24		辺野喜 301-A05-02	H26.3.25	第170号		
38	"	"	301-A05-03	"	左支川	左支川	"	"	"	0.43	0.09	24	15		辺野喜 301-A05-03	H26.3.25	第170号		
39	"	"	301-A05-04	与那川	左支川	左支川	"	"	与那	0.55	0.21	18	28		与那 301-A05-04	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
40	"	"	301-A05-05	伊地川	ウン川	ウン川	"	"	伊地	0.80	0.24	3	6		伊地 301-A05-05	H26.3.25	第170号		
41	"	"	301-A05-06	与那川	左支川	左支川	"	"	与那	0.20	0.05	32	15		与那 301-A05-06-1 与那 301-A05-06-2	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
42	"	"	301-A05-07	佐手川	佐手川及び左支川	佐手川	"	"	佐手	5.95	6.69	3	0	左手小中学校、国道58号:0.09km					
43	"	"	301-A05-08	佐手前川	佐手前川	佐手前川	"	"	"	2.85	1.72	4	8	左手前取水ポンプ場、国道58号:0.09km	佐手 301-A05-08	H26.3.25	第170号		
44	"	"	301-A05-10	伊地川	伊地川	伊地川	"	"	伊地	1.85	1.18	12	30	伊地地区体育館、国道58号:0.06km	伊地 301-A05-10	H26.3.25	第170号		
45	"	"	301-A05-11	辺野喜川			"	"	辺野喜	0.55	0.14	23	5		辺野喜 301-A05-11	H26.3.25	第170号		
46	"	"	301-A06-01	伊部川	右支川	右支川	"	"	伊部	0.13	0.02	31	6		伊部 301-A06-01	H26.3.25	第170号		
47	"	"	301-A06-02	盛津武川	盛津武川	盛津武川	"	"	宇嘉	3.45	3.88	9	0	ポンプ場、国道58号:0.09km	宇嘉 301-A06-02	H26.3.25	第170号		
48	"	"	301-A10-06				"	"	浜	0.80	0.02	13	6		浜 301-A10-06	H26.3.25	第170号		
49	"	"	301-A10-07				"	"	半地	0.58	0.18	23	9	半地公民館、国道58号:0.11km	半地 301-A10-07	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号

別表5 土石流危険渓流（I）

土石流危険渓流Ⅰ：土石流危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する渓流。（令和5年4月1日現在）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流危険区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(%)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
50	北部土木事務所	国頭村	301-A10-08	比地川			国頭郡	国頭村	奥間	0.55	0.15	9	30	奥間小学校	奥間 301-A10-08-1 奥間 301-A10-08-2	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
51	"	"	301-A10-09	辺土名川			"	"	上島	2.55	0.87	5	32	公民館	上島 301-A10-09	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
52	"	"	301-A10-10	宇良川			"	"	宇良	0.80	0.03	28	12		宇良 301-A10-10	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
53	"	"	301-A10-11	比地川	奥間川		"	"	比地	0.65	0.25	13	8		比地 301-A10-11	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
54	"	"	301-A10-12	田嘉里川			"	"	屋嘉比上原	2.25	1.70	10	6		屋嘉比上原 301-A10-12	H29.2.7	第80号		
55	"	"	301-A10-17	辺土名川			"	"	辺土名	0.28	0.07	11	5	公民館	辺土名 301-A10-17	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
56	"	"	301-A11-01	安波川			"	"	安波	0.38	0.06	22	5	主要地方道名護国頭線:0.06km	安波 301-A11-01	H26.3.25	第170号		
57	"	大宜味村	302-A09-01				"	大宜味村	安慶名	0.18	0.05	15	5	大宜味電話交換局、沖縄電力、国道331号:0.08km、塩屋保育所	塩屋 302-A09-01	H27.12.18	第646号		
58	"	"	302-A09-02				"	"	大川原	0.18	0.04	16	13	国道331号:0.05km	塩屋 302-A09-02	H27.12.18	第646号		
59	"	"	302-A09-03	屋古川			"	"	屋古	0.13	0.05	13	8	屋古公民館	屋古 302-A09-03	H27.12.18	第646号		
60	"	"	302-A09-04	根路銘川			"	"	根路銘	1.50	1.09	4	21	国道58号:0.18km	根路銘 302-A09-04	H27.12.18	第646号		
61	"	"	302-A09-05	大兼久川			"	"	大宜味	2.48	1.22	3	1	大宜味小学校、国道58号:0.25km、大宜味幼稚園	大宜味 302-A09-05	H27.12.18	第646号		
62	"	"	302-A09-06				"	"	大川原	0.23	0.06	11	11	国道331号:0.05km	塩屋 302-A09-06	H27.12.18	第646号		
63	"	"	302-A09-07	屋古川			"	"	屋古	0.43	0.39	15	20	北部夕ム大保出張所、屋古公民館	屋古 302-A09-07	H27.12.18	第646号		
64	"	"	302-A09-08	安根川			"	"	安根	2.18	1.74	3	5	国道58号:0.11km	上原 302-A09-08	H27.12.18	第646号		
65	"	"	302-A09-10				"	"	塩屋	0.15	0.04	13	10	国道331号:0.80km	塩屋 302-A09-10	H27.12.18	第646号		
66	"	"	302-A10-01	饒波川			"	"	前田原	0.35	0.15	17	5	饒波公民館	饒波 302-A10-01	H27.12.18	第646号		

別表5 土石流危険渓流(Ⅰ)

土石流危険渓流Ⅰ：土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該区域に流入する溪流。(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流危険区域		土石流危険特別警戒区域		
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
67	北部土木事務所	大宜味村	302-A10-02	大保川	大工又川		国頭郡	大宜味村	押川	0.90	0.71	5	5		押川 302-A10-02	H27.12.18	第646号		
68	"	"	302-A10-03	外堀田川	石保川		"	"	喜如嘉	0.35	0.15	7	19		喜如嘉 302-A10-03	H27.12.18	第646号		
69	"	"	302-A10-04	"	石保川		"	"	玉合原	1.13	0.57	10	12		喜如嘉 302-A10-04	H27.12.18	第646号		
70	"	"	302-A10-05	外堀田川			"	"	根謝銘	0.13	0.02	20	12		謝名城 302-A10-05	H27.12.18	第646号		
71	"	"	302-A10-13				"	"	大兼久	0.70	0.17	11	5	国道58号:0.13km	大兼久 302-A10-13	H27.12.18	第646号		
72	"	"	302-A10-14	外堀田川			"	"	謝名城	0.20	0.03	11	0	喜如嘉小学校	謝名城 302-A10-14	H27.12.18	第646号		
73	"	"	302-A14-07	上原川		津波上原川	"	"	津波	0.60	0.15	14	23	国道58号:0.07km	津波 302-A14-07	H27.12.18	第646号		
74	"	"	302-A14-08				"	"	田港	0.23	0.13	28	25		田港 302-A14-08	H27.12.18	第646号		
75	"	"	302-A14-09				"	"	津波	0.55	0.10	14	20	国道58号:0.09km	津波 302-A14-09	H27.12.18	第646号		
76	"	"	302-A14-11	ガジナ川		ガジナ川	"	"	"	1.80	0.72	11	6		津波 302-A14-11	H27.12.18	第646号		
77	"	"	302-A14-19	渡海川		渡海川	"	"	"	1.88	1.01	8	17	国道58号:0.06km	津波 302-A14-19	H27.12.18	第646号		
78	"	"	302-A14-20	海染川		海染川	"	"	"	1.25	0.26	7	0	大宜味中学校	津波 302-A14-20	H27.12.18	第646号		
79	"	"	302-A14-31	渡海川			"	"	"	0.53	0.09	16	26		津波 302-A14-31	H27.12.18	第646号		
80	"	東村	303-A14-06	有銘川		フォーギマタ川	"	東村	石田	0.45	0.13	6	5		有銘 303-A14-06	H24.2.28	第96号		
81	"	"	303-A14-14	"		石田川	"	"	"	1.63	0.57	2	6		有銘 303-A14-14	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号
82	"	"	303-A14-32				"	"	有銘	0.50	0.15	15	5		有銘 303-A14-32	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号
83	"	"	303-A15-01	慶佐次川			"	"	慶佐次	0.50	0.01	6	7	慶佐次公民館、青年館	慶佐次川 303-A15-01	H27.8.21	第451号	H30.11.2	第424号
84	"	"	303-A15-03	サーン川		サーン川	"	"	川田	1.15	0.21	3	11	県道70号線:0.06km	川田 303-A15-03	H24.2.28	第96号		

別表5 土石流危険渓流(Ⅰ)

土石流危険渓流Ⅰ：土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該区域に流入する溪流。(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象			土石流警戒区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
85	北部土木事務所	今帰仁村	306-A08-06				国頭郡	今帰仁村	与那嶺	1.80	0.48	4	12	国道505号:0.10km	与那嶺306-A08-06	H24.12.18	第607号	H31.1.22	第25号
86	"	"	306-A08-10	大井川		左支川	"	"	前原	0.53	0.10	10	5		前原306-A08-10	H24.12.18	第607号	H31.1.22	第25号
87	"	"	306-A08-13	港川		港川	"	"	今泊	1.30	0.48	4	5	県道本部循環線:0.06km	今泊306-A08-13	H24.12.18	第607号		
88	"	"	306-A08-14	港川			"	"	今泊	0.30	0.24	11	5		今泊306-A08-14	H24.12.18	第607号		
89	"	"	306-A08-16				"	"	与那嶺	1.95	0.52	4	1	貯水施設、国道505号:0.07km	与那嶺306-A08-16	H24.12.18	第607号	H31.1.22	第25号
90	"	"	306-A13-27	大井川			"	"	三謝	1.43	0.25	7	5	県道72号線:0.05km	三謝306-A13-27	H24.12.18	第607号	H31.1.22	第25号
91	"	"	306-A13-28	"			"	"	マツチャク	0.28	0.05	11	5	県道名護運天港線:0.06km	マツチャク306-A13-28	H24.12.18	第607号	H31.1.22	第25号
92	"	本部町	308-A08-07				"	"	本部町	0.28	0.04	10	5	県道115号線:0.12km	東大堂308-A08-07	H25.3.15	第174号		
93	"	"	308-A13-02	崎本部川		崎本部川	"	"	崎本部原	0.53	0.16	7	33		崎本部原308-A13-02	H25.3.15	第174号		
94	"	"	308-A13-07	満名川			"	"	東	0.30	0.07	12	5		東308-A13-07	H25.3.15	第174号		
95	"	"	308-A13-09	"		チベシ川	"	"	千葉石	1.90	1.08	6	17	主要地方道名護・本部線:0.12km	千葉石308-A13-09	H25.3.15	第174号		
96	"	"	308-A13-10	満名川			"	"	福地	0.15	0.02	19	7	主要地方道名護・本部線:0.07km	福地308-A13-10	H25.3.15	第174号		
97	"	"	308-A13-12	大井川		村川	"	"	下大根作	0.68	0.25	7	5		下大根作308-A13-12	H25.3.15	第174号		
98	"	"	308-A13-13	"			"	"	前田	1.25	0.35	7	7	伊豆味構造改善センター、伊豆味幼稚園	前田308-A13-2 大井川 308-A13-13-1	H25.3.15 H27.8.21	第174号 第451号		
99	"	"	308-A13-18	満名川			"	"	千葉石	0.30	0.09	11	12	主要地方道名護・本部線:0.07km	千葉石308-A13-18	H25.3.15	第174号		

別表5 土石流危険渓流(I)

土石流危険渓流I：土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該区域に流入する溪流。(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流危険区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		告示番号
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(%)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	
100	北部土木事務所	本部町	308-A13-24	大井川		陣城川	国頭郡	本部町	陣城	1.28	0.71	4	5	県道123号線:0.05km	陣城308-A13-24-1 陣城308-A13-24-2	H25.3.15	第174号
101	"	"	308-A13-25	満名川		伊野渡川	"	"	前原	0.93	0.51	7	24		前原308-A13-25	H25.3.15	第174号
102	"	"	308-A13-26	大井川		涸川	"	"	親名	2.33	1.66	3	5	県道123号線:0.13km	親名308-A13-26	H25.3.15	第174号
103	"	"	308-A13-30	大井川			"	"	古嘉津字	1.18	0.87	5	5		古嘉津字308-A13-30-1 古嘉津字308-A13-30-2	H25.3.15	第174号
104	"	"	308-A13-31	満名川			"	"	千葉石	0.25	0.05	8	5	主要地方道名護・本部線:0.07km	千葉石308-A13-31	H25.3.15	第174号
105	"	"	308-A13-32	"		尻無川	"	"	東	0.75	0.53	8	13		東308-A13-32	H25.3.15	第174号
106	"	"	308-A13-34	塩川		塩川	"	"	塩川原	1.35	1.20	15	10	国道449号:0.10km	塩川原308-A13-34-1 塩川原308-A13-34-2	H25.3.15	第174号
107	"	"	308-A13-37	大井川			"	"	伊豆味	0.95	0.31	3	5		伊豆味308-A13-37-1 伊豆味308-A13-37-2	H25.3.15	第174号
108	"	恩納村	311-A17-01	セバダ川			"	恩納村	瀬良垣	0.25	0.05	6	14		瀬良垣311-A17-01	H26.10.31	第560号
109	"	"	311-A21-01				"	"	与久田原	0.78	0.18	6	7	県道6号線:0.06km	与久田311-A21-01	H26.10.31	第560号
110	"	"	311-A21-04				"	"	前兼久	0.53	0.10	4	13	国道58号:0.09km	前兼久311-A21-04	H26.10.31	第560号
111	"	"	311-A21-05				"	"	"	0.20	0.05	3	5		前兼久311-A21-05	H26.10.31	第560号
112	"	"	311-A21-06	前川			"	"	谷茶	1.25	0.37	3	11		311-A21-06	H26.10.31	第560号
113	"	"	311-A21-07	屋嘉下口川			"	"	南恩納	1.80	0.58	4	5				
114	"	"	311-A21-08				"	"	前兼久	0.65	0.18	3	7	民宿三輪、国道58号:0.07km	前兼久311-A21-08	H26.10.31	第560号

別表5 土石流危険渓流(I)

土石流危険渓流I：土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該区域に流入する溪流。(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流警戒区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(%)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
115	北部土木事務所	恩納村	311-A21-11	屋嘉下口川			国頭郡	恩納村	南恩納	0.15	0.03	7	8	公共施設等	南恩納 311-A21-11	H26.10.31	第560号		
116	"	"	311-A21-12				"	"	前兼久	0.20	0.05	3	0	公共施設等	前兼久 311-A21-12	H26.10.31	第560号		
117	"	"	311-A21-13				"	"	富着	0.43	0.39	3	0	公共施設等	富着 311-A21-13	H26.10.31	第560号		
118	"	"	311-A22-01	安富祖川			"	"	安富祖	0.40	0.08	8	10	公共施設等	安富祖 311-A22-01	H26.10.31	第560号		
119	"	伊平屋村	359-A01-01	田名川		中の川	島尻郡	伊平屋村	田名	0.28	0.20	9	34	公共施設等	田名 359-A01-01	H27.12.11	第634号	H29.7.4	第363号
120	"	"	359-A01-02	田名川			"	"	田名	0.13	0.05	10	8	公共施設等	田名 359-A01-02	H27.12.11	第634号	H29.7.4	第363号
121	"	"	359-A02-02				"	"	前泊	0.50	0.04	9	0	公共施設等	前泊 359-A02-02	H27.12.11	第634号	H29.7.4	第363号
122	中部土木事務所	うるま市	322-A25-01				うるま市		与那城宮城	0.01	0.01	27	17	公共施設等					
123	"	"	322-A25-02				"		桃原	0.43	0.05	7	10	公共施設等	桃原 322-A25-02	H26.3.14	第149号		
124	"	北中城村	327-A27-03				中頭郡	北中城村	和仁屋	0.13	0.04	6	16	公共施設等	和仁屋 327-A27-03	H26.11.25	第601号	R2.3.27	第157号
125	"	中城村	328-A27-01				"	中城村	安里	0.18	0.12	6	15	公共施設等					
126	"	"	328-A27-04				"	"	奥間	0.07	0.07	10	16	公共施設等	奥間	H23.11.15	第549号		
127	"	"	328-A27-05				"	"	"	0.30	0.17	9	24	公共施設等	奥間	H23.11.15	第549号	R2.3.27	第158号
128	"	"	328-A27-06	普天間川			"	"	登又	0.20	0.07	7	8	公共施設等					
129	"	"	328-A27-07				"	"	当間	0.06	0.06	17	17	公共施設等	当間	H23.11.15	第549号	R2.3.27	第158号
130	"	"	328-A27-08				"	"	屋宜	0.10	0.10	11	6	公共施設等					
131	"	"	328-A30-03				"	"	伊集	0.15	0.11	7	15	公共施設等	伊集	H23.11.15	第549号		
132	"	"	328-A30-04				"	"	津覇	0.40	0.17	4	4	公共施設等	津覇	H23.11.15	第549号	R2.3.27	第158号

別表5 土石流危険渓流(Ⅰ)

土石流危険渓流Ⅰ：土石流危険区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある場合の当該区域に流入する溪流。(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流危険区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(%)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
133	中部土木事務所	中城村	328-A30-17				中頭郡	中城村	津覇	0.20	0.11	9	0	津覇小学校、津波幼稚園	津覇	H23.11.15	第549号		
134	"	西原町	329-A30-07	兼久川		兼久川	"	西原町	桃原	0.28	0.15	7	31	桃原公民館、桃原構造改善センター	桃原	H26.11.7	第569号	R2.3.27	第158号
135	南部土木事務所	那覇市	201-A29-01	安里川		真嘉比川	那覇市			0.23	0.98	6	46		真嘉比川	H27.3.17	第188号	R5.3.17	第147号
136	"	"	201-A29-05	安謝川		安謝川	"		末吉	0.25	2.52	6	35		安謝川	H26.3.28	第192号	R5.3.17	第147号
137	"	南城市	346-A30-05	知名大川			南城市		知名	0.33	0.33	10	24		知名346-A30-05-1 知名346-A30-05-2	H25.3.15	第175号		
138	"	"	347-A30-06				"		津波古	0.30	0.24	7	8	県道137号線:0.07km	津波古	H25.3.15	第175号		
139	"	"	347-A30-10				"		小谷	0.35	0.29	10	27	県道137号線:0.12km	小谷347-A30-10-1 小谷347-A30-10-2	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
140	"	"	347-A30-12				"		津波古	0.18	0.04	8	28	県道137号線:0.16km、普天間内科医院	津波古	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
141	"	"	347-A30-13	浜崎川			"		伊原	0.48	0.09	8	15		伊原347-A30-13	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
142	"	"	347-A33-02	大井川			"		新里	0.13	0.38	14	5		新里347-A33-02	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
143	"	"	347-A33-03				"		佐敷	0.75	0.20	8	10	佐敷小学校、国道331号:0.13km	佐敷347-A33-03	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
144	"	"	347-A33-04				"		手登根	0.45	0.15	11	20		手登根	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
145	"	"	347-A33-05				"		"	0.15	0.12	15	17		手登根	H25.3.15	第175号		
146	"	与那原町	348-A30-01				島尻郡	与那原町	当添		0.02	11	18	国道331号:0.08km	当添348-A30-01	H26.3.4	第118号		
147	"	"	348-A30-02				"	"	板良敷	0.13	0.25	8	39	国道331号:0.13km	板良敷	H26.3.4	第118号		
148	"	"	348-A30-08				"	"	江口		0.14	10	50		江口348-A30-08	H26.3.4	第118号		

別表5 土石流危険渓流（I）

土石流危険渓流Ⅰ：土石流危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある場合の当該区域に流入する溪流。（令和5年4月1日現在）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流警戒区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	溪流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
149	南部土木事務所	与那原町	348-A30-09				島尻郡	与那原町	当添		0.11	9	25	国道331号:0.13km	当添348-A30-09	H26.3.4	第118号		
150	"	"	348-A30-16				"	"	与那		0.18	8	89	与那公民館、与那原町立公民館、あかぎ児童館	与那348-A30-16	H26.3.4	第118号		
151	"	南城市	349-A33-01	雄樋川			南城市		大城		0.19	14	11	県道5号線:0.16km	大城349-A33-01	H25.3.15	第175号		
152	"	"	349-A33-09	饒波川			"		稲福		0.15	11	10		稲福349-A33-09	H25.3.15	第175号		
153	"	南風原町	350-A29-07	国場川			島尻郡	南風原町	大名		0.07	10	33		宮平350-A29-07	H24.6.26	第353号	R4.3.29	第120号
154	"	久米島町	351-A43-05				"	久米島町	宇江城		0.08	16	6		宇江城351-A43-05	H26.11.25	第603号		
155	"	"	351-A43-07	儀間川			"	"	儀間		0.47	4	0	沖縄電力久米島発電所	儀間351-A43-07	H26.11.25	第603号		
156	"	"	352-A43-01				"	"	仲泊		0.58	3	11	ホテル新生、久米島本願寺	仲泊352-A43-01	H26.11.25	第603号		
157	"	渡嘉敷村	353-A38-04	渡嘉敷川			"	渡嘉敷村	渡嘉敷		0.03	15	10		渡嘉敷353-A38-04	H26.12.16	第655号	F31.2.12	第58号
158	"	"	353-A38-06				"	"	"		0.40	7	1	渡嘉敷警察官駐在所	渡嘉敷353-A38-06	H26.12.16	第655号	F31.2.12	第58号
159	"	座間味村	354-A38-01				"	座間味村	阿嘉		0.01	24	0	阿嘉小中学校、阿嘉幼稚園	阿嘉354-A38-01	H28.8.23	第443号	H31.3.1	第89号
160	"	"	354-A38-02				"	"	阿佐		0.06	17	7	阿佐公民館、民宿大川、民宿おざしき荘	阿佐354-A38-02	H28.8.23	第443号	H31.3.1	第89号
161	八重山土木事務所	石垣市	207-A59-01	ハンネ沢			石垣市		伊野田		0.36	4	5	国道390号:0.09km	桃里207-A59-01	H28.8.23	第444号		
162	"	竹富町	381-A64-01				八重山郡	竹富町	白浜		0.08	22	12	白浜公民館	白浜381-A64-01	H25.4.26	第278号		
163	"	"	381-A64-02				"	"	"		0.11	17	1	白浜小中学校	白浜381-A64-02-1 白浜381-A64-02-2	H25.4.26	第278号		
164	北部土木事務所	国頭村		安田川	ウイヌ川	ウイヌ川	国頭郡	国頭村	安田		0.51		60	県道2号、安田小学校					
165	北部土木事務所	金武町		クラ川	クラ川	クラ川	"	金武町	屋嘉		0.04		18	町道					

全ての土石流危険渓流が、土石流警戒区域及び土石災害特別警戒区域に該当することを意味するものではない。

別表5 土石流危険渓流(Ⅱ)

土石流危険渓流Ⅱ:土石流危険区域域内に人家が1~4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流災害警戒区域等における土石流災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(%)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	北部土木事務所	名護市	209-B13-38	穴窪川			名護市		安和	0.28	0.13	6	1						
2	"	"	209-B13-40	安和与那川			"		勝山	1.43	0.93	11	1			H27.3.20	第206号	R4.3.29	第1112号
3	"	"	209-B14-17				"		稲嶺	0.28	0.14	10	1			H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
4	"	"	209-B14-23	我部祖河川	喜知留川		"		伊差川	0.18	0.04	20	2			H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
5	"	"	209-B14-24	"			"		"	1.88	0.78	7	3			H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
6	"	"	209-B14-25				"		稲嶺	0.13	0.07	8	1	国道58号:0.08km		H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
7	"	"	209-B14-26	源河大川			"		源河	0.10	0.03	25	1			H28.5.13	第261号	R2.3.27	第154号
8	"	"	209-B14-28	後原川	後原川		"		"	0.80	0.37	11	1			H28.5.13	第261号		
9	"	"	209-B17-08				"		許田	0.30	0.09	5	2			H28.5.13	第261号	R5.3.17	第145号
10	"	"	209-B17-09	福地川			"		"	0.83	0.13	11	1			H28.5.13	第261号	R5.3.17	第145号
11	"	"	209-B18-11	汀間川			"		三原	1.50	0.32	8	1			H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号
12	"	"	209-B18-12	大浦川			"		大川	1.10	0.35	24	1			H27.3.20	第206号	R2.3.27	第154号
13	"	"	209-B18-13	"			"		"	0.18	0.02	15	1			H27.3.20	第206号	R2.3.27	第154号
14	"	"	209-B18-15	汀間川			"		三原	0.33	0.07	12	2			H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号
15	"	"	209-B18-16	"			"		"	0.38	0.05	22	2			H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号
16	"	"	209-B18-17	"			"		"	0.53	0.09	10	2			H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号
17	"	"	209-B18-18	"			"		"	0.28	0.03	24	2			H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号
18	"	"	209-B18-19	"			"		"	1.15	0.23	11	1			H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号
19	"	"	209-B18-20	"			"		"	0.23	0.03	20	1			H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号
20	"	"	209-B18-21	汀間川			"		福地	0.28	0.05	17	1			H27.3.20	第206号	H31.3.8	第110号

別表5 土石流危険渓流(Ⅱ)

土石流危険渓流Ⅱ:土石流危険区域域内に人家が1~4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流危険区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(%)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
21	北部土木事務所	名護市	209-B19-01	天仁屋川			名護市		天仁屋	0.90	0.21	3	1		天仁屋209-B19-01	H27.3.20	第206号	R2.3.27	第154号
22	"	国頭村	301-B11-02	安波川			国頭郡	国頭村	安波	0.25	0.05	14	3		安波301-B11-02	H26.3.25	第170号		
23	"	大宜味村	302-B09-09				"	大宜味村	根路銘	0.25	0.12	17	1	国道58号:0.06km	根路銘302-B09-09	H27.12.18	第646号		
24	"	"	302-B10-16	饒波川			"	"	饒波	0.10	0.04	11	2		饒波302-B10-16	H27.12.18	第646号		
25	"	東村	303-B14-21				"	東村	有銘	0.03	0.03	33	1		有銘	H24.2.28	第96号		
26	"	"	303-B14-29	有銘川			"	"	"	0.25	0.09	15	2		有銘川303-B14-29	H27.8.21	第451号	H30.11.2	第424号
27	"	今帰仁村	306-B08-05				"	今帰仁村	諸志	0.58	0.34	8	2	国道505号:0.09km	諸志306-B08-05	H24.12.18	第607号		
28	"	"	306-B08-15				"	"	兼次	0.55	0.13	7	1		兼次306-B08-15	H24.12.18	第607号	H31.1.22	第25号
29	"	"	306-B08-17	大井川			"	"	謝名	1.75	0.44	6	1		謝名306-B08-17	H24.12.18	第607号	H31.1.22	第25号
30	"	"	306-B13-45	港川		港川	"	"	湧川	0.55	0.14	17	4		湧川306-B13-45	H24.12.18	第607号	H31.1.22	第25号
31	"	本部町	308-B08-01	浜元川			"	本部町	赤道	0.18	0.11	3	4		赤道308-B08-01	H25.3.15	第174号		
32	"	"	308-B08-03				"	"	片浦原	0.10	0.10	5	2		片浦原308-B08-03	H25.3.15	第174号		
33	"	"	308-B13-08	溝名川		尻無川	"	"	理地	0.23	0.04	11	3		理地308-B13-08	H25.3.15	第174号		
34	"	"	308-B13-20	大小堀川			"	"	音信原	0.30	0.09	5	3		音信原308-B13-20	H25.3.15	第174号		
35	"	"	308-B13-23	大井川			"	"	唐又	0.78	0.43	6	2		唐又308-B13-23	H25.3.15	第174号		
36	"	"	308-B13-33	大小堀川			"	"	音信原	0.28	0.13	9	1		音信原308-B13-33	H25.3.15	第174号		
37	"	本部町	308-B13-42	大井川			国頭郡	本部町	伊豆味	0.53	0.19	9	4		伊豆味308-B13-42	H25.3.15	第174号		
38	"	"	308-B13-43	"			"	"	"	0.33	0.09	8	1		伊豆味308-B13-43	H25.3.15	第174号		
39	"	恩納村	311-B21-15				"	恩納村	真栄田	0.90	0.15	11	2		真栄田311-B21-15	H26.10.31	第560号		

別表5 土石流危険渓流(Ⅱ)

土石流危険渓流Ⅱ:土石流危険区域内に人家が1~4戸ある場合の当該区域に流入する渓流。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要				保全対象		土石流災害警戒区域等における土石流災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
							郡・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(%)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
40	北部土木事務所	恩納村	311-B21-16				国頭郡	恩納村	仲泊	1.10	0.49	7	1		仲泊311-B21-16	H26.10.31	第560号		
41	"	金武町	314-B22-02	億首川			"	金武町	喜瀬武原	0.38	0.06	4	3		喜瀬武原314-B22-02	H26.11.25	第600号		
42	"	伊平屋村	359-B02-01	中の川		池の川	島尻郡	伊平屋村	我喜屋	0.15	0.03	8	3		我喜屋359-B02-01	H27.12.11	第634号	H29.7.4	第363号
43	"	"	359-B02-03				"	"	島尻	0.43	0.18	12	1		島尻359-B02-03	H27.12.11	第634号	H29.7.4	第363号
44	中部土木事務所	中城村	328-B30-11				中頭郡	中城村	和字慶	0.40	0.20	4	3	国道329号:0.09km	和字慶	H23.11.15	第549号		
45	南部土木事務所	豊見城市	341-B29-08	国場川			豊見城市		真玉橋	0.13	0.04	11	1		真玉橋341-B29-08	H24.7.13	第376号	R3.3.30	第223号
46	"	南城市	346-B30-15				南城市		久原		0.04	10	4	国道331号:0.07km	久原346-B30-15	H25.3.15	第175号		
47	"	"	347-B30-14	浜崎川			"		伊原	0.20	0.07	11	4		伊原347-B30-14	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
48	"	久米島町	351-B43-08	銭田川			島尻郡	久米島町	山城	0.48	0.20	8	1	県道242号線:0.15km	山城351-B43-08	H26.11.25	第603号		
49	"	"	352-B43-06				"	"	仲村菓	0.63	0.36	4	2	県道242号線:0.09km	仲村菓352-B43-06	H26.11.25	第603号	H31.3.22	第141号
50	"	座間味村	354-B38-05				"	座間味村	阿嘉	0.10	0.02	8	3		阿嘉354-B38-05	H28.8.23	第443号	H31.3.1	第89号

全ての土石流危険渓流が、土石流危険区域及び土石流災害警戒区域に該当することを意味するものではない。



別表5 土石流危険渓流に準ずる渓流(Ⅲ)

土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ：土石流危険渓流域内に人家がない場合でも、都市計画区域内に人家がある場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要			保全対象		土石流災害警戒区域等における土石流災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
							郡・市	町・村	字	渓流長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )	平均渓床勾配(°)	人家戸数(戸)	公共施設等	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
17	中部土木事務所	中城村	328-C30-18				中頭郡	中城村	伊集	0.40	0.23	10	-	-	伊集	H23.11.15	第549号		
18	"	西原町	329-C30-19				"	西原町	呉屋	0.35	0.08	9	-	-	呉屋329-C30-19	H26.11.7	第569号	R2.3.27	第159号
19	南部土木事務所	南城市	347-C33-10				南城市		佐敷	0.25	0.07	10	-	-	佐敷347-C33-10	H25.3.15	第175号		
20	八重山土木事務所	石垣市	207-C58-01				石垣市		吉原	1.60	0.53	10	-	-	川平207-C58-01	H28.8.23	第444号		
21	"	"	207-C58-02			下田原川	"		大嵩	1.58	0.91	9	-	-	川平207-C58-02	H28.8.23	第444号		
22	"	"	207-C59-03			佐久田良川	"		雷野	1.70	0.90	12	-	-	梓海207-C59-03	H28.8.23	第444号		
23	"	"	207-C59-04				"		梓海	0.65	0.40	13	-	-	梓海207-C59-04	H28.8.23	第444号		

全ての土石流危険渓流が、土石流危険渓流域及び土石流災害警戒区域に該当することを意味するものではない。

別表6 地すべりによる危険が予想される箇所

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	区域名	位置		面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
				市町村名	大字名			河川への影響(m <sup>2</sup> )	人家(戸)	耕地(ha)	公共的建築物施設の種別及び数	箇所名	土砂災害警戒区域指定年月日	告示番号	土砂災害特別警戒区域指定年月日	告示番号
1	北部土木事務所	国頭村	宜名真	国頭村	宜名真	83.6	有	66,000	74	1.5	国道1670m 県道1250m ダム2 公館1	宜名真	H26.3.25	第170号		
2	"	名護市	東江	名護市	東江	19.7	無		127	3.0	県道500m	東江	H28.5.13	第261号		
3	中部土木事務所	うるま市	高江州	うるま市	高江州	143.9	有		491	107.4	県道4610m 市道3270m 農村セン1 学校2 保育1 公館2	宮里	H26.7.4	第390号		
4	"	沖繩市	嘉間良	沖繩市	嘉間良	6.5	無		181	0.2	市道1080m 幼稚園1	嘉間良	H27.6.5	第354号		
5	"	"	桃原	"	桃原	89.1	無		433	2.1	国道550m 県道1050m 市道1760m 学校1 公館2	桃原	H27.6.5	第354号		
6	"	"	古謝	"	古謝	34.8	無		43	12.1	市道1720m	古謝	H27.6.5	第354号		
7	"	"	仲宗根	"	仲宗根	21.7	有		415	0.5	国道230m 県道160m 市道1380m 学校1 幼稚園2	仲宗根	H27.6.5	第354号		
8	"	"	高原1	"	高原	34.5	無		534	15.7	市道2100m	高原1	H27.6.5	第354号		
9	"	"	胡屋	"	胡屋	11.3	無		21	0.2	市道180m ダム1 幼稚園1	胡屋	H27.6.5	第354号		
10	"	"	高原2	"	高原	15.5	無		167	0.7	国道450m 県道400m 市道950m	高原2	H27.6.5	第354号		
11	"	"	比屋根1	"	比屋根	14.5	無		167	0.6	国道410m 市道1080m 公館1	比屋根1	H27.6.5	第354号		
12	"	"	比屋根2	"	比屋根	60.4	無		147	4.1	県道1050m 市道1620m	比屋根2	H27.6.5	第354号		
13	"	"	与儀	"	与儀	81.0	有	146,000	206	14.2	国道350m 市道2220m	与儀	H27.6.5	第354号		
14	"	北中城村	屋宜原	北中城村	屋宜原	89.0	無	161,000	280	1.2	国道480m 村道2960m 公館2	屋宜原	H27.12.1	第621号		
15	"	"	喜舎場	"	喜舎場	34.2	有		126	0.2	村道720m 公館1	喜舎場	H26.11.25	第601号		
16	"	"	仲順	"	仲順	21.3	有		24	1.3	村道500m 公館1 幼稚園1	仲順	H26.11.25	第601号		
17	"	"	熱田	"	熱田	107.4	無		396	49.2	国道730m 村道6960m 公館1	熱田	H26.11.25	第601号		

別表6 地すべりによる危険が予想される箇所

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	区域名	位置		面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
				市町村名	大字名			河川への影響(m <sup>3</sup> )	人家(戸)	耕地(ha)	公共的建築物施設の種別及び数	箇所名	指定年月日	告示番号	土砂災害特別警戒区域指定年月日
18	中部土木事務所	北中城村	安谷屋	北中城村	安谷屋	42.4	有		181	3.2	高速800m 県道1100m 村道350m 公館1	安谷屋	H26.11.25	第601号	
19	"	中城村	久場	中城村	久場	90.1	無		151	47.0	国道1950m 村道2910m 公館1	久場	H23.11.15	第549号	
20	"	"	泊	"	泊	57.8	無		78	34.8	国道700m 県道950m 村道3480m 公館1	泊	H23.11.15	第549号	
21	"	"	伊舎堂	"	伊舎堂	82.8	無		114	24.2	国道590m 県道1920m 村道1020m 福セン1 公館2	伊舎堂	H23.11.15	第549号	
22	"	"	新垣	"	新垣	90.3	無	258,000	31	10.5	高速1400m 県道980m 村道380m	新垣	H28.2.16	第75号	
23	"	"	屋宜	"	屋宜	58.4	無		83	16.7	国道850m 村道2420m 学校1 公館1				
24	"	"	当間	"	当間	48.3	有		129	7.2	国道920m 県道550m 村道2200m 学校1 公館1	当間	H23.11.15	第549号	
25	"	"	安里	"	安里	24.9	無		32	3.8	国道280m 県道600m 村道1050m 公館1	安里	H26.12.5	第631号	
26	"	"	奥間	"	奥間	120.9	無		150	5.4	国道1050m 県道1050m 村道1210m 公館1 水場1	奥間	H23.11.15	第549号	
27	"	"	津覇	"	津覇	41.1	有		72	7.2	国道190m 村道2070m 学校1 公館1	津波	H23.11.15	第549号	
28	"	"	伊集	"	伊集	73.8	無		112	7.8	国道750m 村道1640m 公館1 病院1	伊集	H23.11.15	第549号	
29	"	西原町	上原	西原町	上原	108.9	無		102	8.4	県道1980m 町道710m 公館1 病院1 消学1	上原	H26.11.7	第569号	
30	"	"	幸地	"	幸地	59.6	無	9,600	290	23.1	高速1260m 県道840m 町道970m 公館1	幸地	H27.3.13	第168号	
31	"	"	小橋川	"	津花波・内間	103.7	無		282	7.4	国道480m 町道6840m 公館1	小橋川	H26.11.7	第569号	
32	"	"	池田1	"	池田	11.1	有		3	1.6	県道350m	池田(1)	H26.11.7	第569号	
33	"	"	池田2	"	池田	12.2	無		1	1.0	高速370m 県道330m 町道350m	池田(2)	H26.11.7	第569号	
34	"	"	桃原	"	桃原	23.6	無		52	9.2	町道1960m 公館1	桃原	H26.11.7	第569号	

別表6 地すべりによる危険が予想される箇所

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	区域名	位置		面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域					
				市町村名	大字名			河川への影響(m <sup>3</sup> )	人家(戸)	耕地(ha)	公共的建築物施設の種別及び数	箇所名	土砂災害警戒区域指定年月日	告示番号	土砂災害特別警戒区域指定年月日	告示番号	
35	中部土木事務所	西原町	我謝	西原町	我謝	30.9	無		102	21.0	町道2320m 公園1		我謝	H26.11.7	第569号		
36	"	浦添市	前田	浦添市	前田	55.5	無	24,000	5	1.0	県道1080m 市道1650m		前田	H29.6.27	第347号		
37	"	"	宮城	"	宮城	12.4	無	39,000	208	0.2	市道1350m 郵局1 公園2		宮城	H28.9.20	第492号		
38	"	"	大平	"	大平	17.6	有	80,000	177	0.5	市道2280m		大平	H28.9.20	第492号		
39	南部土木事務所	那覇市	首里大名	那覇市	一丁目	10.6	無		100	0.0	市道1140m		首里大名	H29.6.27	第347号		
40	"	"	首里末吉	"	三丁目	55.5	無	18,000	99	1.5	県道550m 市道1340m 幼稚園1 福セン1 電局1		首里末吉	H26.3.28	第192号		
41	"	"	首里石嶺	"	一丁目	16.2	無		175	0.3	市道1230m 管署1 公宿1		首里石嶺	H27.3.17	第188号		
42	"	"	首里桃園	"	二丁目	22.3	有	418,000	568	0.3	県道670m 市道530m		首里桃園	H27.3.17	第188号		
43	"	"	真嘉比	"	真嘉比	19.0	無	80,000	534	0.4	県道280m 市道1260m 病院1 幼稚園3						
44	"	"	泊	"	二丁目	12.3	無		134	0.0	市道1190m 学校1 幼稚園1						
45	"	"	安里	"	一丁目	8.9	無		191	0.0	県道170m 市道1000m						
46	"	"	首里寒川	"	一丁目	66.3	無		728	1.5	県道950m 市道2800m ダム1 公館1		首里寒川	H27.3.17	第188号		
47	"	"	首里鳥堀	"	四丁目	20.4	無		123	5.0	県道210m 市道1090m 学校1		首里鳥堀	H26.3.4	第117号		
48	"	"	首里崎山	"	四丁目	23.0	有		180	1.0	県道750m 市道1100m 学校1 試場1		首里崎山	H27.3.17	第188号		
49	"	"	繁多川	"	四丁目	15.3	無	46,000	144	0.5	市道280m 学校1		繁多川	H27.3.17	第188号		
50	"	"	古波蔵	"	四丁目	12.3	無		253	0.0	県道380m 市道1220m 幼稚園1 試場1		古波蔵	H27.3.17	第188号		
51	"	"	国場	"	国場	8.3	無		117	1.0	市道1030m 学校1 幼稚園1		国場	H26.3.4	第117号		

別表6 地すべりによる危険が予想される箇所

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	区域名	位置		面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
				市町村名	大字名			人家(戸)	耕地(ha)	公共的建築物施設の種別及び数	箇所名	土砂災害警戒区域指定年月日	告示番号	土砂災害特別警戒区域指定年月日	告示番号
52	南部土木事務所	那覇市	仲井真	那覇市	仲井真	31.2	無	434	2.0	国道900m 県道320m 市道3150m 短大1学校1 幼稚園1	仲井真	H26.3.4	第117号		
53	"	"	上間	"	上間	18.0	無	89	0.9	国道120m 県道440m 市道1840m 体館1	上間	H26.3.4	第117号		
54	"	"	真地	"	真地	27.4	有	155	5.0	県道950m 市道1600m	真地	H26.3.4	第117号		
55	"	南風原町	大名1	南風原町	大名	30.2	無	2	9.0	高道550m 町道550m ゴミ焼場1	大名1	H24.6.26	第353号		
56	"	"	大名2	"	大名	45.4	無	120	2.6	県道1300m 町道2150m 病院1	大名2	H24.6.26	第353号		
57	"	"	新川	"	新川	34.4	無	360	1.5	県道360m 町道2400m 学校1 育園1	北丘(2) 新川	H18.7.28 H24.6.26	第523号 第353号		
58	"	"	兼城	"	兼城	57.3	有	246	1.7	県道180m 町道1330m	兼城	H24.6.26	第353号		
59	"	豊見城市	嘉数	豊見城市	嘉数	44.6	無	128	24.0	市道1500m	嘉数	H26.3.4	第117号		
60	"	"	上田	"	上田	27.6	無	174	4.0	市道910m 公館2	上田	H24.7.13	第376号		
61	"	"	豊見城1	"	平良	7.5	有	37	1.8	市道1170m 公館1					
62	"	"	豊見城2	"	高嶺	18.5	無	38	2.5	市道1370m					
63	"	与那原町	与那原	与那原町	与那原	74.1	無	184	3.0	町道1200m 学校1 幼稚園2 給食センタ1	豊見城(2) 与那原	H29.8.15 H26.11.14	第410号 第586号		
64	"	"	江口	"	江口	14.5	無	36	0.0	町道980m 幼稚園1 ゴルフ場1	江口	H26.3.4	第118号		
65	"	"	板良敷	"	板良敷	66.2	無	137	1.5	国道1620m 町道2660m 公館1	板良敷	H26.11.14	第586号		
66	"	"	当添	"	当添	105.9	無	59	4.0	国道780m 県道720m 町道1760m	当添	H26.3.4	第118号		
67	"	南城市	大里	南城市	大里	27.0	無	86	4.5	市道2000m 公館1	大里	H25.3.15	第175号		
68	"	"	稲嶺	"	稲嶺	21.9	無	157	8.7	県道560m 市道940m 公館1	稲嶺	H25.3.15	第175号		

別表6 地すべりによる危険が予想される箇所

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	区域名	位置		面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
				市町村名	大字名			河川への影響(m <sup>2</sup> )	人家(戸)	耕地(ha)	公共的建築物施設の種別及び数	箇所名	土砂災害警戒区域指定年月日	告示番号	土砂災害特別警戒区域指定年月日
69	南部土木事務所	南城市	小谷	南城市	小谷	92.1	有		68	3.9	県道840m 市道2360m 公館1	小谷	H25.3.15	第175号	
70	"	"	新里	"	新里	140.9	有	81,000	155	36.7	国道820m 県道1200m 公館1	新里	H25.3.15	第175号	
71	"	"	佐敷	"	佐敷	136.2	無		194	11.6	国道1200m 市道2450m 公館1	佐敷	H25.3.15	第175号	
72	"	"	手登根	"	手登根	54.8	無		121	8.2	市道1820m	手登根	H25.3.15	第175号	
73	"	"	伊原	"	伊原	104.1	有		59	21.9	市道2770m	伊原	H25.3.15	第175号	
74	"	"	知名1	"	知名	98.4	無		19	24.0	国道370m 市道3720m	知名1	H25.3.15	第175号	
75	"	"	久原	"	久原	47.6	無		47	4.7	国道1000m 市道650m	久原	H25.3.15	第175号	
76	"	"	知名2	"	海野・知名	49.7	無		200	11.1	国道1900m 市道2810m 公館1	知名2	H25.3.15	第175号	
77	"	"	安座真	"	安座真	55.2	無		115	23.7	国道1200m 市道1980m 公館1	安座真	H25.3.15	第175号	
78	"	"	久手堅	"	久手堅	20.1	無		1	16.5	国道490m 市道730m	久手堅	H25.3.15	第175号	
79	"	"	吉富	"	吉富・知念	97.4	有	34,000	178	17.1	国道1950m 市道3150m 公館2	吉富	H25.3.15	第175号	
80	"	"	具志堅	"	具志堅	57.0	有		108	12.4	国道1300m 市道1990m 公館1	具志堅	H25.3.15	第175号	
81	"	"	下田	"	志喜屋・下田	84.7	無		187	10.4	国道1620m 市道2720m 公館1 幼園1	下田	H25.3.15	第175号	
82	"	"	玉城	"	玉城・中山	83.6	無		88	21.5	国道1500m 市道3780m	玉城	H25.3.15	第175号	
83	"	"	富里	"	富里・船越	108.5	無		236	18.1	県道1150m 市道2400m 学校2 役場1 郵局1 公館1	富里	H25.3.15	第175号	
84	"	糸満市	武富	糸満市	武富	16.0	無		33	2.4	市道2130m	武富	H24.9.28	第467号	
85	"	"	糸満兼城	"	潮平・兼城	43.1	有		108	9.4	市道2360m 学校1	糸満兼城	H22.10.8	第493号	

別表6 地すべりによる危険が予想される箇所

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	区域名	位置		面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域					
				市町村名	大字名			河川への影響(m <sup>3</sup> )	人家(戸)	耕地(ha)	公共的建築物施設の種類及び数	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
86	宮古土木事務所	宮古島市	平瀬尾神崎	宮古島市	西原	136.4	無			8.0	農道1100m		平瀬尾神崎	H30.4.17	第200号		
87	"	"	与那浜崎	"	"	333.0	無			7.1	農道1450m		与那浜崎	H30.4.17	第200号		
88	南部土木事務所	南城市	大城	南城市	大城	119.7	無			27.4	農道5170m 県道650m		大城	H25.3.15	第175号		

全ての地すべりによる危険が予想される箇所が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当することを意味するものではない。

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

(令和5年4月1日現在)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

<自然斜面>

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設					箇所名
1	北部土木事務所	国頭村	I-1	辺戸(1)	国頭村	辺戸	上方	55	440	20.0	47	公民館、共同売店	2 県道(820m)、村道(520m)	無	H26.3.25	第170号		
2	"	"	I-2	宜名真(1)	"	宜名真	西平	33	570	77.0	47	公民館、共同売店	2 国道(245m)、村道(605m)、道路(100m)、河川(110m)	無	H26.3.25	第170号		
3	"	"	I-3	奥(1)	"	奥	親田原	38	220	151.5	8	診療所	1 道路(60m)	無	H26.3.25	第170号		
4	"	"	I-4	奥(2)	"	"	辺野原	32	550	85.0	13	小・中学校	1 村道(195m)、道路(115m)	無	H26.3.25	第170号		
5	"	"	I-6	楚洲(1)	"	楚洲	仲尾	48	220	21.4	23	保育所、公民館	2 村道(70m)、護岸(25m)、橋(1)	無	H26.3.25	第170号		
6	"	"	I-7	武見(1)	"	宜名真	兼久原	43	215	154.7	17	診療所	1 道路50m、河川45m、護岸35m	無	H26.3.25	第170号		
7	"	"	I-8	宇嘉(1)	"	宇嘉	上袋	30	325	50.4	21		国道(60m)、村道(90m)、道路(150m)、河川(115m)、橋(1)、護岸(60m)	無	H26.3.25	第170号		
8	"	"	I-9	宇嘉(2)	"	"	宇嘉	30	165	66.4	13	共同売店、公民館	2	無	H26.3.25	第170号		
9	"	"	I-10	辺野喜(1)	"	辺野喜	穴場井	35	310	140.0	11	小学校	1	無	H26.3.25	第170号		
10	"	"	I-11	辺野喜(2)	"	"	辺野原	31	510	139.4	16		村道(50m)、道路(30m)、河川(30m)	無	H26.3.25	第170号		
11	"	"	I-13	佐手(2)	"	佐手	大川原	46	185	67.5	13		村道(100m)、道路(10m)	無	H26.3.25	第170号		
12	"	"	I-14	謝敷(1)	"	謝敷	謝敷原	42	250	97.6	12		道路(20m)	無	H26.3.25	第170号		
13	"	"	I-15	与那(1)	"	与那	与那坂	32	450	69.3	45		道路(120m)、河川(130m)	無	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
14	"	"	I-16	伊地(1)	"	伊地	満川上原	35	150	46.2	12		村道(165m)、河川(20m)、橋(1)	無	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
15	"	"	I-17	伊地(2)	"	"	下田原	53	230	38.9	15		村道(160m)	無	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
16	"	"	I-18	宇良(1)	"	宇良	泉原	43	230	49.3	16	共同売店、公民館	2 国道(40m)、村道(245m)、橋(1)	無	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
17	"	"	I-19	宇良(2)	"	"	"	31	185	95.0	9		道路(30m)	無	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
18	"	"	I-20	安波(1)	"	安波	前田原	37	395	78.6	18		村道(495m)、河川(20m)	無	H26.3.25	第170号		
19	"	"	I-21	安波(2)	"	"	福地原	33	255	15.1	22		道路(60m)、河川(50m)	無	H26.3.25	第170号		

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

(令和5年4月1日現在)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

<自然斜面>

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形		保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	告示番号	告示年月日	指定年月日	告示番号	告示年月日
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物							
20	北部土木事務所	国頭村	I-22	安波(3)	国頭村	安波	福地原	37	180	55.0	10		道路(125m)		H26.3.25	第170号			
21	"	"	I-23	辺土名(1)	"	辺土名	又伊名原	55	160	35.0	10	神社、郵便局、電報電話局	3 国道(50m)、河川(100m)、公園(1)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号	
22	"	"	I-24	辺土名(2)	"	"	上島	34	205	32.0	21		道路(135m)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号	
23	"	"	I-25	辺土名(3)	"	"	渡比謝原	47	170	24.1	13		道路(150m)、河川(110m)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号	
24	"	"	I-26	奥間(1)	"	奥間	奥間	40	340	20.0	21	公民館、神社	2 道路(215m)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号	
25	"	"	I-27	奥間(2)	"	"	"	35	190	60.0	7	小学校、神社	2 村道(30m)、道路(100m)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号	
26	"	"	I-28	奥間(3)	"	"	川代志	42	190	48.8	10		村道(90m)、道路(45m)、河川(110m)、橋(1)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号	
27	"	"	I-29	比地	"	比地	比地	46	555	43.5	21	公民館	1 村道(270m)、道路(40m)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号	
28	"	"	I-30	半地(1)	"	半地	半地原	56	180	103.1	12		国道(140m)、河川(180m)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号	
29	"	"	I-31	半地(2)	"	"	"	57	455	38.1	22	公民館	1 国道(125m)、道路(80m)、河川(65m)、貯水池(1)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号	
30	"	"	I-32	浜	"	浜	村中原	38	430	18.0	13	公民館、神社	2 村道(130m)、道路(55m)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号	
31	"	大宜味村	I-33	田嘉里(1)	大宜味村	田嘉里	川茶原	36	385	90.0	8		道路(145m)		H23.6.24	第358号			
32	"	"	I-34	田嘉里(2)	"	"	前田原	40	660	128.5	36	共同売店	1 道路(405m)		H23.6.24	第358号			
33	"	"	I-35	田嘉里(3)	"	"	安志良原	51	205	6.6	11		道路(210m)		H23.6.24	第358号			
34	"	"	I-36	謝名城(1)	"	謝名城	根謝銘原	42	190	26.6	12		河川(120m)、橋(2)		H23.6.24	第358号			
35	"	"	I-37	謝名城(2)	"	"	一名代	43	105	25.4	7		道路(5m)		H23.6.24	第358号			
36	"	"	I-38	謝名城(3)	"	"	根謝銘	36	410	48.5	12		道路(285m)、河川(35m)		H23.6.24	第358号			
37	"	"	I-39	喜如嘉(1)	"	喜如嘉	喜如嘉	39	230	35.0	20		道路(310m)、河川(130m)		H23.6.24	第358号			
38	"	"	I-40	喜如嘉(2)	"	"	"	43	540	47.6	22	芭蕉布会館、協同組合	2 道路(310m)		H23.6.24	第358号			

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設					箇所名	指定年月日
39	北部土木事務所	大宜味村	I-41	喜如嘉(3)	大宜味村	喜如嘉	喜如嘉	41	195	60.0	5		道路(80m)、河川(120m)	無	喜如嘉(3)	H23.6.24	第358号		
40	"	"	I-42	喜如嘉(4)	"	"	波佐間原	36	295	30.0	17		道路(140m)、河川(100m)、橋(1)	無	喜如嘉(4)	H23.6.24	第358号		
41	"	"	I-43	喜如嘉(5)	"	"	外堀田原	33	130	70.0	5	診療所	1 道路(210m)	無	喜如嘉(5)	H23.6.24	第358号		
42	"	"	I-44	饒波(1)	"	饒波	前田	41	295	35.0	9		道路(30m)	無	饒波(1)	H23.6.24	第358号		
43	"	"	I-45	大兼久	"	大兼久	大兼久	39	545	35.0	15	役所、神社、小学校	3 道路(80m)、河川(60m)	無	大兼久	H23.6.24	第358号		
44	"	"	I-46	大宜味	"	大宜味	大宜味	37	260	97.9	10		国道(40m)、道路(290m)	無	大宜味	H23.6.24	第358号		
45	"	"	I-47	根路鉦(1)	"	根路鉦	島原	35	250	93.4	10		国道(10m)、道路(270m)	無	根路鉦(1)	H23.6.24	第358号		
46	"	"	I-49	塩屋(1)	"	塩屋	塩屋	55	295	10.0	30		道路(375m)	無	塩屋(1)	H23.6.24	第358号		
47	"	"	I-50	塩屋(2)	"	"	大川	37	250	45.0	18		国道(50m)、道路(170m)	無	塩屋(2)	H23.6.24	第358号		
48	"	"	I-51	塩屋(3)	"	"	前川	38	210	75.0	11		国道(170m)、道路(50m)	無	塩屋(3)	H23.6.24	第358号		
49	"	"	I-52	塩屋(4)	"	屋古	前田原	34	325	60.0	27		道路(135m)	無	塩屋(4)	H23.6.24	第358号		
50	"	"	I-53	屋古(1)	"	"	"	30	115	37.5	11		道路(235m)	無	屋古(1)-1 屋古(1)-2	H23.6.24	第358号		
51	"	"	I-54	田港	"	田港	タム原	38	235	28.5	20		道路(120m)	無	田港(1)	H23.6.24	第358号		
52	"	"	I-56	大保	"	大保	大保	35	310	60.0	26		道路(385m)	H10.2.10	大保	H23.6.24	第358号		
53	"	"	I-57	津波(1)	"	津波	具志喜納原	42	270	71.7	26		国道(190m)、道路(205m)	無	津波(1)	H23.6.24	第358号		
54	"	"	I-58	津波(2)	"	"	津波原	37	160	35.0	18		道路(310m)	無	津波(2)	H23.6.24	第358号		
55	"	"	I-59	津波(3)	"	"	桃園上原	50	225	40.3	18	神社	1 道路(100m)、河川(60m)	無	津波(3)	H23.6.24	第358号		
56	"	東村	I-60	有銘(1)	東村	有銘	福地原	38	190	23.4	5		村道(30m)、道路(130m)	無	有銘(1)-1 有銘(1)-2 有銘(1)-3	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号
57	"	"	I-61	有銘(2)	"	"	石田原	51	150	33.5	6		村道(60m)、道路(175m)、河川(160m)	無	有銘(2)	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地		形状			保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号	告示年月日	指定年月日	告示番号	告示年月日
					大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設	箇所名	指定年月日	告示番号								
58	北部土木事務所	東村	I-62	有銘(3)	有銘	石田原	35	270	35.0	15			村道(310m)、道路(40m)、河川(210m)、橋(2)	有銘(3)	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号					
59	"	"	I-63	有銘(4)	"	御川原	40	120	37.6	0	小・中学校、幼稚園	2	市道(385m)、道路(85m)、河川(1.45m)、橋(2)	有銘(4)	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号					
60	"	名護市	I-65	源河(2)	源河	前川原	35	410	58.2	36			市道(455m)、道路(65m)、河川(1.30m)、橋(1)	源河(2)	H22.3.16	第157号	R2.3.27	第154号					
61	"	"	I-66	源河(3)	"	"	35	475	65.8	22			市道(135m)、道路(85m)、河川(1.40m)	源河(3)	H22.3.16	第157号	R2.3.27	第154号					
62	"	"	I-67	源河(4)	"	桃原	49	220	14.0	13			市道(175m)、市道(175m)、道路(200m)	源河(4)	H22.3.16	第157号	R2.3.27	第154号					
63	"	"	I-68	源河(5)	"	浜原	32	460	44.5	28			市道(130m)、公園(1)、拜所(1)	源河(5)	H22.11.9	第564号	R2.3.27	第154号					
64	"	"	I-69	仲尾次(1)	"	仲袋	60	120	7.8	5	公民館、図書館	2		仲尾次(1)	H22.11.9	第564号	R2.3.27	第154号					
65	"	"	I-70	仲尾次(2)	"	富名作	56	50	12.4	0	役所	1		仲尾次(2)	H22.11.9	第564号	R2.3.27	第154号					
66	"	"	I-71	田井等(1)	"	田井等	45	295	9.0	11	神社	1	1	田井等(1)	H22.11.9	第564号	R2.3.27	第154号					
67	"	"	I-73	呉我(1)	"	呉我	43	230	14.9	18			市道(145m)、道路(130m)	呉我(1)	H22.3.16	第157号	R5.3.17	第145号					
68	"	"	I-74	呉我(2)	"	"	39	440	51.7	30			国道(90m)、県道(90m)、道路(240m)	呉我(2)	H22.3.16	第157号	R5.3.17	第145号					
69	"	"	I-75	呉我(3)	"	"	52	165	34.7	11			国道(15m)、市道(15m)、道路(255m)、河川(50m)、橋(1)	呉我(3)	R5.3.17	第139号	R5.3.17	第145号					
70	"	"	I-76	呉我(4)	"	鮎治屋原	54	80	6.2	6			市道(35m)、道路(50m)	呉我(4)	H22.3.16	第157号	R5.3.17	第145号					
71	"	"	I-77	我部祖河(1)	"	我部祖河	39	230	16.3	5			市道(125m)	我部祖河(1)	H22.3.16	第157号	R5.3.17	第145号					
72	"	"	I-78	古我知(1)	"	古我知	51	635	29.1	23	公民館	1	1	古我知(1)-2 古我知(1)-1	H21.10.16 H22.3.16	第540号 第157号	R2.3.27	第154号					
73	"	"	I-82	名護(2)	"	上袋原	35	385	21.3	34			市道(340m)、道路(285m)、河川(130m)	名護(2)-1 名護(2)-2 名護(2)-3	H22.3.16 H28.5.13	第157号 第157号 第261号	R5.3.17	第145号					
74	"	"	I-83	名護(3)	"	幸地又原	59	270	22.0	18	保育所	1	1	名護(3)	H21.2.3	第444号	R5.3.17	第145号					
75	"	"	I-84	名護(4)	"	東上原	52	155	48.0	14			道路(160m)、河川(15m)	名護(4)	H21.2.3	第444号	R5.3.17	第145号					
76	"	"	I-86	名護(6)	"	溝原	35	280	48.6	46			市道(430m)、道路(430m)	名護(6)	H21.2.3	第444号	R5.3.17	第145号					

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形		保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号	
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	戸数	公共的建物					公共施設
77	北部土木事務所	名護市	I-87	名護(7)	名護市	名護	嵩石原	37	770	46.7	48			国道(65m)、市道(665m)、道路(325m)、河川(185m)	名護(7)	H21.2.3 第44号	R5.3.17 第145号
78	"	"	I-88	世富慶	"	世富慶	世富慶	51	285	87.0	31			市道(245m)、道路(140m)、広場(1)	世富慶	H21.2.13 第76号	R2.3.27 第154号
79	"	"	I-89	数久田(1)	"	数久田	数久田原	40	670	54.7	97			市道(895m)、道路(400m)	数久田(1)	H21.2.13 第76号	R5.3.17 第145号
80	"	"	I-90	数久田(2)	"	"	前平原	33	305	109.1	23	1	保育園	市道(215m)、道路(45m)、河川(75m)	数久田(2)-1 数久田(2)-2 数久田(2)-3	R5.3.17 第139号	R5.3.17 第145号
81	"	"	I-91	許田(1)	"	許田	手水原	56	185	42.2	19	1	神社	国道(45m)、市道(320m)、道路(70m)	許田(1)	R5.3.17 第91号	R5.3.17 第145号
82	"	"	I-92	湖辺底原(1)	"	"	湖辺底原	43	280	31.0	14			市道(170m)、道路(110m)	湖辺底原(1)	H21.10.16 第540号	R5.3.17 第145号
83	"	"	I-93	幸喜(1)	"	幸喜	西開原	53	230	28.0	7	2	小学校、幼稚園	国道(45m)、市道(120m)、道路(130m)	幸喜(1)	H22.3.16 第157号	R2.3.27 第154号
84	"	"	I-94	三原(1)	"	三原	三原	68	150	35.0	6	2	小学校、幼稚園	道路(160m)	三原(1)	H21.10.16 第540号	H31.3.8 第110号
85	"	"	I-95	三原(2)	"	"	朱呂儀	42	210	100.0	7			市道(170m)	三原(2)	H21.10.16 第540号	H31.3.8 第110号
86	"	"	I-96	志根垣(1)	"	志根垣	志根垣又	42	120	128.0	7			市道(110m)、河川(20m)	志根垣(1)	H21.10.16 第540号	H31.3.8 第110号
87	"	"	I-97	汀間	"	汀間	汀間	62	105	63.4	7			市道(170m)、河川(35m)、橋(1)	汀間	H21.10.16 第540号	R2.3.27 第154号
88	"	"	I-98	大浦(1)	"	大浦	大浦	48	190	26.0	13			市道(110m)、道路(105m)	大浦(1)	H22.3.16 第157号	R2.3.27 第154号
89	"	"	I-99	大浦(2)	"	"	"	42	245	21.8	15			国道(60m)、市道(185m)、道路(90m)	大浦(2)	H22.3.16 第157号	R2.3.27 第154号
90	"	"	I-101	二見(2)	"	二見	杉田	32	230	75.0	7			国道(360m)、市道(35m)、道路(20m)、河川(135m)	二見(2)	H22.11.9 第564号	R2.3.27 第154号
91	"	"	I-102	辺野古	"	辺野古	辺野古	55	290	24.0	21			市道(115m)、道路(260m)	辺野古-1 辺野古-2	H22.3.16 第157号	R2.3.27 第154号
92	"	今帰仁村	I-103	運天	今帰仁村	運天	運天原	37	280	35.0	17			道路(100m)	運天	H24.12.18 第607号	H31.1.22 第25号
93	"	"	I-104	仲宗根	"	仲宗根	仲宗根原	45	110	5.0	6			村道(65m)、道路(40m)	仲宗根-1 仲宗根-2	H24.12.18 第607号	H31.1.22 第25号
94	"	本部町	I-105	伊野波(1)	本部町	伊野波	波盛間原	34	205	35.2	16			町道(110m)、道路(110m)、河川(135m)、橋(6)	伊野波(1)	H25.3.15 第174号	
95	"	"	I-106	渡久地(1)	"	渡久地	与那城原	41	230	27.5	10			県道(160m)、道路(295m)、護岸(115m)	渡久地(1)	H25.3.15 第174号	

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

(令和5年4月1日現在)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

<自然斜面>

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号	告示年月日	指定年月日	告示番号
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	戸数	公共的建物	公共施設							
96	北部土木事務所	本部町	I-107	渡久地(2)	本部町	渡久地	渡久地原	87	260	53.0	27		県道(255m)、町道(295m)		渡久地(2)	H25.3.15	第174号			
97	"	"	I-108	谷茶	"	谷茶	谷茶原	90	525	21.9	57	保育園	1 県道(65m)、町道(285m)、道路(140m)		谷茶	H25.3.15	第174号			
98	"	"	I-109	東(1)	"	東	利地原	46	575	46.6	59	役所, 学童教室	2 県道(175m)、町道(545m)、道路(20m)、河川(180m)、橋(1)	H10.2.10	東(1)	H25.3.15	第174号			
99	"	"	I-110	大浜(1)	"	大浜	兼久原	40	350	13.2	33		町道(70m)、道路(90m)	H10.2.10	大浜(1)	H25.3.15	第174号			
100	中部土木事務所	うるま市	I-111	伊波	うるま市	石川伊波	佐阿手原	43	270	19.3	31		市道(130m)、道路(145m)		伊波	H26.3.14	第149号	R5.3.17		第146号
101	"	"	I-112	天願	"	天願	天願原	73	200	11.8	20		県道(65m)、市道(5m)、道路(320m)	S57.4.26	天願	H26.3.14	第149号	R5.3.17		第146号
102	"	読谷村	I-113	長浜(1)	読谷村	長浜	船地原	90	220	10.5	19		道路(335m)		長浜(1)	H27.10.27	第548号	H31.3.22		第140号
103	"	"	I-114	古堅(1)	"	古堅	松浦原	60	520	20.0	24		道路(45m)、河川(320m)、護岸(315m)		古堅(1)	H27.10.27	第548号	H31.3.22		第140号
104	"	"	I-115	古堅(2)	"	"	古堅原	35	225	11.0	15		河川(235m)		古堅(2)	H27.10.27	第548号	H31.3.22		第140号
105	"	"	I-116	大湾(1)	"	大湾	大湾原	52	185	9.0	10		河川(195m)		大湾(1)	H27.10.27	第548号	H31.3.22		第140号
106	"	"	I-117	楚辺	"	楚辺	後原	72	870	20.8	59		村道(970m)、道路(575m)、公園(2)	H5.3.23	楚辺	H27.10.27	第548号			
107	"	嘉手納町	I-118	嘉手納(1)	嘉手納町	嘉手納	御嶽前原	56	375	21.0	32		道路(175m)、河川(250m)		嘉手納(1)	H27.10.27	第549号	H31.3.26		第152号
108	"	"	I-119	嘉手納(2)	"	"	西原	90	119	20.0	5		町道(70m)、河川(65m)、護岸(70m)		嘉手納(2)	R4.12.27	第475号	R4.12.27		第885号
109	"	"	I-120	水釜(1)	"	水釜	宇地原	80	355	15.0	185		町道(255m)、道路(100m)、護岸(175m)、ポンプ場(1)		水釜(1)	R4.3.29	第113号	R4.3.29		第113号
110	"	"	I-121	水釜(2)	"	"	浜桁原	80	300	10.0	14		町道(295m)、河川(190m)、護岸(280m)		水釜(2)	H27.10.27	第549号	H31.3.26		第152号
111	"	沖繩市	I-122	池原(1)	沖繩市	池原	池原	43	130	21.9	7		市道(90m)		池原(1)	H20.10.3	第598号	R3.3.30		第222号
112	"	"	I-123	池原(2)	"	"	"	70	185	14.0	13		市道(120m)、道路(60m)		池原(2)	H20.10.3	第598号	R3.3.30		第222号
113	"	"	I-124	池原(3)	"	"	"	45	115	5.5	8		市道(70m)、道路(20m)		池原(3)	H20.10.3	第598号	R3.3.30		第222号
114	"	"	I-125	池原(4)	"	"	東佐久原	30	110	8.7	7		道路(85m)		池原(4)	H20.10.3	第598号	R3.3.30		第222号

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	箇所名	土砂災害警戒区域		告示番号	指定年月日	告示番号	指定年月日
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設				指定年月日	告示番号				
115	中部土木事務所	沖繩市	I-126	八重島	沖繩市	八重島	八重島一丁目	64	75	16.0	8			無	八重島	R4.3.29	第96号	R4.3.29	第114号			
116	"	"	I-127	嘉間良(1)	"	嘉間良	嘉間良一丁目	35	220	23.1	38	幼稚園、寮	2 市道(250m)、道路(30m)	無	嘉間良(1)	H20.10.14	第614号					
117	"	"	I-128	壺川(1)	"	仲宗根	壺川原	52	240	19.0	66	市役所	1 市道(50m)、道路(60m)	無	壺川(1)	H20.10.3	第597号	R3.3.30	第222号			
118	"	"	I-129	大里(3)	"	大里	後原	37	110	7.0	5		市道(10m)、道路(65m)	無	大里(3)	R4.3.29	第96号	R4.3.29	第114号			
119	"	"	I-130	大里(1)	"	"	"	45	460	10.6	32	高等学校	1 国道(260m)、道路(485m)	S54.1.8	大里(1)	R4.3.29	第96号	R4.3.29	第114号			
120	"	"	I-131	大里(2)	"	"	"	47	140	15.8	10		市道(85m)、道路(20m)	S59.12.11	大里(2)	H27.6.5	第354号					
121	"	"	I-132	高原(2)	"	高原	上原	62	200	12.8	31		市道(100m)、道路(170m)	無	高原(2)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号			
122	"	"	I-133	高原(1)	"	"	高原	36	100	7.7	9		市道(100m)、道路(170m)	S59.12.11	高原(1)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号			
123	"	"	I-134	比屋根(3)	"	比屋根	上原	32	105	8.0	19		道路(485m)	無	比屋根(3)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号			
124	"	"	I-135	比屋根(2)	"	"	西原	35	295	14.0	12		道路(310m)	H1.9.16	比屋根(2)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号			
125	"	"	I-136	比屋根(1)	"	"	上原	35	185	14.3	14		道路(90m)	S61.9.16	比屋根(1)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号			
126	"	"	I-137	園田(1)	"	園田	園田三丁目	45	50	10.0	5			無	園田(1)	H20.12.5	第705号	R3.3.30	第222号			
127	"	"	I-138	園田(2)	"	"	"	40	100	12.5	26		市道(105m)	無	園田(2)	H20.12.5	第705号	R3.3.30	第222号			
128	"	"	I-139	久保田(1)	"	久保田	久保田二丁目	55	100	8.2	10		市道(120m)	H2.8.24	久保田(1)	H27.6.5	第354号					
129	"	"	I-140	久保田(2)	"	"	"	45	90	16.0	19			無	久保田(2)	H20.10.3	第597号	R3.3.30	第222号			
130	"	"	I-141	山里	"	山里	山里一丁目	42	160	8.1	19		市道(155m)	無	山里	H20.9.16	第558号	R3.3.30	第222号			
131	"	"	I-142	南桃園(1)	"	南桃園	南桃園四丁目	40	80	12.0	6		市道(50m)、道路(775m)、河川(395m)	無	南桃園(1)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号			
132	"	"	I-143	南桃園(2)	"	"	南桃園三丁目	40	160	8.5	11			無	南桃園(2)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号			
133	"	"	I-144	与儀(1)	"	与儀	田原	39	375	25.0	28		市道(190m)、道路(250m)	無	与儀(1)	H20.12.5	第705号	R3.3.30	第222号			
134	中部土木事務所	うるま市	I-146	屋敷名(1)	うるま市	与那城屋敷名	仲田原	35	100	16.4	11	福祉センター、郵便局	2 道路(70m)、河川(50m)、護岸(45m)、橋	無	屋敷名(1)	H26.3.14	第149号	R5.3.17	第146号			
135	"	"	I-147	屋敷名(2)	"	"	"	50	180	11.5	8		道路(75m)	無	屋敷名(2)	H26.3.14	第149号	R5.3.17	第146号			

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置		地		形		保		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	箇所名	土砂災害警戒区域		告示番号	告示年月日	指定年月日	告示番号	指定年月日
					大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設				指定年月日	告示番号					
136	"	"	I-148	南風原	"	勝連南風原	外当	49	270	32.5	27		道路(370m)	無	南風原	H26.3.14	第149号	R5.3.17	R5.3.17	第146号		第146号
137	"	"	I-149	比嘉(1)	"	勝連比嘉	交門司原	39	455	48.0	29		市道(770m)、道路(110m)、河川(145m)	H2.8.17	比嘉(1)	H26.3.14	第149号	R5.3.17	R5.3.17	第146号		第146号
138	"	"	I-150	比嘉(2)	"	"	伊雲の上原	90	310	9.0	20		市道(425m)、道路(20m)、河川(105m)	無	比嘉(2)	H26.3.14	第149号	R5.3.17	R5.3.17	第146号		第146号
139	"	北谷町	I-151	桑江	北谷町	桑江	宇殿地原	53	110	9.1	8		町道(40m)、道路(75m)	無	桑江	H22.8.24	第430号	R2.3.27	R2.3.27	第156号		第156号
140	"	"	I-152	吉原(1)	"	吉原	西角又原	60	550	8.7	56		市道(335m)、道路(130m)、河川(80m)	H2.8.17	吉原(1)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	R2.3.27	第156号		第156号
141	"	"	I-153	吉原(2)	"	"	勝刈一区	44	80	10.0	11		県道(50m)	無	吉原(2)	H27.12.1	第621号	R2.3.27	R2.3.27	第156号		第156号
142	"	"	I-154	吉原(3)	"	"	"	90	50	6.5	5			無	吉原(3)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	R2.3.27	第156号		第156号
143	"	"	I-155	吉原(4)	"	"	南桃原四丁目	39	350	14.8	58		町道(165m)、道路(230m)	無	吉原(4)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	R2.3.27	第156号		第156号
144	"	"	I-157	吉原(6)	"	"	南桃原三丁目	46	150	14.0	8		町道(90m)	無	吉原(6)	R4.12.27	第476号	R2.3.27	R2.3.27	第156号		第156号
145	"	"	I-158	吉原(7)	"	"	栄口原	90	170	6.0	21			無	吉原(7)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	R2.3.27	第156号		第156号
146	"	"	I-159	吉原(8)	"	"	東宇治原	42	250	10.0	58		県道(100m)、道路(215m)	無	吉原(8)	R3.3.29	第97号	R3.3.29	R3.3.29	第115号		第115号
147	"	"	I-160	吉原(9)	"	"	西宇治原	45	130	11.5	15		町道(30m)、道路(100m)	無	吉原(9)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	R2.3.27	第156号		第156号
148	"	"	I-161	吉原(10)	"	"	東宇治原	90	495	7.3	27		町道(25m)、道路(210m)	無	吉原(10)	R4.12.27	第476号	R2.3.27	R2.3.27	第156号		第156号
149	"	"	I-162	吉原(11)	"	"	東角又原	75	220	17.1	27		道路(155m)、河川(20m)	無	吉原(11)	R4.12.27	第476号	R2.3.27	R2.3.27	第156号		第156号
150	"	北中城村	I-163	島袋(1)	北中城村	島袋	九年堂原	33	800	20.0	57	小学校、神社	2村道(345m)、道路(690m)	H29.1.27	島袋(D-1) 島袋(D-2) 島袋(D-3)	H26.11.25	第801号	R2.3.27	R2.3.27	第157号		第157号
151	"	"	I-164	喜舎場(1)	"	喜舎場	西前原	40	330	19.3	22		1村道(300m)、道路(95m)	無	喜舎場(1)	H26.11.25	第601号	R2.3.27	R2.3.27	第157号		第157号
152	"	"	I-165	安谷屋(1)	"	安谷屋	下川原	75	450	13.2	46		村道(5m)、道路(80m)	H27.11.27	安谷屋(1)	R4.12.27	第477号	R2.3.27	R2.3.27	第157号		第157号

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

(令和5年4月1日現在)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

<自然斜面>

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地		形状		保対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	箇所名	土砂災害警戒区域		告示番号	指定年月日	告示番号	指定年月日		
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	公共的建物	公共施設	指定年月日				告示番号							
153	中部土木事務所	宜野湾市	I-166	普天間(1)	宜野湾市	普天間	普天間一丁目	90	200	10.2	23		市道(10m)	無	H28.2.16	第75号	第117号	R4.3.29	第117号		R4.3.29			
154	"	"	I-167	愛知	"	愛知	愛知原	49	205	15.0	16	1	市道(40m)、道路(80m)	無	H28.2.16	第75号	第117号	R4.3.29	第117号		R4.3.29			
155	"	"	I-168	志真志(1)	"	志真志	志真志原	55	100	11.0	9		市道(105m)、道路(115m)	無	H28.2.16	第75号	第117号	R4.3.29	第117号		R4.3.29			
156	"	"	I-169	我如古	"	我如古	我如古四丁目	50	200	25.0	10		道路(210m)、河川(150m)	無	H28.2.16	第75号	第117号	R4.3.29	第117号		R4.3.29			
157	"	"	I-170	真志喜	"	真志喜	真志喜一丁目	45	70	20.9	19			H4.10.2	第75号	第117号	R4.3.29	第117号		R4.3.29				
158	"	"	I-171	嘉敷(2)	"	大謝名	前原	44	600	31.7	68		道路(70m)、河川(645m)	無	R4.3.29	第99号	第117号	R4.3.29	第117号		R4.3.29			
159	"	"	I-172	嘉敷(1)	"	"	嘉敷四丁目	70	90	7.5	7		道路(95m)	S61.12.5	第75号	第117号	R4.3.29	第117号		R4.3.29				
160	"	中城村	I-173	津覇	中城村	津波	崎門原	46	110	8.7	7		国道(110m)	H25.5.21	第549号									
161	"	西原町	I-174	西原内間	西原町	内間	照佐富	35	170	19.4	12		県道(140m)、道路(140m)	無	H26.11.7	第569号	第159号	R2.3.27	第159号		R2.3.27			
162	"	"	I-175	与那川	"	小橋川	与那川	30	320	20.0	28		道路(155m)	無	H26.11.7	第569号	第159号	R2.3.27	第159号		R2.3.27			
163	"	"	I-176	鏡見謝	"	津花波	鏡見謝	66	300	11.5	22		道路(255m)	無	H26.11.7	第569号	第159号	R2.3.27	第159号		R2.3.27			
164	"	"	I-177	呉屋	"	呉屋	呉屋	50	225	22.0	10		町道(135m)、道路(55m)	無	H20.10.3	第597号	第159号	R2.3.27	第159号		R2.3.27			
165	"	"	I-178	棚原	"	棚原	浅原	43	100	18.6	1	1	道路(15m)	S59.12.11										
166	"	浦添市	I-179	牧港(1)	浦添市	牧港	牧港一丁目	34	1010	23.5	193	1	県道(160m)、市道(465m)、道路(160m)	無	H29.6.27	第347号	第487号	R4.12.27	第487号		R4.12.27			
167	"	"	I-180	牧港(2)	"	"	牧港三丁目	38	345	21.0	13		河川(55m)	無	R4.12.27	第479号	第487号	R4.12.27	第487号		R4.12.27			
168	"	"	I-181	港川(1)	"	港川	崎原	54	260	8.3	5		道路(50m)	無	H29.6.27	第347号	第487号	R4.12.27	第487号		R4.12.27			
169	"	"	I-182	港川(2)	"	"	港川原	36	150	20.4	12		道路(175m)	無	H29.6.27	第347号	第487号	R4.12.27	第487号		R4.12.27			
170	"	"	I-184	仲西	"	仲西	仲西一丁目	56	190	14.0	59		市道(230m)	無	H20.3.14	第158号								
171	"	"	I-185	宮城(1)	"	宮城	宮城二丁目	45	55	9.0	3	2	市道(75m)、道路(40m)、公園(1)	無	H28.9.20	第492号								

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置		地 形			保 全 対 象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	戸数					公共的建物	公共施設	箇所名
172	中部土木事務所	浦添市	I-186	勢理客(1)	浦添市	勢理客	勢理客二丁目	50	200	13.0	51	公民館	1 市道(40m)、道路(100m)			第479号	R4.12.27	第487号
173	"	"	I-187	勢理客(2)	"	"	"	50	180	7.0	27		市道(20m)			第492号	R4.12.27	第487号
174	"	"	I-188	内間(1)	"	内間	内間三丁目	76	105	11.4	22	高等学校	1 道路(100m)			第492号	H28.9.20	
175	"	"	I-189	内間(2)	"	"	内間五丁目	38	160	12.0	55		市道(25m)、道路(100m)			第492号	H28.9.20	第487号
176	"	"	I-190	大平(1)	"	大平	大平原	53	280	38.1	64		市道(220m)、道路(260m)			第492号	H28.9.20	
177	"	"	I-191	大平(2)	"	"	瓶平原	64	330	10.5	58	高等学校	1 国道(135m)			第492号	H28.9.20	第487号
178	"	"	I-192	安波茶(1)	"	仲間	仲間三丁目	48	260	22.8	20		道路(55m)、河川(100m)			第492号	H28.9.20	第487号
179	"	"	I-193	安波茶(2)	"	安波茶	安波茶三丁目	45	150	15.6	12		市道(150m)、道路(15m)			第615号	H20.10.14	第487号
180	"	"	I-194	経塚(2)	"	経塚	南経塚原	35	60	15.3	14		道路(80m)			第622号	H20.10.17	第487号
181	"	"	I-195	経塚(1)	"	"	下平大名原	49	425	8.0	38	保育園	1 県道(100m)、市道(75m)			第492号	H28.9.20	第487号
182	南部土木事務所	那覇市	I-196	大名	那覇市	首里大名町	大名二丁目	30	120	11.7	8		市道(50m)、道路(15m)			第141号	R5.3.17	第147号
183	"	"	I-197	石嶺	"	首里石嶺町	首里石嶺町三丁目	30	670	19.0	83		県道(605m)、市道(25m)、道路(300m)			第141号	R5.3.17	第147号
184	"	"	I-198	幸地	"	"	首里石嶺町四丁目	38	460	11.1	52	病院	市道(60m)、道路(350m)			第188号	H27.3.17	
185	"	"	I-199	儀保	"	首里儀保町	首里儀保町三丁目	42	250	9.5	38		市道(100m)、道路(30m)			第192号	H26.3.28	第147号
186	"	"	I-200	赤平(1)	"	首里赤平町	首里赤平町二丁目	59	200	15.4	7					第141号	R5.3.17	第147号
187	"	"	I-201	赤平(2)	"	"	"	55	50	12.8	12					第117号	H26.3.4	第147号
188	"	"	I-202	当之蔵	"	首里当之蔵町	当之蔵二丁目	40	240	14.4	13		河川(290m)			第141号	R5.3.17	第147号
189	"	"	I-204	赤田	"	首里赤田町	赤田一丁目	47	120	12.5	9		道路(110m)			第141号	R5.3.17	第147号
190	"	"	I-205	金城(1)	"	首里金城町	首里金城町四丁目	41	195	20.0	6		市道(55m)、道路(10m)、河川(80m)			第141号	R5.3.17	

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

(令和5年4月1日現在)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

<自然斜面>

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	戸数	公共的建物	公共施設		箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
191	南部土木事務所	那覇市	I-206	金城(2)	那覇市	首里金城町	首里金城町四丁目	46	350	23.0	39		道路(345m)	S63.9.24	金城(2)	H27.3.17	第188号		
192	"	"	I-207	山川(1)	"	首里山川町	首里山川町一丁目	37	130	36.4	41		県道(30m)	無	山川(1)	H27.3.17	第188号		
193	"	"	I-208	山川(2)	"	"	"	54	130	14.3	23		県道(30m)、市道(30m)	無	山川(2)	H27.3.17	第188号		第119号
194	"	"	I-209	首里寒川	"	首里寒川町	首里寒川町一丁目	41	85	11.1	9	1	神社	S56.6.4	首里寒川	H27.3.17	第188号		
195	"	"	I-210	繁多川(3)	"	繁多川	魚崎原	32	90	31.1	10		道路(65m)	無	繁多川(3)	H27.3.17	第188号		第147号
196	"	"	I-211	真嘉比	"	大道	上大道原	42	210	11.3	25		道路(205m)	解除 H25.6.28					
197	"	"	I-212	松川(1)	"	"	佐久間原	50	150	9.7	15	1	小学校	無	松川(1)	H27.3.17	第188号		
198	"	"	I-213	松川(2)	"	松川	後原	45	90	9.7	9		県道(80m)、道路(15m)	無	松川(2)	H27.3.17	第188号		
199	"	"	I-214	松川(3)	"	"	"	40	125	11.6	14		道路(60m)	無	松川(3)	H27.3.17	第188号		第119号
200	"	"	I-215	識名(1)	"	識名	西門原	41	200	7.6	20		市道(20m)、河川(145m)	S50.2.3	識名(1)	H26.3.4	第117号		
201	"	"	I-216	識名(2)	"	"	小又原	42	115	29.7	27		市道(30m)、公園(1)	無	識名(2)	H26.3.4	第117号		
202	"	"	I-217	長田	"	上間	底田原	48	300	20.5	185		市道(475m)、配水タンク(1)	無	長田	H26.3.4	第117号		
203	"	"	I-218	国場	"	国場	溝原	42	200	14.6	27		市道(45m)、道路(110m)	S62.9.22	国場	H26.3.4	第117号		
204	"	"	I-219	上間	"	上間	淵下原	35	70	12.5	5		市道(65m)	S61.12.5	上間	H26.3.4	第117号		
205	"	"	I-220	真地	"	真地	上原	44	170	16.0	5	1	高等学校	S59.12.11	真地	H26.3.4	第117号		第119号
206	"	"	I-221	安謝(1)	"	安謝	義理地原	80	80	9.5	8	1	神社	無	安謝(1)	H21.6.19	第363号		第147号
207	"	"	I-222	安謝(2)	"	"	山後原	80	150	8.3	29		道路(20m)	無	安謝(2)	H21.6.19	第363号		第147号
208	"	"	I-224	天久(1)	"	天久	柳川原	79	795	19.1	23	3	病院、火葬場、自練	S59.9.14	天久(1)-1 天久(1)-2 天久(1)-3 天久(1)-4	R5.3.17	第141号		第147号

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

(令和5年4月1日現在)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

<自然斜面>

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形		保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号								
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物					公共施設	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号		
209	南部土木事務所	那覇市	I-225	牧志	那覇市	牧志二丁目		90	130	13.0	16		市道(195m)、公園(1)		無	無	無	第147号	R5.3.17					
210	"	"	I-226	楚辺	"	楚辺一丁目		65	160	11.0	13				無	無	楚辺	第141号	R5.3.17				第147号	
211	"	"	I-227	古波蔵(1)	"	長作原		53	175	15.0	15		道路(85m)		S50.12.22	S50.12.22	古波蔵(1)	第141号	R5.3.17					第147号
212	"	"	I-228	古波蔵(2)	"	"		70	90	11.0	5				S61.9.16	S61.9.16	古波蔵(2)	第141号	R5.3.17					
213	"	"	I-229	山下(2)	"	山下町二丁目		40	215	35.0	19		国道(10m)、市道(295m)、道路(190m)、公園(1)		H3.10.4	H3.10.4	山下(2)	第141号	R5.3.17					第147号
214	"	"	I-230	山下(1)	"	山下町一丁目		32	475	31.1	79	小学校	1市道(560m)、道路(70m)		S50.12.1	S50.12.1	山下(1)	第141号	R5.3.17					第147号
215	"	"	I-231	小嶽(2)	"	後原		75	90	10.1	15		市道(15m)、道路(25m)		S52.5.12	S52.5.12	小嶽(2)	第117号	H26.3.4					
216	"	"	I-232	小嶽(1)	"	"		52	130	10.0	12		県道(60m)、市道(20m)、道路(40m)		S55.5.26	S55.5.26	小嶽(1)	第141号	R5.3.17					
217	"	"	I-233	小嶽(3)	"	雷盛原		37	195	32.9	23		市道(205m)、道路(55m)		S58.12.24	S58.12.24	小嶽(3)	第141号	R5.3.17					第147号
218	"	南風原町	I-234	大名(1)	南風原町	池之堂原		51	35	14.8	0	病院	1		無	無	大名(1)	第353号	H24.6.26					第120号
219	"	"	I-235	大名(2)	"	牛之巻原		45	185	38.0	0	病院、老人福祉施設	2	道路(20m)	無	無	大名(2)	第353号	H24.6.26					第120号
220	"	豊見城市	I-236	真玉橋(1)	豊見城市	後原		35	300	20.3	65		道路(305m)		H25.5.17	H25.5.17	真玉橋(1)	第64号	R3.3.30					第223号
221	"	"	I-238	根差部	"	前原		35	265	14.3	15	小学校、幼稚園	2	市道(80m)	無	無	根差部	第376号	H24.7.13					第223号
222	"	"	I-240	我那覇	"	後原		50	715	20.2	68	保育園	1	市道(105m)、道路(655m)、河川(125m)、橋(4)、公園(1)	H18.8.29	H18.8.29	我那覇	第559号	H20.9.16					第223号
223	"	"	I-241	上田(1)	"	上田原		63	345	17.0	40		市道(240m)、道路(25m)		H22.8.24	H22.8.24	上田(1)	第559号	H20.9.16					
224	"	"	I-242	上田(2)	"	山川原		41	120	10.4	25	老人保健施設	1	道路(295m)	無	無	上田(2)	第376号	H24.7.13					第223号
225	"	"	I-243	金良	"	金良原		46	150	16.0	11	公民館	1	市道(180m)、道路(155m)	H5.3.23	H5.3.23	金良	第376号	H24.7.13					第223号
226	"	"	I-244	翁長	"	ナンス川原		39	80	17.3	0	老人福祉施設	1	市道(110m)	無	無	翁長	第376号	H24.7.13					第223号
227	"	南城市	I-245	古堅	南城市	西古堅原		38	190	9.0	7		市道(90m)		無	無	古堅	第175号	H25.3.15					第224号

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		告示番号	
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設		箇所名	指定年月日		告示番号
228	南部土木事務所	糸満市	I-246	武富	糸満市	武富	那覇補原	39	400	11.0	24	保育園	1 市道(690m)、道路(60m)		H24.9.28	第467号		
229	"	"	I-247	糸満(2)	"	糸満	上組	70	175	14.0	24		市道(105m)		H23.6.10	第336号	R2.3.30	第225号
230	"	"	I-248	糸満(1)	"	"	"	32	60	14.5	7		市道(235m)		H23.6.10	第336号	R2.3.30	第225号
231	"	"	I-249	糸満(3)	"	"	町端	90	130	16.0	9		市道(20m)		H23.6.10	第336号	R2.3.30	第225号
232	"	"	I-250	糸満(4)	"	"	新島	66	55	14.0	9	文化会館	1 市道(30m)、道路(40m)		H23.6.10	第336号	R2.3.30	第225号
233	"	"	I-251	富里	南城市	富里	賀留川原	48	100	25.0	13		市道(100m)、道路(250m)		H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
234	"	"	I-253	百名	"	百名	久保田原	32	120	19.3	0	小学校	1		H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
235	"	"	I-254	仲村渠	"	仲村渠	後根原	31	130	18.8	5		市道(95m)		H25.3.15	第175号 第219号	R3.3.30	第224号
236	"	"	I-255	安座真	"	安座真	安座真原	40	400	6.0	11		市道(190m)		H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
237	"	"	I-256	座間味	座間味村	座間味	大川原	39	160	28.7	10				H28.8.23	第443号	H31.3.1	第89号
238	宮古土木事務所	宮古島市	I-257	佐良浜(1)	宮古島市	池間添	佐那浜	45	540	40.0	59	児童館	1		H31.3.5	第100号		
239	南部土木事務所	久米島町	I-258	阿嘉	久米島町	阿嘉	東原	37	174	18.1	11		町道(65m)		H26.11.25	第603号	H31.3.22	第141号
240	北部土木事務所	本部町	I-259	渡久地(3)	本部町	渡久地	渡久地原	38	270	13.3	38	郵便局、神社	2 町道(330m)、道路(55m)		H25.3.15	第174号	R5.3.17	第146号
241	中部土木事務所	うるま市	I-260	喜屋武	うるま市	喜屋武	下平良川原	66	180	15.7	16		県道(90m)		H26.3.14	第149号	H31.3.22	第140号
242	"	"	I-261	比謝江	読谷村	比謝江	比謝江原	90	90	15.8	6		国道(85m)		H27.10.27	第548号	H31.3.22	第222号
243	"	"	I-262	与儀(3)	沖繩市	与儀	田原	33	680	26.0	19		市道(60m)		H20.12.5	第705号	R2.3.30	第111号
244	南部土木事務所	糸満市	I-263	真栄里	糸満市	真栄里	真栄里原	41	215	9.8	9				H23.6.10	第336号	R4.3.29	第363号
245	北部土木事務所	伊平屋村	I-264	田名(1)	伊平屋村	田名	田名原	30	75	28.2	7		村道(90m)		H27.12.11	第634号	H29.7.4	第363号
246	"	"	I-265	島尻	"	島尻	島尻原	30	95	148.0	7		村道(80m)、道路(20m)		H27.12.11	第634号	H29.7.4	第363号

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形		保全部			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物		公共施設	箇所名	指定年月日	告示番号	指定年月日
247	北部土木事務所	国頭村	I-266	宜名真(2)	国頭村	宜名真	兼久原	40	200	55.8	24		村道(320m)、河川(20m)		H26.3.25	第170号		
248	"	"	I-267	楚洲(2)	"	楚州	我地	39	140	53.9	0	小・中学校			H26.3.25	第170号		
249	"	"	I-268	武見(2)	"	宜名真	盛津武原	39	130	134.9	7		国道(80m)、砂防ダム(1)		H26.3.25	第170号		
250	"	"	I-269	佐手(3)	"	佐手	前川原	51	100	43.9	6		国道(45m)、村道(40m)		H26.3.25	第170号		
251	"	"	I-270	与那(2)	"	与那	明地	41	250	15.1	10		道路(60m)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
252	"	"	I-271	辺土名(6)	"	辺戸名	又伊名原	38	200	49.2	6		国道(35m)、道路(30m)、河川(40m)、橋(1)		H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
253	"	大宜味村	I-272	田嘉里(4)	大宜味村	田嘉里	中福地	32	235	21.9	10		道路(295m)		H23.6.24	第358号		
254	"	"	I-273	謝名城(4)	"	謝名城	根謝銘	38	210	31.3	14		道路(210m)		H23.6.24	第358号		
255	"	"	I-274	喜如嘉(6)	"	喜如嘉	佐場原	36	90	59.1	0	保育園	1 国道(20m)		H23.6.24	第358号		
256	"	"	I-275	喜如嘉(7)	"	"	真謝上原	45	300	23.3	21		道路(340m)、河川(205m)		H23.6.24	第358号		
257	"	"	I-276	饒波(2)	"	饒波	渡口	45	135	64.6	0	高等学校	1 国道(25m)		H23.6.24	第358号		
258	"	"	I-277	饒波(3)	"	"	"	49	210	110.2	8	高等学校	1 道路(120m)		H23.6.24	第358号		
259	"	"	I-278	根路銘(4)	"	根路銘	島原	38	220	104.2	6		国道(190m)、道路(205m)		H23.6.24	第358号		
260	"	"	I-279	塩屋(5)	"	塩屋	兼久	37	50	17.7	0	保育所	1 道路(25m)		H23.6.24	第358号		
261	"	"	I-280	塩屋(6)	"	"	前川	30	185	67.4	16		国道(5m)、道路(10m)		H23.6.24	第358号		
262	"	"	I-281	屋古(2)	"	屋古	前田原	31	245	70.7	15		国道(215m)、道路(220m)、橋(1)		H23.6.24	第358号		
263	"	"	I-282	宮城原	"	宮城	宮城原	40	225	25.3	18		道路(105m)		H23.6.24	第358号		
264	"	"	I-283	津波(4)	"	津波	海染原	33	120	22.1	0	中学校	1		H23.6.24	第358号		
265	"	"	I-284	津波(5)	"	"	具志喜納原	62	110	18.6	1	小学校	1 国道(45m)、道路(85m)		H23.6.24	第358号		

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号	告示年月日	指定年月日	告示番号	告示年月日	指定年月日
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	戸数	公共的建物	公共施設									
266	北部土木事務所	大宜味村	I-285	津波(6)	大宜味村	津波	桃原上原	30	100	41.0	6	診療所	1 国道(30m)、河川(40m)	無	津波(6)	H23.6.24	第358号					
267	"	東村	I-286	川田(1)	東村	川田	川田原	51	70	17.1	5		道路(80m)	無	川田(1)-1 川田(1)-2	H24.2.28	第96号	H30.11.2	H30.11.2	第424号		
268	"	"	I-287	川田(2)	"	"	"	54	110	13.6	11	神社	1 村道(220m)、道路(10m)	無	川田(2)	H24.2.28	第96号	H30.11.2	H30.11.2	第424号		
269	"	"	I-288	慶佐次	"	慶佐次	慶佐次原	35	390	22.6	17	公民館	1 村道(190m)、道路(40m)、護岸(40m)	無	慶佐次	H24.2.28	第96号	H30.11.2	H30.11.2	第424号		
270	"	"	I-289	有銘(5)	"	有銘	福地原	45	215	33.2	7		道路(170m)	無	有銘(5)-1 有銘(5)-2	H24.2.28	第96号	H30.11.2	H30.11.2	第424号		
271	"	"	I-290	有銘(6)	"	"	照久原	46	320	17.3	13		道路(625m)、河川(50m)	無	有銘(6)-1 有銘(6)-2 有銘(6)-3	H24.2.28	第96号	H30.11.2	H30.11.2	第424号		
272	"	"	I-291	有銘(10)	"	"	"	41	112	21.0	6		道路(130m)	無	有銘(10)	H24.2.28	第96号	H30.11.2	H30.11.2	第424号		
273	"	"	I-292	有銘(12)	"	"	"	30	75	19.8	6		道路(70m)	無	有銘(12)-1 有銘(12)-2 有銘(12)-3	H24.2.28	第96号	H30.11.2	H30.11.2	第424号		
274	"	名護市	I-293	源河(7)	名護市	源河	田原	30	145	19.4	11		市道(130m)、道路(95m)	無	源河(7)	H22.3.16	第157号	R2.3.27	R2.3.27	第154号		
275	"	"	I-294	源河(9)	"	"	桃原	31	645	43.7	24		市道(285m)、道路(175m)、河川(520m)、橋(1)	無	源河(9)	H22.3.16	第157号	R2.3.27	R2.3.27	第154号		
276	"	"	I-295	嘉陽	"	嘉陽	マンカ原	44	50	62.3	5		国道(10m)	無	嘉陽	H22.3.16	第157号	R2.3.27	R2.3.27	第154号		
277	"	"	I-296	朱呂義(4)	"	三原	朱呂義	30	200	72.5	7		市道(50m)	無	朱呂義(4)	H21.10.16	第540号	H31.3.8	H31.3.8	第110号		
278	"	"	I-297	瀬嵩(1)	"	瀬嵩	新田	39	230	16.6	0	知的障害者支援施設	1	無	瀬嵩(1)	H21.2.3	第44号	R5.3.17	R5.3.17	第145号		
279	"	"	I-298	瀬嵩(2)	"	"	島原	50	270	29.6	12	公民館	1 国道(220m)、市道(40m)	無	瀬嵩(2)-1 瀬嵩(2)-2	R5.3.17	第139号	R5.3.17	R5.3.17	第145号		
280	"	"	I-299	瀬嵩(3)	"	"	前原	52	70	16.3	2	小学校	1 市道(65m)	無	瀬嵩(3)	H21.2.3	第44号	R5.3.17	R5.3.17	第145号		
281	"	"	I-300	瀬嵩(4)	"	"	綱護	43	160	47.7	4	市役所・交番・保健所	3 市道(100m)、道路(140m)	無	瀬嵩(4)	H21.2.3	第44号	R5.3.17	R5.3.17	第145号		
282	"	"	I-301	大川(6)	"	大川	道股	42	450	72.9	15		県道(80m)、道路(10m)、河川(80m)	無	大川(6)	H22.3.16	第157号	R2.3.27	R2.3.27	第154号		
283	"	"	I-302	楚久(1)	"	二見	楚久	37	250	48.9	7		市道(60m)、河川(210m)	無	楚久(1)-1 楚久(1)-2 楚久(1)-3	H22.11.9	第364号	R2.3.27	R2.3.27	第154号		

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	箇所名	土砂災害警戒区域		告示番号
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設				指定年月日	告示番号	
284	北部土木事務所	名護市	I-303	仲尾次(3)	名護市	仲尾次	川之上	35	70	25.9	6	公民館	1 市道(215m)、道路(70m)、公園(1)	無	仲尾次(3)	H22.11.9 第564号	R2.3.27	第154号	
285	"	"	I-304	川上(1)	"	川上	川上	41	205	16.4	13		道路(455m)	無	川上(1)	H22.11.9 第564号	R5.3.17	第145号	
286	"	"	I-305	川上(2)	"	前田	前田	72	175	10.0	5		市道(35m)、道路(15m)、河川(45m)、橋(2)	無	川上(2)	H22.11.9 第564号	R5.3.17	第145号	
287	"	"	I-306	山田(3)	"	振慶名	起真	33	65	20.8	5		市道(70m)、河川(65m)	無	山田(3)	H22.11.9 第564号	R2.3.27	第154号	
288	"	"	I-307	金川(1)	"	伊差川	金川	34	90	42.3	5		市道(115m)	無	金川(1)	H21.2.3 第44号	R2.3.27	第154号	
289	"	"	I-308	金川(2)	"	"	"	30	220	101.5	11		市道(255m)、道路(155m)	無	金川(2)	H21.2.3 第44号	R2.3.27	第154号	
290	"	"	I-309	大北(1)	"	名護	喜知留原	31	110	75.8	5		市道(50m)、道路(65m)	無	大北(1)	H22.11.9 第564号	R5.3.17	第145号	
291	"	"	I-310	仲尾(2)	"	仲尾	仲尾	39	245	27.8	10		市道(155m)、道路(55m)	無	仲尾(2)	H21.2.13 第76号	R2.3.27	第154号	
292	"	"	I-311	仲尾(3)	"	"	"	40	207	25.2	10		市道(300m)、トネ※(1)	無	仲尾(3)	H21.2.13 第76号	R2.3.27	第154号	
293	"	"	I-312	呉我(8)	"	呉我	鍛冶屋原	32	120	17.4	5		県道(40m)、市道(55m)、道路(20m)	無	呉我(8)	H22.3.16 第157号	R5.3.17	第145号	
294	"	"	I-313	田井等(3)	"	田井等	井ガヤ	64	130	9.5	7		道路(65m)	無	田井等(3)	H22.11.9 第564号	R2.3.27	第154号	
295	"	"	I-314	古我知(3)	"	古我知	古我知原	42	120	7.0	6		道路(10m)	無	古我知(3)	H21.10.16 第540号	R2.3.27	第154号	
296	"	"	I-315	大東(2)	"	名護	高原	41	280	38.2	35		道路(335m)、河川(25m)、橋(1)	無	大東(2)	H22.3.16 第157号	R2.3.27	第154号	
297	"	"	I-316	大東(3)	"	"	以上原	55	90	13.2	8		市道(35m)、道路(20m)	無	大東(3)	H22.3.16 第157号	R2.3.27	第154号	
298	"	"	I-317	名護(11)	"	"	山川原	36	245	52.9	9		市道(280m)、道路(100m)、河川(125m)、橋(1)	無	名護(11)	H21.2.3 第44号	R5.3.17	第145号	
299	"	"	I-318	数久田(3)	"	数久田	佐安原	34	100	33.2	5		市道(90m)、道路(25m)	無	数久田(3)	H21.2.13 第76号	R5.3.17	第145号	
300	"	"	I-319	数久田(4)	"	"	"	41	260	34.4	9		道路(140m)	無	数久田(4)	H21.2.13 第76号	R5.3.17	第145号	
301	"	"	I-320	許田(2)	"	許田	湊川原	55	70	35.6	12		市道(125m)、道路(30m)、河川(25m)、橋(1)	無	許田(2)	H21.10.16 第540号			
302	"	"	I-321	喜瀬(1)	"	喜瀬	上間原	51	140	20.4	6		国道(80m)、市道(90m)、道路(185m)	無	喜瀬(1)	H22.3.16 第157号	R2.3.27	第154号	

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号	告示年月日	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	指定年月日
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設										
303	北部土木事務所	名護市	I-322	宇茂佐(1)	名護市	宇茂佐	志味屋原	38	170	20.4	0	病院・身体障害者更正保護施設	2	国道(780m)、市道(205m)、道路(110m)	宇茂佐(1)	H22.3.16	第157号	R4.3.29	第112号				
304	"	"	I-323	宇茂佐(7)	"	"	西兼久原	43	340	21.3	59			H27.12.1	R4.3.29	第112号	R4.3.29	第112号					
305	"	"	I-324	旭川福地(1)	"	旭川	福地原	34	115	28.1	6			道路(90m)	旭川福地(1)-1 旭川福地(1)-2	H21.2.13	第76号	H31.2.12	第56号				
306	"	"	I-325	旭川福地(6)	"	"	"	41	70	24.0	5			市道(40m)、河川(25m)	旭川福地(6)	H21.2.13	第76号	H31.2.12	第56号				
307	"	"	I-326	旭川(1)	"	"	道又原	37	105	33.8	1	中学校、学生寮	2	道路(155m)	旭川(1)	H21.2.13	第76号	H31.2.12	第56号				
308	"	"	I-327	旭川(2)	"	"	"	36	110	64.4	6				旭川(2)	H21.2.13	第76号	H31.2.12	第56号				
309	"	"	I-328	山入端(2)	"	山入端	山入端	42	385	30.9	12	神社	1	国道(245m)、市道(105m)、道路(30m)	山入端(2)-1 山入端(2)-2	H27.3.20	第206号	R4.3.29	第112号				
310	"	今帰仁村	I-329	湧川(4)	今帰仁村	湧川	長辛原	35	180	29.7	5			道路(155m)	湧川(4)-1 湧川(4)-2 湧川(4)-3	H24.12.18	第607号	H31.1.22	第25号				
311	"	本部町	I-330	並里(8)	本部町	並里	千葉石原	36	75	17.2	7			道路(100m)、河川(100m)、橋(3)	並里(8)	H25.3.15	第174号						
312	"	"	I-331	伊野波(7)	"	伊野波	佐伊士間原	39	155	99.5	7			町道(105m)、道路(60m)、河川(65m)	伊野波(7)	H25.3.15	第174号						
313	"	"	I-332	伊野波(3)	"	"	前原	38	360	47.3	28	公民館・神社	2	町道(265m)、道路(330m)、河川(5m)	伊野波(3)	H25.3.15	第174号						
314	"	"	I-333	伊野波(5)	"	"	佐伊士間原	30	170	63.5	5			県道(30m)、道路(250m)	伊野波(5)	H25.3.15	第174号						
315	"	"	I-334	東泉河原(1)	"	山里	東泉河原	30	145	36.6	6			町道(55m)、道路(50m)	東泉河原(1)	H25.3.15	第174号						
316	"	"	I-335	東(2)	"	東	理地原	44	140	11.7	11			町道(105m)、道路(75m)、河川(15m)	東(2)	H25.3.15	第174号						
317	"	"	I-336	東(3)	"	"	"	43	140	28.2	13			町道(135m)、道路(95m)、河川(50m)、橋(1)	東(3)	H25.3.15	第174号						
318	"	"	I-337	野原	"	野原	野原原	30	90	20.2	6			道路(35m)	野原	H25.3.15	第174号						
319	"	"	I-338	渡久地(4)	"	渡久地	川底原	40	255	52.5	4	中学校・幼稚園・病院	3	道路(165m)、河川(250m)、護岸(60m)	渡久地(4)	H25.3.15	第174号						
320	"	"	I-339	大浜(2)	"	大浜	大小堀川	42	35	15.2	5				大浜(2)	H25.3.15	第174号						
321	"	伊江村	I-340	東江前	伊江村	東江前	東江前	36	90	26.2	6	交番・郵便局	2	村道(130m)	東江前	H27.1.16	第26号	H31.2.12	第57号				

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	告示番号	告示年月日	土砂災害特別警戒区域	指定年月日	告示番号	告示年月日	
					大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	公共的建物	公共施設	箇所名	指定年月日									告示番号
322	北部土木事務所	金武町	I-341	金武	金武	浜田原	48	115	14.8	9		町道(220m)		無	金武	H26.11.25	第600号					
323	中部土木事務所	うるま市	I-342	石川(1)	石川	長根原	47	145	11.9	5				無	石川(1)	H26.3.14	第149号	R5.3.17			第146号	
324	"	"	I-343	石川(2)	"	"	45	113	16.6	6				無	石川(2)	H26.3.14	第149号	R5.3.17			第146号	
325	"	"	I-344	石川(3)	"	長佐久原	73	195	6.4	5		市道(100m)		無	石川(3)	H26.3.14	第149号	R5.3.17			第146号	
326	"	"	I-345	石川(4)	"	富森原	54	195	10.8	6	保育所	1 市道(67m)、公園(1)		無	石川(4)	R5.3.17	第140号	R5.3.17			第146号	
327	"	"	I-346	東恩納(2)	石川東恩納	東原	49	130	16.1	5		国道(110m)、市道(70m)		無	東恩納(2)	H26.3.14	第149号	R5.3.17			第146号	
328	"	"	I-347	東恩納(3)	"	"	56	90	9.7	4	老人福祉施設	1 市道(100m)		無	東恩納(3)	H26.3.14	第149号	R5.3.17			第146号	
329	"	"	I-348	田場	田場	門原	45	120	11.5	5		県道(45m)、道路(25m)、河川(110m)		無	田場	H26.3.14	第149号	R5.3.17			第146号	
330	"	"	I-349	高江洲	"	志々神原	45	125	19.5	12		道路(75m)、河川(50m)		無	高江洲	H26.3.14	第149号	R5.3.17			第146号	
331	"	"	I-350	赤道(3)	"	赤道	39	50	7.0	5		道路(15m)		無	赤道(3)	H26.3.14	第149号	R5.3.17			第146号	
332	"	"	I-351	赤道(4)	"	"	43	100	23.3	1	保育所	1 道路(20m)		無	赤道(4)	H26.3.14	第149号	R5.3.17			第146号	
333	"	"	I-352	赤道(1)	"	大石原	46	150	20.8	7		道路(115m)		無	赤道(1)	H26.3.14	第149号	R5.3.17			第146号	
334	"	蔵谷村	I-353	座喜味(1)	座喜味	横田屋原	32	370	9.9	13		道路(215m)		無	座喜味(1)	H27.10.27	第548号	H31.3.22			第140号	
335	"	"	I-354	座喜味(2)	"	"	35	135	8.5	5				無	座喜味(2)	H27.10.27	第548号	H31.3.22			第140号	
336	"	嘉手納町	I-355	屋良	嘉手納町	後原	30	45	5.3	0	保育所	1		無								
337	"	"	I-356	水釜(3)	水釜	浜桁原	90	140	10.8	9		道路(10m)		無	水釜(3)	H27.10.27	第549号	H31.3.26			第152号	
338	"	沖繩市	I-357	池原(5)	池原	池原	90	105	9.3	8		市道(10m)		無	池原(5)	H27.6.5	第354号	R3.3.30			第222号	
339	"	"	I-358	八重島(2)	八重島	八重島川原	74	130	11.1	12	神社	1 道路(25m)		無	八重島(2)	H20.12.5	第705号					
340	"	"	I-359	嘉間良(2)	嘉間良	茶城原	41	125	11.4	8		市道(50m)、公園(1)		無	嘉間良(2)	H20.10.14	第614号					

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

(令和5年4月1日現在)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

<自然斜面>

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	箇所名 に関する法律による指定区域	土砂災害警戒区域		告示番号	
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	公共的建物	公共施設	指定年月日			告示番号	指定年月日		告示番号
341	中部土木事務所	沖繩市	I-360	嘉間良(4)	沖繩市	嘉間良	嘉間良原	30	120	15.3	9		市道(70m)、道路(60m)、公園(1)	無	嘉間良(4)	H20.10.14	第614号	R3.3.30	第222号
342	"	"	I-361	嘉間良(6)	"	"	不志久保原	53	80	12.4	9		道路(30m)	無	嘉間良(6)	H20.10.14	第614号	R3.3.30	第222号
343	"	"	I-362	越来	"	越来	深川原	61	153	10.5	7		市道(40m)	無	越来	H20.12.5	第705号	R3.3.30	第222号
344	"	"	I-363	嘉間良(5)	"	嘉間良	不志久保原	61	48	14.2	6		道路(5m)	無	嘉間良(5)	H20.10.14	第614号	R3.3.30	第222号
345	"	"	I-364	室川(2)	"	仲宗根	室川原	48	110	8.6	16		道路(10m)	無	室川(2)	H20.10.3	第597号	R3.3.30	第222号
346	"	"	I-365	比屋根(4)	"	比屋根	上原	30	155	13.2	9		市道(70m)、道路(40m)	無	比屋根(4)	H20.9.16	第558号	R3.3.30	第222号
347	"	うるま市	I-366	門口(1)	うるま市	与那城宮城	門口	44	270	22.4	13	神社	1 市道(40m)、道路(10m)	無	門口(1)	H26.3.14	第149号	R5.3.17	第146号
348	"	"	I-367	門口(2)	"	"	"	81	108	10.9	5		市道(10m)、道路(10m)	無	門口(2)	H26.3.14	第149号	R5.3.17	第146号
349	"	"	I-368	門口(3)	"	"	"	49	225	7.6	5	診療所	1 市道(35m)	無	門口(3)	H26.3.14	第149号	R2.3.27	第155号
350	"	"	I-369	屋慶名(4)	"	与那城屋慶名	熱田原	31	100	15.8	7		県道(50m)	無	屋慶名(4)	H26.3.14	第149号	R2.3.27	第155号
351	"	"	I-370	屋慶名(3)	"	"	舟田原	45	60	10.0	7		道路(65m)	無	屋慶名(3)	H26.3.14	第149号	R5.3.17	第146号
352	"	北谷町	I-371	吉原(14)	北谷町	吉原	西上原	45	60	6.6	7		道路(5m)	無	吉原(14)	R4.12.27	第476号	R2.3.27	第156号
353	"	"	I-372	吉原(15)	"	"	東上原	38	155	27.6	5	老人福祉施設、老人保健施設	2 町道(185m)、河川(60m)	H18.4.21	吉原(15)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号
354	"	"	I-373	吉原(13)	"	"	"	66	90	26.6	8		町道(60m)、道路(10m)	無	吉原(13)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号
355	"	"	I-374	玉上(1)	"	玉上	伊野波原	30	110	23.8	11		町道(105m)、道路(10m)、河川(10m)、橋(1)	無	玉上(1)	H22.8.24	第430号	R2.3.27	第156号
356	"	"	I-375	吉原(17)	"	吉原	東字地原	34	145	6.6	16		道路(40m)	無	吉原(17)	H27.12.1	第621号	R2.3.27	第156号
357	"	"	I-376	吉原(16)	"	"	"	63	89	8.2	5		道路(80m)	無	吉原(16)	R4.12.27	第476号	R2.3.27	第156号
358	"	北中城村	I-377	島袋(3)	北中城村	島袋	東新真川原	40	85	18.1	5		道路(70m)	無	島袋(3)	H26.11.25	第601号	R2.3.27	第157号
359	"	"	I-378	屋宜原(1)	"	屋宜原	西原	31	110	11.5	0	ろう学校	1	無	屋宜原(1)	H26.11.25	第601号		

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	告示番号	告示年月日	土砂災害特別警戒区域	告示番号	指定年月日	告示番号
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設								
360	中部土木事務所	北中城村	I-379	喜舎場(2)	北中城村	喜舎場	東前原	45	180	14.6	10	小学校、郵便局	2		無	H26.11.25	第601号	R2.3.27	第157号		
361	"	"	I-380	狹道	"	狹道	樋川原	39	89	19.4	8			無	H26.11.25	第601号	R2.3.27	第157号			
362	"	"	I-381	安谷屋(2)	北中城村	安谷屋	上原	32	60	15.2	7		村道(30m)、道路(10m)	無	H26.11.25	第601号	R2.3.27	第157号			
363	"	中城村	I-382	新垣(1)	中城村	新垣	後原	44	33	9.5	0	保育所	1	県道(10m)	無	H23.11.15	第549号	R2.3.27	第158号		
364	"	宜野湾市	I-383	普天間(2)	宜野湾市	普天間	東原	81	115	12.5	8			無	R4.3.29	第99号	R4.3.29	第117号			
365	"	"	I-384	野嵩(1)	"	野嵩	安里島原	30	310	22.4	27		県道(255m)、道路(230m)	無	R4.3.29	第99号	R4.3.29	第117号			
366	"	"	I-385	上原	"	上原	石嶺原	38	346	6.5	14		市道(120m)、道路(260m)	無	H28.2.16	第75号	R4.3.29	第117号			
367	"	"	I-386	志真志(3)	"	志真志	志真志原	46	145	12.2	10			無	R4.3.29	第99号	R4.3.29	第117号			
368	"	"	I-387	伊佐	"	伊佐	上原	33	83	18.5	12		市道(80m)	無	H28.2.16	第75号	R4.3.29	第117号			
369	"	"	I-388	大山(3)	"	大山	名利瀬原	31	103	22.7	12		市道(100m)	無	H28.2.16	第75号	R4.3.29	第117号			
370	"	"	I-389	大山(1)	"	"	東原	38	260	14.9	16		市道(60m)、道路(20m)	無	H28.2.16	第75号	R4.3.29	第117号			
371	"	"	I-390	大謝名	"	大謝名	前原	52	62	8.5	1	保育所	1		無	H28.2.16	第75号	R4.3.29	第117号		
372	"	"	I-391	嘉敷(4)	"	嘉敷	後原	32	165	23.4	16		市道(55m)、道路(65m)	無	H28.2.16	第75号	R4.3.29	第117号			
373	"	"	I-392	嘉敷(5)	"	"	"	33	173	16.8	9	拝所	1		無	H28.2.16	第75号	R4.3.29	第117号		
374	"	浦添市	I-393	安波茶(5)	浦添市	安波茶	前原	49	150	18.1	33		河川(40m)	無	H21.2.6	第58号	R4.12.27	第487号			
375	"	"	I-394	経塚(3)	"	経塚	北経塚原	40	285	25.4	23		道路(270m)、河川(245m)、橋(2)	無	H20.10.17	第622号					
376	"	"	I-395	前田(1)	"	前田	黒島原	30	196	13.1	5	老人福祉施設	1	市道(50m)	無	R4.12.27	第479号	R4.12.27	第487号		
377	"	"	I-396	前田(2)	"	"	真和志堂	35	90	17.8	0	沖縄国際センター	1		無	R4.12.27	第479号	R4.12.27	第487号		
378	"	"	I-397	沢岬(3)	"	沢岬	沢岬原	90	215	11.1	15		市道(30m)、道路(140m)	無	H28.9.20	第492号	R4.12.27	第487号			

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置		地形			保対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	告示番号	告示年月日	指定年月日	告示番号	指定年月日
					大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物							
379	中部土木事務所	浦添市	I-398	沢砥(2)	浦添市	端川原	42	100	13.5	11		無	沢砥(2)	H28.9.20	第492号	R4.12.27	第487号	
380	"	西原町	I-399	西原翁長(5)	西原町	東原	30	78	16.0	5		無	西原翁長(5)	H20.10.3	第597号	R2.3.27	第159号	
381	"	"	I-400	西原翁長(4)	"	後原	43	98	11.7	5		無	西原翁長(4)	H20.10.3	第598号	R2.3.27	第159号	
382	"	"	I-401	幸地(2)	"	下千増	39	100	9.0	37		無	幸地(2)	H27.3.13	第168号	R2.3.27	第159号	
383	南部土木事務所	那覇市	I-402	石嶺(6)	那覇市	首里石嶺町二丁目	34	240	10.2	25		無	石嶺(6)-1 石嶺(6)-2	H26.3.4	第117号	R5.3.17	第147号	
384	"	"	I-403	当之蔵(2)	"	首里赤田町一丁目	39	180	14.2	17		無	当之蔵(2)	H26.3.4	第117号			
385	"	"	I-404	末吉(2)	"	首里末吉町一丁目	90	85	13.3	9		無	末吉(2)	H26.3.28	第192号	R5.3.17	第147号	
386	"	"	I-405	儀保(2)	"	首里儀保町	55	60	13.3	5		無	儀保(2)	H26.3.28	第192号	R5.3.17	第147号	
387	"	"	I-406	山川(3)	"	首里桃源町二丁目	38	120	24.0	12		無	山川(3)	H27.3.17	第188号	R5.3.17	第147号	
388	"	"	I-407	首里大中	"	首里大中町一丁目	56	75	8.2	12		無	首里大中	R4.3.29	第101号	R4.3.29	第119号	
389	"	"	I-408	首里寒川(2)	"	松川原	30	120	22.6	12		無	首里寒川(2)	H27.3.17	第188号			
390	"	"	I-409	蔵名(3)	"	西門原	46	85	8.4	6		無	蔵名(3)-1	H26.3.4	第117号	R5.3.17	第147号	
391	"	"	I-410	国場(2)	"	国場	36	45	10.3	5		無	国場(2)	H26.3.4	第117号	R4.3.29	第119号	
392	"	"	I-411	小緑(4)	"	森口原	44	370	20.9	26		無	小緑(4)	H26.3.4	第117号	R5.3.17	第147号	
393	"	"	I-412	小緑(5)	"	"	35	55	12.9	11		無	小緑(5)	H26.3.4	第117号	R5.3.17	第147号	
394	"	"	I-413	小緑(6)	"	"	55	25	8.9	1	1	無	小緑(6)	H26.3.4	第117号	R5.3.17	第147号	
395	"	"	I-414	田原	"	伊地埴原	42	200	10.3	16		無	田原-1 田原-2	H26.3.4	第117号	R4.3.29	第119号	
396	"	"	I-415	宇栄原(2)	"	宇栄原	60	150	11.2	9	1	無	宇栄原(2)	H26.3.4	第117号			
397	"	"	I-416	高良	"	慶良喜原	41	145	14.3	28		無	高良	H26.3.4	第117号	R4.3.29	第119号	

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	箇所名	土砂災害警戒区域		告示番号	
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	戸数	公共的建物	公共施設				指定年月日	告示番号		指定年月日
398	南部土木事務所	那覇市	I-417	仲嘉地	那覇市	宇栄原	松川原	55	135	12.5	8	小学校	1	道路(15m)	無	名嘉地	R4.3.29	第101号	R4.3.29	第119号
399	"	南風原町	I-418	新川(2)	南風原町	新川	新川原	30	80	16.9	11			道路(200m)	無	新川(2)	H24.6.26	第353号	R4.3.29	第120号
400	"	"	I-419	兼城	"	兼城	兼城原	37	115	12.3	9			町道(70m)	無	兼城	H24.6.26	第353号	R4.3.29	第120号
401	"	豊見城市	I-420	真玉橋(3)	豊見城市	真玉橋	西原	38	140	16.7	13			県道(30m)、道路(10m)	無	真玉橋(3)	H24.7.13	第376号	R3.3.30	第223号
402	"	"	I-421	鏡波後原(2)	"	鏡波	後原	31	130	15.8	0	中学校	1		無	鏡波後原(2)	H24.7.13 R3.3.30	第376号 第218号		
403	"	"	I-422	鏡波後原(1)	"	"	"	30	310	22.6	0	小学校	1	道路(105m)	無	鏡波後原(1)	H24.7.13	第376号	R3.3.30	第223号
404	"	"	I-423	平良	"	平良	平良原	39	300	34.5	15	公民館	1	市道(265m)、道路(70m)	無	平良	H24.7.13	第376号	R3.3.30	第223号
405	"	"	I-424	武富(3)	"	高嶺	溝原	47	210	11.6	12			市道(120m)	H26.1.1-7	武富(3)	H29.8.15	第410号		
406	"	"	I-425	高安(1)	"	高安	高安原	33	105	11.7	11			道路(15m)	無	高安(1)	H24.7.13	第376号	R3.3.30	第223号
407	"	"	I-426	豊見城(3)	"	豊見城	石火橋原	45	235	26.5	6			県道(95m)、市道(40m)、道路(145m)	無	豊見城(3)	H24.7.13	第376号	R3.3.30	第223号
408	"	"	I-427	豊見城(2)	"	"	勢理名原	35	155	10.8	13			市道(140m)、道路(60m)	無	豊見城(2)	H24.7.13	第376号	R3.3.30	第223号
409	"	"	I-428	豊見城渡嘉敷	"	渡嘉敷	大田原	42	170	20.8	13			道路(205m)	無	豊見城渡嘉敷	H24.7.13	第376号	R3.3.30	第223号
410	"	"	I-429	我那覇(2)	"	我那覇	前原	41	85	18.2	7			道路(160m)	H22.8.24	我那覇(2)	H24.7.13	第376号		
411	"	"	I-430	田頭	"	田頭	東原	37	350	26.3	8	保育園	1		無	田頭	H24.7.13	第376号	R3.3.30	第223号
412	"	南城市	I-431	大里平良	南城市	大里	平良原	30	210	13.4	6			道路(10m)	無	大里平良-1 大里平良-2	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
413	"	"	I-432	大里江原	"	"	江原	38	50	9.7	1	保育園	1		無	大里江原	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
414	"	"	I-433	大城	"	大城	前原	47	80	23.6	7			道路(60m)	無	大城	H25.3.15 R3.3.30	第175号 第219号		
415	"	"	I-434	稲嶺(2)	"	稲嶺	久方原	30	75	42.2	8			市道(70m)	無	稲嶺(2)	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号
416	"	"	I-435	大里仲間(2)	"	仲間	保切原	46	410	17.0	25			市道(305m)	無	大里仲間(2)-1 大里仲間(2)-2	H25.3.15	第175号	R3.3.30	第224号

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置		地		形		保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	箇所名	土砂災害警戒区域		告示番号
					大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設				指定年月日	告示番号	
417	南部土木事務所	南城市	I-436	親慶原	親慶原	上親慶原	34	70	16.4	8	神社	1市道(60m)	無	H25.3.15 第175号	親慶原	H25.3.15 第175号	R3.3.30	第224号
418	"	"	I-437	久手堅	久手堅	ワンジノ原	44	185	14.6	0	小学校	1	無	H25.3.15 第175号	久手堅	H25.3.15 第175号	R3.3.30	第224号
419	"	渡嘉敷村	I-438	渡嘉敷(1)	渡嘉敷	泊兼久原	36	355	83.5	13	役場・小・中学校	2県道(90m)、道路(60m)、発電所	無	H26.12.16 第655号	渡嘉敷(1)	H26.12.16 第655号	H31.2.12	第58号
420	"	"	I-439	渡嘉敷(2)	"	"	36	80	37.0	5		道路(60m)	無	H26.12.16 第655号	渡嘉敷(2)	H26.12.16 第655号	H31.2.12	第58号
421	"	"	I-440	渡嘉敷(3)	"	西原	52	200	23.5	21	神社	1道路(305m)	H31.3.1	H26.12.16 第655号	渡嘉敷(3)	H26.12.16 第655号	H31.2.12	第58号
422	"	"	I-441	渡嘉敷(4)	"	"	45	100	24.9	7		道路(65m)、河川(25m)	H31.3.1	H26.12.16 第655号	渡嘉敷(4)	H26.12.16 第655号	H31.2.12	第58号
423	"	座間味村	I-442	座間味(2)	座間味	座間味	42	130	18.5	0	小・中学校	1道路(25m)、河川(25m)	無	H28.8.23 第443号	座間味(2)	H28.8.23 第443号	H31.2.12	第89号
424	"	久米島町	I-443	字根(1)	字根	シルカイラ原	35	105	34.7	7		町道(70m)	無	H26.11.25 第603号	字根(1)	H26.11.25 第603号	H31.2.12	第141号
425	"	"	I-444	字根(2)	"	"	48	215	13.6	8			無	H26.11.25 第603号	字根(2)	H26.11.25 第603号	H31.2.12	第141号
426	八重山土木事務所	竹富町	I-445	西表白浜(1)	白浜	仲良	46	120	35.9	1	小・中学校	1道路(70m)	無	H25.4.26 第278号	白浜(1)-1 白浜(1)-2 白浜(1)-3 白浜(1)-4	H25.4.26 第278号		
427	"	"	I-446	西表白浜(2)	"	"	56	115	35.6	10	公民館	1道路(160m)	無	H25.4.26 第278号	白浜(2)-1 白浜(2)-2	H25.4.26 第278号		
428	北部土木事務所	名護市	I-447	為又(1)	為又	福地原	37	45	9.6	1	公民館	1道路(35m)	無	H28.5.13 第261号	為又(1)	H28.5.13 第261号	R2.3.27	第154号
429	"	"	I-448	名護(1)	名護	太田原	45	75	20.8	4	商工会館	1市道(21m)	無	H22.3.16 第157号	名護(1)	H22.3.16 第157号	R5.3.17	第145号
430	"	"	I-449	喜瀬(2)	喜瀬	大苗代原	42	130	25.2	3	公民館	1市道(15m)、道路(90m)	無	H22.3.16 第157号	喜瀬(2)	H22.3.16 第157号	R2.3.27	第154号
431	"	本部町	I-450	檜名原(3)	伊豆味	檜名原	40	110	31.8	5			無	H25.3.15 第174号	檜名原(3)	H25.3.15 第174号		
432	"	"	I-451	陣城(1)	"	陣名原	51	155	31.6	6		県道(65m)、町道(140m)、道路(50m)	無	H25.3.15 第174号	陣城(1)	H25.3.15 第174号		
433	中部土木事務所	浦添市	I-452	牧港(3)	牧港	牧港五丁目	30	85	16.2	3	自動車運転免許教習所	1	無	H28.9.20 第492号	牧港(3)	H28.9.20 第492号	R4.12.27	第487号



別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置		地		形		保全対象		急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)以外の箇所	急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)以外の箇所	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害警戒区域	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号			
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物									公共施設	指定年月日	告示番号
	南砺土木事務所												湖平(1)	H23.6.10	第336号	R3.3.30	第225号						
													湖平(2)			R3.3.30	第225号						
													大里			R3.3.30	第225号						
													瀬長(2)			R3.3.30	第223号						
													与根			R3.3.30	第223号						
													豊見城渡嘉敷(2)			R3.3.30	第223号						
													百名(2)	H28.6.14	第338号	R3.3.30	第224号						
													百名(3)	H28.6.14	第338号	R3.3.30	第224号						
													百名(4)	H28.6.14	第338号	R3.3.30	第224号						
													古堅(2)			R3.3.30	第224号						
													大里江原(2)			R3.3.30	第224号						
													大城(2)			R3.3.30	第224号						
													稲嶺			R3.3.30	第224号						
													新里			R3.3.30	第224号						
													垣花			R3.3.30	第224号						
													中山(1)			R3.3.30	第224号						
													中山(2)			R3.3.30	第224号						
													松川(4)	R4.3.29	第101号	R4.3.29	第119号						
													山川(4)	R4.3.29	第101号	R4.3.29	第119号						
													小祿(8)	R4.3.29	第101号	R4.3.29	第119号						
													宇栄原(3)	R4.3.29	第101号	R4.3.29	第119号						
													宇栄原・豊見城	R4.3.29	第101号	R4.3.29	第119号						
													末吉(3)	R5.3.17	第141号	R5.3.17	第147号						
													末吉(4)	R5.3.17	第141号	R5.3.17	第147号						
													平良	R5.3.17	第141号	R5.3.17	第147号						
													赤平(3)	R5.3.17	第141号	R5.3.17	第147号						
													赤平(4)	R5.3.17	第141号	R5.3.17	第147号						
													繁多川(4)	R5.3.17	第141号	R5.3.17	第147号						
													小祿(7)	R5.3.17	第141号	R5.3.17	第147号						
													狩俣	H30.4.17	第200号								
													西里	H30.4.17	第200号								
													西仲宗根	H30.4.17	第200号								
													東仲宗根	H30.4.17	第200号								
													新里	H30.4.17	第200号								
													佐良浜(3)	H30.4.17	第200号								
													宮古土木事務所										

全ての急傾斜地崩壊危険箇所が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当することを意味するものではない。

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地			形状			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)		公共的建物	公共施設	箇所名
434	中部土木事務所	うるま市	I-800	池味	うるま市	与那城池味	池味	50	90	11.8	8			市道(115m)	無	池味	H26.3.14	第149号	R5.3.17	第146号
435	"	北谷町	I-801	吉原(5)	北谷町	吉原	嘉良川原	64	155	9.0	10			公園(1)	無	吉原(5)	H27.12.1	第621号		
436	"	宜野湾市	I-802	新城	宜野湾市	新城	新城二丁目	80	55	8.0	6				無	新城	H28.2.16	第75号	R4.3.29	第117号
437	"	浦添市	I-803	牧港(4)	浦添市	牧港	牧港三丁目	90	120	10.1	0	病院	1	県道(20m)	無	牧港(4)	H28.9.20	第492号	R4.12.27	第487号
438	"	"	I-804	城間	"	城間	城間四丁目	88	90	9.1	23			道路(40m)	無	城間	R4.12.27	第479号	R4.12.27	第487号
439	"	"	I-805	安波茶(3)	"	経塚	南経塚原	34	300	43.9	41	高等学校	1	市道(540m)	無	安波茶(3)-1 安波茶(3)-2	H20.10.17	第622号	R4.12.27	第487号
440	"	"	I-806	安波茶(4)	"	安波茶	老年原	64	40	8.3	5				無	安波茶(4)	H28.9.20	第492号	R4.12.27	第487号
441	"	"	I-807	宮城(2)	"	宮城	宮城二丁目	30	190	15.0	39			道路(85m)	無	宮城(2)	R4.12.27	第479号	R4.12.27	第487号
442	"	"	I-808	大平(3)	"	大平	大平二丁目	88	120	5.2	57				無	大平(3)	H28.9.20	第492号	R4.12.27	第487号
443	"	"	I-809	大平(4)	"	"	追年原	65	80	18.4	2	職業能力開発校	1	道路(250m)	無	大平(4)	H28.9.20	第492号	R4.12.27	第487号
444	"	西原町	I-810	棚原(2)	西原町	棚原	白河	44	100	12.6	5			県道(40m)	無	棚原(2)	H21.5.1	第289号	R2.3.27	第159号
445	南部土木事務所	那覇市	I-811	石嶺(4)	那覇市	首里石嶺町	首里石嶺町二丁目	63	190	13.0	14			道路(35m)	無	石嶺(4)	H27.3.17	第188号		
446	"	"	I-812	石嶺(3)	"	"	"	90	70	5.9	9			市道(25m)	無	石嶺(3)	H27.3.17	第188号	R5.3.17	第147号
447	"	"	I-813	石嶺(2)	"	"	"	63	170	11.3	20			道路(40m)	無	石嶺(2)	H27.3.17	第188号	R5.3.17	第147号
448	"	"	I-814	鳥堀	"	首里鳥堀町	首里鳥堀町五丁目	74	60	9.7	9			道路(41m)	無	首里鳥堀	H26.3.4	第117号	R5.3.17	第147号
449	"	"	I-815	金城	"	首里崎山町	首里崎山町一丁目	83	80	10.5	23	保育園	1	道路(30m)	無	金城	H27.3.17	第188号	R4.3.29	第119号
450	"	"	I-816	真地(2)	"	真地	山田原	43	235	42.2	20	盲学校、高等学校	2		無	真地(2)-1 真地(2)-2	R5.3.17 H26.11.25	第141号 第602号		
451	"	"	I-817	末吉(1)	"	首里平良町	首里平良町二丁目	70	70	11.3	11			道路(135m)	無	末吉(1)	H26.3.28	第192号	R5.3.17	第147号
452	"	"	I-818	繁多川(1)	"	繁多川	金城前原	43	250	16.6	19	中学校	1	市道(150m)、道路(25m)	無	繁多川(1)-1 繁多川(1)-2	R5.3.17	第141号	R5.3.17	第147号

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)

〈人工斜面〉 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。 (令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地			形状			保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設	箇所名	指定年月日		告示番号	指定年月日	告示番号	指定年月日
453	南部土木事務所	那覇市	I-819	繁多川(2)	那覇市	繁多川	野座原	52	180	13.7	105			道路(190m)	繁多川(2)-1 繁多川(2)-2	H27.3.17	第188号			
454	"	"	I-820	識名(3)	"	識名	識名四丁目	33	140	35.8	33			市道(155m)	識名(3)-2	R4.3.29	第101号	R4.3.29	第119号	
455	"	"	I-821	天久(2)	"	天久	前原	85	120	8.5	68	ホテル	1		天久(2)	R5.3.17	第141号	R5.3.17	第147号	
456	"	"	I-822	上之屋	"	上之屋	上之屋原	82	60	9.0	5				上之屋	H27.3.17	第188号	R5.3.17	第147号	
457	"	"	I-823	宇栄原(1)	"	小禄	万越原	43	150	14.1	9	小学校	1	市道(10m)、道路(100m)	宇栄原(1)	H26.3.4	第117号			
458	"	南風原町	I-824	北丘	南風原町	宮平	平原	31	150	25.2	5	小学校	1	町道(110m)	北丘 北丘(2)	H18.7.28	第523号	R4.3.29	第120号	
459	"	"	I-825	新川(1)	"	兼城	大子原	54	250	12.5	43			道路(280m)	新川(1)	H24.6.26	第353号	R4.3.29	第120号	
460	"	豊見城市	I-826	真玉橋(2)	豊見城市	真玉橋	後原	55	100	10.8	7			道路(10m)	真玉橋(2)	H25.1.29	第64号	R3.3.30	第223号	
461	"	"	I-827	嘉数	"	嘉数	"	45	240	18.1	30			市道(285m)、道路(105m)	嘉数	H24.7.13 R3.3.30	第376号 第218号	R3.3.30	第223号	
462	"	"	I-828	豊見城(1)	"	豊見城	火番原	49	85	19.3	0	診療所	1	市道(110m)	豊見城(1)	H24.7.13	第376号	R3.3.30	第223号	
463	"	南城市	I-829	稲嶺(1)	南城市	稲嶺	西謝原	41	505	7.0	48	体育館、自治会集会場	2	市道(790m)						
464	"	糸満市	I-830	武富(2)	糸満市	武富	那波嶺原	49	90	11.5	10			市道(135m)	武富(2)	H24.7.27	第389号			
465	"	"	I-831	糸満兼城	"	兼城	上原	60	220	15.0	8			市道(320m)						

全ての急傾斜地崩壊危険箇所が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当することを意味するものではない。

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地		形		保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設	箇所名		指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
466	北部土木事務所	伊平屋村	Ⅱ-1	田名(2)	伊平屋村	田名	田名原	70	32	53.1	2	村道(80m)		無	H27.12.11	第634号	H29.7.4	第363号
467	"	"	Ⅱ-2	我喜屋	"	我喜屋	我喜屋原	80	38	12.5	2	道路(30m)		無	H27.12.11	第634号	H29.7.4	第363号
468	"	国頭村	Ⅱ-3	辺戸(2)	国頭村	辺戸	大謝原	75	45	15.3	3			無	H26.3.25	第170号		
469	"	"	Ⅱ-4	伊江	"	楚洲	伊江原	70	37	32.5	4	村道(70m)		無	H26.3.25	第170号		
470	"	"	Ⅱ-5	佐手(1)	"	佐手	白兼久原	95	42	28.4	4	村道(80m)		無	H26.3.25	第170号		
471	"	"	Ⅱ-6	謝敷(2)	"	謝敷	謝敷原	55	33	30.2	1			無	H26.3.25	第170号		
472	"	"	Ⅱ-7	辺土名(4)	"	辺土名	山地名原	45	44	68.2	1	国道(10m)		無	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
473	"	"	Ⅱ-8	辺土名(5)	"	"	又伊名原	40	52	20.3	1	村道(40m)		無	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
474	"	"	Ⅱ-9	桃原(2)	"	"	新田原	25	41	14.0	1			無	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
475	"	"	Ⅱ-10	桃原(1)	"	桃原	桃原	85	44	36.6	4			無	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
476	"	"	Ⅱ-11	奥間(4)	"	奥間	大保謝原	330	37	64.0	4			無	H26.3.25	第170号	R4.3.29	第111号
477	"	大宜味村	Ⅱ-12	喜如嘉(8)	大宜味村	喜如嘉	板敷原	40	37	62.0	1	国道(45m)		無	H23.6.24	第358号		
478	"	"	Ⅱ-13	饒波(3)	"	饒波	苗代	30	47	58.8	1			無	H23.6.24	第358号		
479	"	"	Ⅱ-14	根路銘(2)	"	根路銘	外間原	45	36	26.9	2	道路(60m)		無	H23.6.24	第358号		
480	"	"	Ⅱ-15	根路銘(3)	"	"	"	55	36	19.9	2	河川(70m)		無	H23.6.24	第358号		
481	"	"	Ⅱ-16	根路銘(4)	"	"	"	85	41	26.1	3			無	H23.6.24	第358号		
482	"	"	Ⅱ-17	安根	"	上原	安根	110	31	24.3	4	国道(20m)、道路(110m)		無	H23.6.24	第358号		

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被書想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

＜自然斜面＞

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

(令和5年4月1日現在)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域		
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設		箇所名	指定年月日	告示番号
483	北部土木事務所	大直味村	II-18	押川(1)	押川	ウシチャヤ堂	20	56	8.0	2	道路(40m)	無	H23.6.24	第358号		
484	"	"	II-19	押川(2)	"	ウシチャヤ堂	60	42	30.2	3	道路(90m)、河川(70m)、橋(1)	無	H23.6.24	第358号		
485	"	"	II-20	押川(3)	"	"	52	41	21.0	2	道路(40m)	無	H23.6.24	第358号		
486	"	"	II-21	白浜(1)	白浜	白浜	170	40	70.0	4	県道(60m)、道路(60m)	無	H23.6.24	第358号		
487	"	"	II-22	白浜(2)	"	"	100	36	72.6	2	道路(175m)	無	H23.6.24	第358号		
488	"	東村	II-23	高江(1)	高江	上新川原	85	33	64.1	3	道路(150m)	無	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号
489	"	"	II-24	高江(2)	"	"	65	36	12.5	1	道路(30m)	無	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号
490	"	"	II-25	有銘(9)	有銘	照久原	140	33	19.1	1	道路(105m)	無	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号
491	"	"	II-26	有銘(8)	"	"	30	37	41.0	1	道路(45m)	無				
492	"	"	II-27	有銘(7)	"	"	150	34	80.9	4	道路(120m)、河川(40m)	無	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号
493	"	"	II-28	有銘(11)	"	"	30	45	24.1	1	道路(20m)	無	H24.2.28	第96号	H30.11.2	第424号
494	"	名護市	II-29	源河(1)	源河	仲瀬原	90	31	86.0	3	道路(170m)	無	H22.3.16	第157号	R2.3.27	第154号
495	"	"	II-30	源河(6)	"	"	60	35	90.0	1	道路(45m)	無	H22.3.16	第157号	R2.3.27	第154号
496	"	"	II-31	源河(8)	"	田原	195	30	31.8	4	道路(60m)	無	H22.3.16	第157号	R2.3.27	第154号
497	"	"	II-32	源河(10)	"	桃原	80	49	13.3	3	市道(50m)、道路(55m)、河川(60m)、橋(1)、ポンプ場(1)	無	H22.3.16	第157号	R2.3.27	第154号
498	"	"	II-33	安部	安部	山川股	45	33	15.7	2	国道(5m)	無	H22.3.16	第157号	R2.3.27	第154号

別表7 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地			形		保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号	指定年月日	告示番号
					市・町・村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設	箇所名	指定年月日						
499	北部土木事務所	名護市	II-34	嘉陽福地(1)	名護市	三原	嘉陽福地	100	39	70.8	1			無	H22.3.16	第157号	H31.3.8	第110号		
500	"	"	II-35	嘉陽福地(2)	"	"	"	45	45	43.6	1			無	H22.3.16	第157号	H31.3.8	第110号		
501	"	"	II-36	嘉陽福地(3)	"	"	嘉陽福地	45	49	30.3	1	市道(50m)、道路(20m)		無	H22.3.16	第157号	H31.3.8	第110号		
502	"	"	II-37	嘉陽福地(4)	"	"	"	45	45	56.7	2	市道(50m)		無	H22.3.16	第157号	H31.3.8	第110号		
503	"	"	II-38	嘉陽福地(5)	"	"	"	50	42	47.0	1	市道(50m)、河川(10m)		無	H22.3.16	第157号	H31.3.8	第110号		
504	"	"	II-39	三原福地(1)	"	"	福地	25	42	24.1	1	市道(30m)、河川(25m)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
505	"	"	II-40	三原福地(2)	"	"	"	30	41	82.2	1	市道(25m)、河川(45m)、橋(1)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
506	"	"	II-41	三原福地(3)	"	"	"	25	35	41.4	1	市道(30m)、河川(35m)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
507	"	"	II-42	三原福地(4)	"	"	"	35	33	17.8	1	市道(30m)、河川(30m)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
508	"	"	II-43	三原福地(5)	"	"	"	70	40	50.5	2	市道(60m)、河川(55m)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
509	"	"	II-44	三原福地(6)	"	"	"	80	54	46.1	1	道路(10m)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
510	"	"	II-45	三原福地(7)	"	"	"	30	47	16.0	1	市道(30m)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
511	"	"	II-46	三原福地(8)	"	"	"	25	41	31.8	1	市道(15m)、河川(15m)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
512	"	"	II-47	三原福地(9)	"	"	"	30	36	54.6	1	市道(25m)、河川(15m)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
513	"	"	II-48	三原福地(10)	"	"	"	25	32	30.3	1			無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
514	"	"	II-49	三原福地(11)	"	"	"	100	47	75.1	3	市道(110m)、道路(110m)、河川(110m)、橋(2)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
515	"	"	II-50	三原中田(1)	"	"	中田	60	43	68.8	2	市道(450m)、河川(30m)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		
516	"	"	II-51	三原中田(2)	"	"	"	220	38	47.5	3	市道(165m)、河川(110m)		無	H21.10.16	第540号	H31.3.8	第110号		

＜自然斜面＞ 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

(令和5年4月1日現在)